

茨城県地域防災計画  
(地震災害対策計画編)  
新旧対照表

平成 29 年 3 月

改定前	改定後	備考
地震災害対策計画編	地震災害対策計画編	
目 次	目 次	
第1章 総 則	第1章 総 則	
第1節 地震災害対策計画の概要 . . . . . 1	第1節 地震災害対策計画の概要 . . . . . 1	
第1 計画の目的 . . . . . 1	第1 計画の目的 . . . . . 1	
第2 計画の用語 . . . . . 1	第2 計画の用語 . . . . . 1	
第3 計画の構成 . . . . . 1	第3 計画の構成 . . . . . 1	
第4 基本方針 . . . . . 1	第4 基本方針 . . . . . 2	
第2節 茨城県の防災環境 . . . . . 3	第2節 茨城県の防災環境 . . . . . 3	
第1 自然環境の特性 . . . . . 3	第1 自然環境の特性 . . . . . 3	
1 地 形 . . . . . 3	1 地 形 . . . . . 3	
2 地 質 . . . . . 3	2 地 質 . . . . . 3	
第2 社会環境の特性 . . . . . 3	第2 社会環境の特性 . . . . . 2	
1 概 要 . . . . . 3	1 概 要 . . . . . 3	
2 人口の見通し . . . . . 4	2 人口の見通し . . . . . 4	
3 経済の見通し . . . . . 4	3 経済の見通し . . . . . 4	
4 広域交通ネットワークの整備 . . . . . 5	4 広域交通ネットワークの整備 . . . . . 5	
5 生活環境の変化 . . . . . 6	5 生活環境の変化 . . . . . 6	
第3節 茨城県の地震被害 . . . . . 7	第3節 茨城県の地震被害 . . . . . 7	
第1 地震災害の歴史 . . . . . 7	第1 地震災害の歴史 . . . . . 7	
第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震 . . . . . 11	第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震 . . . . . 13	
第4節 各機関の業務の大綱 . . . . . 12	第4節 各機関の業務の大綱 . . . . . 14	
第1 茨城県 . . . . . 12	第1 茨城県 . . . . . 14	
第2 市町村 . . . . . 12	第2 市町村 . . . . . 14	
第3 指定地方行政機関 . . . . . 13	第3 指定地方行政機関 . . . . . 15	
第4 自衛隊 . . . . . 16	第4 自衛隊 . . . . . 18	
第5 指定公共機関 . . . . . 16	第5 指定公共機関 . . . . . 18	
第6 指定地方公共機関 . . . . . 18	第6 指定地方公共機関 . . . . . 20	
第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者 . . 19	第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者 . . 21	
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 . 20	第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 . 22	
第1 対策に携わる組織の整備 . . . . . 20	第1 対策に携わる組織の整備 . . . . . 22	

1 活動体系の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・21	1 活動体系の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
2 県の活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・23	2 県の活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
3 市町村の活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	3 市町村の活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
4 防災関係機関等の活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	4 防災関係機関等の活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
5 第4次地震防災緊急事業五箇年計画の推進・・・・・・・・・・25	5 第5次地震防災緊急事業五箇年計画の推進・・・・・・・・・・27
第2 相互応援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・26	第2 相互応援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
1 応援要請・受入体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・27	1 応援要請・受入体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備・・・・・・・・29	2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備・・・・・・32
第3 防災組織等の活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・30	第3 防災組織等の活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
1 自主防災組織の育成・連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・31	1 自主防災組織の育成・連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
2 事業所防災体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・32	2 事業所防災体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
3 ボランティア組織の育成・連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・33	3 ボランティア組織の育成・連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
4 企業防災の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35	4 企業防災の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進・・・・・・・・36	5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進・・・・・・40
第4 情報通信ネットワークの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・37	第4 情報通信ネットワークの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
1 情報通信設備の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・38	1 情報通信設備の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
2 防災情報ネットワークシステムの整備・・・・・・・・・・40	2 防災情報ネットワークシステムの整備・・・・・・・・・・44
3 アマチュア無線ボランティアの確保・・・・・・・・・・40	3 アマチュア無線ボランティアの確保・・・・・・・・・・44
第2節 地震に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・41	第2節 地震に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
第1 防災まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・41	第1 防災まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
1 防災まちづくり方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・42	1 防災まちづくり方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
2 防災空間の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43	2 防災空間の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
3 防災拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	3 防災拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
4 市街地開発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	4 市街地開発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
5 避難施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45	5 避難施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進・・・・・・・・・・47	第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進・・・・・・・・・・52
1 建築物の耐震化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・48	1 建築物の耐震化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
2 建築物の不燃化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・50	2 建築物の不燃化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
3 建築物の液状化被害予防対策の推進・・・・・・・・・・50	3 建築物の液状化被害予防対策の推進・・・・・・・・・・55
4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等・・・・・・・・・・51	4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等・・・・・・・・・・56
5 文化財保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52	5 文化財保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
第3 土木施設の耐震化等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・53	第3 土木施設の耐震化等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
1 道路施設の耐震化等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・54	1 道路施設の耐震化等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
2 鉄道施設の耐震化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・54	2 鉄道施設の耐震化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
3 海岸、河川、砂防、 <u>ため池</u> 、 <u>ダム</u> の耐震化の推進・・・・54	3 海岸、河川、砂防、 <u>農業用ため池</u> 、 <u>ダム</u> の耐震化の推進・59

4 港湾、漁港の耐震化の推進・・・・・・・・・・	55	4 港湾、漁港の耐震化の推進・・・・・・・・・・	60
第4 ライフライン施設の耐震化の推進・・・・・・・・	57	第4 ライフライン施設の耐震化の推進・・・・・・・・	62
1 電力施設の耐震化・・・・・・・・・・	58	1 電力施設の耐震化・・・・・・・・・・	63
2 電話施設の耐震化・・・・・・・・・・	58	2 電話施設の耐震化・・・・・・・・・・	63
3 都市ガス施設の耐震化・・・・・・・・・・	59	3 都市ガス施設の耐震化・・・・・・・・・・	64
4 上水道施設の耐震化・・・・・・・・・・	61	4 上水道施設の耐震化・・・・・・・・・・	66
5 下水道施設の耐震化・・・・・・・・・・	61	5 下水道施設の耐震化・・・・・・・・・・	66
6 廃棄物処理施設・・・・・・・・・・	62	6 廃棄物処理施設・・・・・・・・・・	67
第5 地盤災害防止対策の推進・・・・・・・・・・	63	第5 地盤災害防止対策の推進・・・・・・・・・・	68
1 地盤災害危険度の把握・・・・・・・・・・	64	1 地盤災害危険度の把握・・・・・・・・・・	69
2 土地利用の適正化の誘導・・・・・・・・・・	64	2 土地利用の適正化の誘導・・・・・・・・・・	69
3 斜面崩壊防止対策の推進・・・・・・・・・・	64	3 斜面崩壊防止対策の推進・・・・・・・・・・	69
4 造成地災害防止対策の推進・・・・・・・・・・	65	4 造成地災害防止対策の推進・・・・・・・・・・	70
5 地盤沈下防止対策の推進・・・・・・・・・・	65	5 地盤沈下防止対策の推進・・・・・・・・・・	70
6 液状化防止対策等の推進・・・・・・・・・・	65	6 液状化防止対策等の推進・・・・・・・・・・	70
第6 危険物等施設の安全確保・・・・・・・・・・	67	第6 危険物等施設の安全確保・・・・・・・・・・	72
1 石油類等危険物施設の予防対策・・・・・・・・	68	1 石油類等危険物施設の予防対策・・・・・・・・	73
2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策・・	69	2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策・・	74
3 毒劇物取扱施設の予防対策・・・・・・・・	70	3 毒劇物取扱施設の予防対策・・・・・・・・	75
4 放射線使用施設の予防対策・・・・・・・・	71	4 放射線使用施設の予防対策・・・・・・・・	75
第3節 被害軽減への備え・・・・・・・・・・	72	第3節 被害軽減への備え	
第1 緊急輸送への備え・・・・・・・・・・	72	第1 緊急輸送への備え・・・・・・・・・・	77
1 緊急輸送道路の指定・整備・・・・・・・・	73	1 緊急輸送道路の指定・整備・・・・・・・・	78
2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備・・	74	2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備・・	79
3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備・・	74	3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備・・	79
第2 消火活動、救助・救急活動への備え・・	76	第2 消火活動、救助・救急活動への備え・・	81
1 出火予防・・・・・・・・・・	77	1 出火予防・・・・・・・・・・	82
2 消防力の強化・・・・・・・・・・	77	2 消防力の強化・・・・・・・・・・	82
3 救助力の強化・・・・・・・・・・	78	3 救助力の強化・・・・・・・・・・	83
4 救急力の強化・・・・・・・・・・	79	4 救急力の強化・・・・・・・・・・	84
5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上・・	79	5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上・・	84
第3 医療救護活動への備え・・・・・・・・・・	81	第3 医療救護活動への備え・・・・・・・・・・	86
1 医療救護施設の確保・・・・・・・・・・	82	1 医療救護施設の確保・・・・・・・・・・	87
2 後方医療施設の整備・・・・・・・・・・	82	2 後方医療施設の整備・・・・・・・・・・	87
3 医薬品等の確保・・・・・・・・・・	84	3 医薬品等の確保・・・・・・・・・・	89

4	医療機関間情報網の整備	85	4	医療機関間情報網の整備	90
5	医療関係者に対する訓練等の実施	85	5	医療関係者に対する訓練等の実施	91
6	医療関係団体との協力体制の強化	86	6	医療関係団体との協力体制の強化	91
7	医療ボランティアの確保	86	7	医療ボランティアの確保	92
第4	被災者支援のための備え	87	第4	被災者支援のための備え	93
1	指定緊急避難場所・指定避難所の指定	88	1	指定緊急避難場所・指定避難所の指定	94
2	食料，生活必需品等の供給体制の整備	90	2	食料，生活必需品等の供給体制の整備	97
3	応急給水・応急復旧体制の整備	94	3	応急給水・応急復旧体制の整備	100
4	罹災証明書の交付	95	4	罹災証明書の交付	101
第5	要配慮者安全確保のための備え	96	第5	要配慮者安全確保のための備え	102
1	社会福祉施設等の安全体制の確保	97	1	社会福祉施設等の安全体制の確保	103
2	在宅要配慮者の救護体制の確保	98	2	在宅要配慮者の救護体制の確保	104
3	外国人に対する防災対策の充実	99	3	外国人に対する防災対策の充実	105
第6	燃料不足への備え	102	第6	燃料不足への備え	108
1	燃料の調達，供給体制の整備	103	1	燃料の調達，供給体制の整備	109
2	重要施設・災害応急対策車両等の指定	103	2	重要施設・災害応急対策車両等の指定	109
3	災害応急対策車両専用・優先給油所の指定	104	3	災害応急対策車両専用・優先給油所の指定	110
4	平常時の心構え	104	4	平常時の心構え	110
第4節	防災教育・訓練	105	第4節	防災教育・訓練	
第1	防災教育	105	第1	防災教育	111
1	一般県民向けの防災教育	106	1	一般県民向けの防災教育	112
2	児童生徒等に対する防災教	107	2	児童生徒等に対する防災教育	114
3	防災対策要員に対する防災教育	108	3	防災対策要員に対する防災教育	115
第2	防災訓練	109	第2	防災訓練	116
1	総合防災訓練	110	1	総合防災訓練	117
2	県，市町村及び防災関係機関等が実施する訓練	110	2	県，市町村及び防災関係機関等が実施する訓練	117
3	事業所，自主防災組織及び住民等の訓練	111	3	事業所，自主防災組織及び住民等の訓練	118
第3	災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承	113	第3	災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承	120
1	基礎的調査研究	114	1	基礎的調査研究	121
2	防災アセスメントの実施	115	2	防災アセスメントの実施	122
3	被害想定調査の実施	115	3	被害想定調査の実施	122
4	災害対策に関する調査研究	115	4	災害対策に関する調査研究	122
5	災害教訓の伝承	116	5	災害教訓の伝承	123
第3章	災害応急対策計画		第3章	災害応急対策計画	
第1節	初動対応	117	第1節	初動対応	124

第1 職員参集・動員・・・・・・・・・・・・・117	第1 職員参集・動員・・・・・・・・・・・・・124	
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容・・・・・・・・・・118	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容・・・・・・・・・・125	
2 職員の動員・参集・・・・・・・・・・・・・120	2 職員の動員・参集・・・・・・・・・・・・・127	
第2 災害対策本部・・・・・・・・・・・・・125	第2 災害対策本部・・・・・・・・・・・・・132	
1 県・・・・・・・・・・・・・126	1 県・・・・・・・・・・・・・133	
2 市町村，指定地方行政機関等・・・・・・・・・・・・・139	2 市町村，指定地方行政機関等・・・・・・・・・・・・・147	
3 国の現地対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・139	3 国の現地対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・147	
	4 合同調整所の設置・・・・・・・・・・・・・147	
第2節 災害情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・140	第2節 災害情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・149	
第1 通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・140	第1 通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・149	
1 専用通信設備の運用・・・・・・・・・・・・・141	1 専用通信設備の運用・・・・・・・・・・・・・150	
2 代替通信機能の確保・・・・・・・・・・・・・141	2 代替通信機能の確保・・・・・・・・・・・・・150	
3 アマチュア無線ボランティアの活用・・・・・・・・・・・・・145	3 アマチュア無線ボランティアの活用・・・・・・・・・・・・・153	
第2 災害情報の収集・伝達・報告・・・・・・・・・・・・・146	第2 災害情報の収集・伝達・報告・・・・・・・・・・・・・155	
1 地震情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・147	1 地震情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・157	
2 被害概況の把握・・・・・・・・・・・・・150	2 被害概況の把握・・・・・・・・・・・・・160	
3 被害情報・措置情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・151	3 被害情報・措置情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・161	
4 国への報告・・・・・・・・・・・・・157	4 国への報告・・・・・・・・・・・・・167	
第3 災害情報の広報・・・・・・・・・・・・・159	第3 災害情報の広報・・・・・・・・・・・・・169	
1 広報活動・・・・・・・・・・・・・160	1 広報活動・・・・・・・・・・・・・170	
2 報道機関への対応・・・・・・・・・・・・・162	2 報道機関への対応・・・・・・・・・・・・・172	
第3節 応援・派遣・・・・・・・・・・・・・164	第3節 応援・受援・・・・・・・・・・・・・174	
第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保・・・・・・・・・・164	第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保・・・・・・・・・・174	
1 自衛隊に対する災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・165	1 自衛隊に対する災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・175	
2 自衛隊の判断による災害派遣・・・・・・・・・・・・・167	2 自衛隊の判断による災害派遣・・・・・・・・・・・・・177	
3 自衛隊受入体制の確立・・・・・・・・・・・・・168	3 自衛隊受入体制の確立・・・・・・・・・・・・・178	
4 災害派遣部隊の撤収要請・・・・・・・・・・・・・170	4 災害派遣部隊の撤収要請・・・・・・・・・・・・・180	
5 経費の負担・・・・・・・・・・・・・170	5 経費の負担・・・・・・・・・・・・・180	
第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行 行・・・・・・・・・・・・・171	第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行 ・・・・・・・・・・・・・181	
1 応援要請の実施・・・・・・・・・・・・・172	1 応援要請の実施・・・・・・・・・・・・・182	
2 応急措置の代行・・・・・・・・・・・・・175	2 応急措置の代行・・・・・・・・・・・・・185	
3 応援受入体制の確保・・・・・・・・・・・・・175	3 応援受入体制の確保・・・・・・・・・・・・・185	
4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保・・・・・・・・176	4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保・・・・・・・・186	
第3 他都道府県被災時の応援・・・・・・・・・・・・・179	第3 他都道府県被災時の応援・・・・・・・・・・・・・189	

1 他都道府県への応援・派遣・・・・・・・・・・	179	1 他都道府県への応援・派遣・・・・・・・・・・	189
第4節 被害軽減対策・・・・・・・・・・	181	第4節 被害軽減対策・・・・・・・・・・	191
第1 警備対策・・・・・・・・・・	181	第1 警備対策・・・・・・・・・・	191
1 警備体制・・・・・・・・・・	182	1 警備体制・・・・・・・・・・	192
2 警備実施・・・・・・・・・・	182	2 警備実施・・・・・・・・・・	192
3 警備活動に対する援助要求・・・・・・・・・・	184	3 警備活動に対する援助要求・・・・・・・・・・	194
第2 避難勧告・指示・誘導・・・・・・・・・・	186	第2 避難勧告，避難指示（緊急），誘導・・・・・・・・・・	196
1 避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報・・・・・・・・・・	187	1 避難勧告，避難指示（緊急），避難準備・高齢者等避難開始 ・・・・・・・・・・	197
2 警戒区域の設定・・・・・・・・・・	189	2 警戒区域の設定・・・・・・・・・・	199
3 避難の誘導・・・・・・・・・・	189	3 避難の誘導・・・・・・・・・・	199
4 広域避難（広域一時滞在）・・・・・・・・・・	190	4 広域避難（広域一時滞在）・・・・・・・・・・	200
第3 緊急輸送・・・・・・・・・・	192	第3 緊急輸送・・・・・・・・・・	202
1 緊急輸送の実施・・・・・・・・・・	194	1 緊急輸送の実施・・・・・・・・・・	204
2 緊急輸送のための道路の確保・・・・・・・・・・	194	2 緊急輸送のための道路の確保・・・・・・・・・・	204
3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保・・・・・・・・・・	196	3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保・・・・・・・・・・	206
4 緊急輸送状況の把握・・・・・・・・・・	201	4 緊急輸送状況の把握・・・・・・・・・・	210
5 交通規制・・・・・・・・・・	201	5 交通規制・・・・・・・・・・	210
第4 消火活動，救助・救急活動，水防活動，海上災害対策活 動・・・・・・・・・・	205	第4 消火活動，救助・救急活動，水防活動，海上災害対策活動 ・・・・・・・・・・	214
1 消火活動・・・・・・・・・・	206	1 消火活動・・・・・・・・・・	215
2 救助・救急活動・・・・・・・・・・	208	2 救助・救急活動・・・・・・・・・・	217
3 水害防止活動・・・・・・・・・・	210	3 水害防止活動・・・・・・・・・・	219
4 海上災害対策活動・・・・・・・・・・	211	4 海上災害対策活動・・・・・・・・・・	220
第5 応急医療・・・・・・・・・・	214	第5 応急医療・・・・・・・・・・	222
1 応急医療体制の確保・・・・・・・・・・	215	1 応急医療体制の確保・・・・・・・・・・	224
2 応急医療活動・・・・・・・・・・	216	2 応急医療活動・・・・・・・・・・	225
3 後方支援活動・・・・・・・・・・	218	3 後方支援活動・・・・・・・・・・	227
第6 危険物等災害防止対策・・・・・・・・・・	223	第6 危険物等災害防止対策・・・・・・・・・・	232
1 危険物等流出対策・・・・・・・・・・	224	1 危険物等流出対策・・・・・・・・・・	233
2 石油類等危険物施設の安全確保・・・・・・・・・・	225	2 石油類等危険物施設の安全確保・・・・・・・・・・	234
3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保・・・・・・・・・・	225	3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保・・・・・・・・・・	234
4 毒劇物取扱施設の完全確保・・・・・・・・・・	225	4 毒劇物取扱施設の安全確保・・・・・・・・・・	234
第7 燃料対策・・・・・・・・・・	227	第7 燃料対策・・・・・・・・・・	236
1 連絡体制の確保と情報の収集・・・・・・・・・・	228	1 連絡体制の確保と情報の収集・・・・・・・・・・	237

2 重要施設への燃料の供給	228	2 重要施設への燃料の供給	237
3 災害応急対策車両への燃料の供給	228	3 災害応急対策車両への燃料の供給	237
4 燃料の確保	229	4 燃料の確保	238
5 県民への広報	229	5 県民への広報	238
第5節 被災者生活支援	230	第5節 被災者生活支援	239
第1 被災者の把握等	230	第1 被災者の把握等	239
1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握	231	1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握	240
2 罹災証明書の交付	232	2 罹災証明書の交付	241
第2 避難生活の確保、健康管理	233	第2 避難生活の確保、健康管理	242
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営	234	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営	243
2 避難所等における生活環境の整備	237	2 避難所等における生活環境の整備	246
3 健康管理	238	3 健康管理	247
4 精神保健、心のケア対策	239	4 精神保健、心のケア対策	248
第3 ボランティア活動の支援	241	第3 ボランティア活動の支援	251
1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営	242	1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営	252
2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力	243	2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力	253
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達	244	第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達	254
1 ニーズの把握	245	1 ニーズの把握	255
2 相談窓口の設置	245	2 相談窓口の設置	255
3 被災者への情報伝達	246	3 被災者への情報伝達	256
4 安否情報の提供	247	4 安否情報の提供	257
第5 生活救援物資の供給	248	第5 生活救援物資の供給	258
1 食料、生活必需品等の供給	249	1 食料、生活必需品等の供給	259
2 応急給水の実施	252	2 応急給水の実施	262
第6 要配慮者安全確保対策	254	第6 要配慮者安全確保対策	264
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策	255	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策	265
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策	256	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策	266
3 外国人に対する安全確保対策	257	3 外国人に対する安全確保対策	267
第7 応急教育	259	第7 応急教育	270
1 児童生徒等の安全確保	260	1 児童生徒等の安全確保	271
2 応急教育	261	2 応急教育	272
第8 帰宅困難者対策	263	第8 帰宅困難者対策	274
1 各機関の <u>取り組み</u>	263	1 各機関の <u>取組</u>	274
第9 義援物資対策	266	第9 義援物資対策	277
1 義援物資の供給	266	1 義援物資の供給	278

第10 愛玩動物の保護対策・・・・・・・・・・	268	第10 愛玩動物の保護対策・・・・・・・・・・	279
1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護	268	1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護	280
2 避難所における動物の適正飼養に係る措置	269	2 避難所における動物の適正飼養に係る措置	280
第6節 災害救助法の適用・・・・・・・・・・	270	第6節 災害救助法の適用・・・・・・・・・・	281
1 被害状況の把握及び認定	271	1 被害状況の把握及び認定	282
2 救助法の適用基準	272	2 救助法の適用基準	283
3 救助法の適用手続き	273	3 救助法の適用手続き	284
4 救助法による救助	274	4 救助法による救助	285
5 災害対策基金等の管理	274	5 災害対策基金等の管理	285
6 郵政事業に係る特別取扱い	274	6 郵政事業に係る特別取扱い	285
第7節 応急復旧・事後処理・・・・・・・・・・	276	第7節 応急復旧・事後処理・・・・・・・・・・	287
第1 建築物の応急復旧・・・・・・・・・・	276	第1 建築物の応急復旧・・・・・・・・・・	287
1 応急危険度判定	277	1 応急危険度判定	288
2 住宅の応急修理	278	2 住宅の応急修理	289
3 応急仮設住宅の設置	279	3 応急仮設住宅の提供	290
4 建築物の応急復旧への支援	280	4 建築物の応急復旧への支援	291
第2 土木施設の応急復旧・・・・・・・・・・	281	第2 土木施設の応急復旧・・・・・・・・・・	292
1 道路の応急復旧	282	1 道路の応急復旧	293
2 港湾、漁港の応急復旧	283	2 港湾、漁港の応急復旧	294
3 鉄道の応急復旧	283	3 鉄道の応急復旧	294
4 その他土木施設の応急復旧	291	4 その他土木施設の応急復旧	302
第3 ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・	293	第3 ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・	304
1 電力施設の応急復旧	294	1 電力施設の応急復旧	305
2 電話施設の応急復旧	297	2 電話施設の応急復旧	308
3 都市ガス施設の応急復旧	301	3 都市ガス施設の応急復旧	312
4 上水道施設の応急復旧	302	4 上水道施設の応急復旧	313
5 下水道施設の応急復旧	304	5 下水道施設の応急復旧	315
第4 清掃・防疫・障害物の除去・・・・・・・・	306	第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去	317
1 清掃	307	1 災害廃棄物の処理	318
2 防疫	309	2 防疫	320
3 障害物の除去	311	3 障害物の除去	322
第5 行方不明者等の捜索・・・・・・・・・・	313	第5 行方不明者等の捜索・・・・・・・・・・	324
1 行方不明者等の捜索	314	1 行方不明者等の捜索	325
2 遺体の処理	314	2 遺体の処理	325
3 遺体の火葬	315	3 遺体の火葬	326

第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画
第1節 被災者の生活の安定化・・・317	第1節 被災者の生活の安定化・・・328
第1 義援金品の募集及び配分・・・317	第1 義援金の募集及び配分・・・328
1 義援金品の募集及び受付・・・318	1 義援金の募集及び受付・・・329
2 委員会の設置・・・318	2 委員会の設置・・・329
3 義援金品の保管・・・318	3 義援金の保管・・・329
4 義援金品の配分・・・319	4 義援金の配分・・・329
第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付・・・320	第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付・・・331
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付・・・321	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付・・・332
2 災害見舞金の支給・・・322	2 災害見舞金の支給・・・334
3 生活福祉資金の貸付・・・322	3 生活福祉資金の貸付・・・334
4 母子寡婦福祉資金の貸付・・・324	4 母子寡婦福祉資金の貸付・・・336
5 農林漁業復旧資金・・・324	5 農林漁業復旧資金・・・337
6 中小企業復興資金・・・326	6 中小企業復興資金・・・339
7 住宅復興資金・・・327	7 住宅復興資金・・・339
第3 租税及び公共料金等の特例措置・・・329	第3 租税及び公共料金等の特例措置・・・341
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置・・・329	1 国税等の徴収猶予及び減免の措置・・・341
2 その他公共料金の特例措置・・・330	2 その他公共料金の特例措置・・・341
第4 雇用対策・・・331	第4 雇用対策・・・343
1 離職者への措置・・・332	1 離職者への措置・・・344
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置・・・332	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置・・・344
3 被災事業主に関する措置・・・332	3 被災事業主に関する措置・・・344
第5 住宅建設の促進・・・334	第5 住宅建設の促進・・・346
1 建設計画の作成・・・334	1 建設計画の作成・・・346
2 事業の実施・・・335	2 事業の実施・・・347
3 入居者の選定・・・335	3 入居者の選定・・・347
第6 被災者生活再建支援法の適用・・・336	第6 被災者生活再建支援法の適用・・・348
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定・・・337	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定・・・349
2 支援法の適用基準・・・337	2 支援法の適用基準・・・349
3 支援法の適用手続き・・・338	3 支援法の適用手続き・・・350
4 支援金の支給額・・・339	4 支援金の支給額・・・351
5 支援金支給申請手続き・・・339	5 支援金支給申請手続き・・・351
6 支援金の支給・・・340	6 支援金の支給・・・352
(新規)	第7 茨城県被災者生活支援補助事業等による支援金の支

	給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 353	
	<u>1 被害状況の把握及び被災世帯の認定</u> ・・・・・・・・・・・・ 354	
	<u>2 補助事業の適用基準</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 354	
	<u>3 補助事業の適用手続</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 354	
	<u>4 支援金の支給額</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 355	
	<u>5 支援金支給申請手続</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 355	
	<u>6 支援金の支給</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 356	
	<u>7 市町村への補助</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 356	
第2節 被災施設の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341	第2節 被災施設の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 357	
1 災害復旧事業計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342	1 災害復旧事業計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 358	
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成・・・・ 342	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成・・・・ 358	
3 災害復旧事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 343	3 災害復旧事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 359	
4 解体、がれき処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 344	4 解体、がれき処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 360	
第3節 激甚災害の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346	第3節 激甚災害の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 362	
1 災害調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346	1 災害調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 362	
2 激甚災害指定の <u>手続き</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 349	2 激甚災害指定の <u>手続</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 365	
第4節 復興計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 350	第4節 復興計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 366	
1 事前復興対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351	1 事前復興対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 367	
2 復興対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351	2 復興対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 367	
3 復興方針・計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 352	3 復興方針・計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 368	
4 復興事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 352	4 復興事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 368	

改定前	改定後	備考
<p>第1章 総則                      第1節 地震災害対策計画の概要                      第1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、茨城県防災会議が策定する計画であって、県内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、県、指定地方行政機関、市町村、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、本県の地域における地震による災害予防、災害応急対策、災害復旧及び東海地震の警戒宣言時の緊急応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とするものである。</p> <p>なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和52年法律第84号）に基づく鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域に<u>かかる</u>災害対策に関しては、茨城県石油コンビナート等防災計画と、原子力に関する災害対策に関しては、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）と十分調整を図るものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>第1章 総則                      第1節 地震災害対策計画の概要                      第1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、茨城県防災会議が策定する計画であって、県内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、県、指定地方行政機関、市町村、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、本県の地域における地震による災害予防、災害応急対策、災害復旧及び東海地震の警戒宣言時の緊急応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とするものである。</p> <p>なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和52年法律第84号）に基づく鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域に<u>係る</u>災害対策に関しては、茨城県石油コンビナート等防災計画と、原子力に関する災害対策に関しては、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）と十分調整を図るものとする。</p> <p><u>また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく茨城県国土強靱化計画は、国土強靱化の観点から、県の各計画の指針となるものとされている。このため、県、指定地方行政機関、市町村、指定地方公共機関等は、国土強靱化に関する部分については、県国土強靱化計画の基本目標である、</u></p> <p><u>I 人命の保護が最大限図られること</u>  <u>II 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</u>  <u>III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</u>  <u>IV 迅速な復旧復興</u></p> <p><u>を踏まえ、この計画に基づく防災対策の推進を図るものとする。</u></p>	<p>p. 1</p>

第2節 茨城県の防災環境

第1 自然環境の特性

(略)

第2 社会環境の特性

1～3 (略)

4 広域交通ネットワークの整備

茨城県内の広域交通ネットワークは、(略)

(中略)

港湾については、茨城港（日立港区，常陸那珂港区，大洗港区），鹿島港の2つの重要港湾が供用されているほか，空港については，茨城空港が平成22年3月に開港し，国内線では神戸間，札幌間，国際線では韓国ソウル間（運休中），中国上海間，の4路線が就航している。

(略)

第3節 茨城県の地震被害

第1 地震災害の歴史

1 地震災害の歴史

表中

8市で震度6強，21市町村で震度6弱を観測。

同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し，銚田市で6強，神栖市で6弱を観測。

人的被害：死者65名，行方不明者1名，重症34名，軽症678名

住家被害：全壊2,628棟，半壊24,355棟，一部損壊186,423棟，床上浸水1,799棟，床下浸水779棟（平成26年9月10日

現在）

(新規)

第2節 茨城県の防災環境

第1 自然環境の特性

(略)

第2 社会環境の特性

1～3 (略)

4 広域交通ネットワークの整備

茨城県内の広域交通ネットワークは、(略)

(中略)

港湾については，茨城港（日立港区，常陸那珂港区，大洗港区），鹿島港の2つの重要港湾が供用されているほか，空港については，茨城空港が平成22年3月に開港し，国内線では札幌間，神戸間，福岡間，那覇間，国際線では中国上海間の5路線が就航している。

(略)

第3節 茨城県の地震被害

第1 地震災害の歴史

1 地震災害の歴史

表中

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震。

8市で震度6強，21市町村で震度6弱を観測。

同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し，銚田市で6強，神栖市で6弱を観測。

人的被害：死者65名，行方不明者1名，重症34名，軽症678名

住家被害：全壊2,629棟，半壊24,374棟，一部損壊187,656棟，床上浸水1,799棟，床下浸水779棟（平成28年12月31日現在）

p. 5

p. 10

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		

	<u>2011.3.23</u>	平成 <u>23.3.23</u>	<u>37° 0' 5"</u>	<u>140° 4' 7"</u>	<u>5.5</u>	銚田市で震度 5 弱を記録。
	<u>2011.3.24</u>	平成 <u>23.3.24</u>	<u>36° 1' 0"</u>	<u>140° 0' 2"</u>	<u>4.8</u>	銚田市で震度 5 弱を記録。
	<u>2011.4.11</u>	平成 <u>23.4.11</u>	<u>36° 5' 6"</u>	<u>140° 4' 0"</u>	<u>7.0</u>	銚田市で震度 6 弱, 日立市, 高萩市, 北茨城市, 小美玉市, 筑西市, かすみがうら市, 銚田市で震度 5 強, 水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 茨城町, 大子町, 常陸大宮市, 那珂市, 城里町, 土浦市, 石岡市, つくば市, 阿見町, 坂東市, 稲敷市, つくばみらい市, 常総市で震度 5 弱を記録。北茨城市, 坂東市, 牛久市, 日立市で負傷者各 1 名。県沿岸部に津波警報発表。
	<u>2011.4.12</u>	平成 <u>23.4.12</u>	<u>37° 0' 3"</u>	<u>140° 3' 8"</u>	<u>6.4</u>	北茨城市で震度 6 弱, 高萩市で震度 5 強, 日立市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 銚田市で震度 5 弱を記録。北茨城市で軽傷 1 名, 物的被害無し。
	<u>2011.4.13</u>	平成 <u>23.4.13</u>	<u>36° 5' 4"</u>	<u>140° 4' 2"</u>	<u>5.7</u>	北茨城市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害無し。
	<u>2011.4.16</u>	平成 <u>23.4.16</u>	<u>36° 2' 0"</u>	<u>139° 5' 6"</u>	<u>5.9</u>	銚田市で震度 5 強を, 笠間市, 常陸大宮市, 桜川市で震度 5 弱を記録。笠間市, かすみがうら市で軽傷者各 1 名。
	<u>2011.8.1</u>	平成 <u>23.8.1</u>	<u>36° 5' 4"</u>	<u>141° 1' 3"</u>	<u>6.5</u>	日立市, 常陸大宮市で震度 5 弱を記録。水戸市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 筑西市, 桜川市で軽傷者各 1 名, 物的被害無し。
	<u>2011.8.19</u>	平成 <u>23.8.19</u>	<u>37° 3' 8"</u>	<u>141° 4' 7"</u>	<u>6.5</u>	日立市で震度 4 を記録。日立市で軽傷者 1 名。

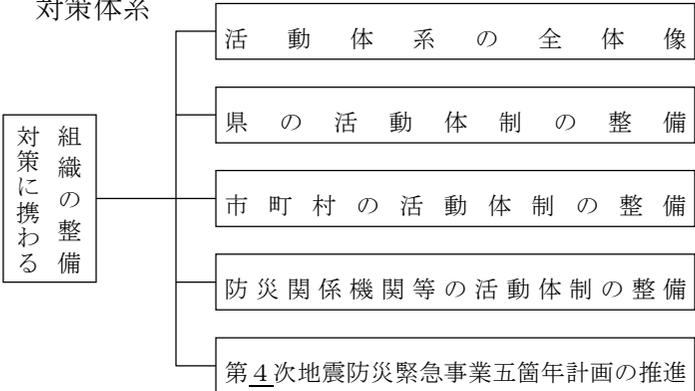
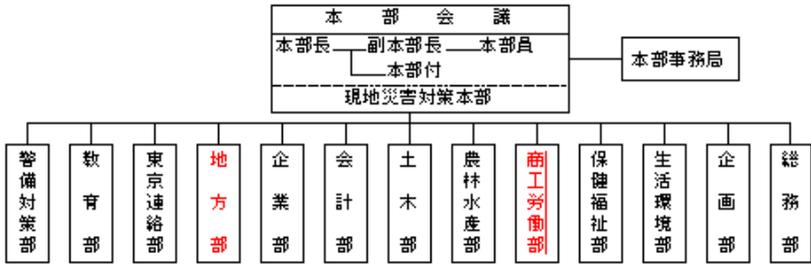
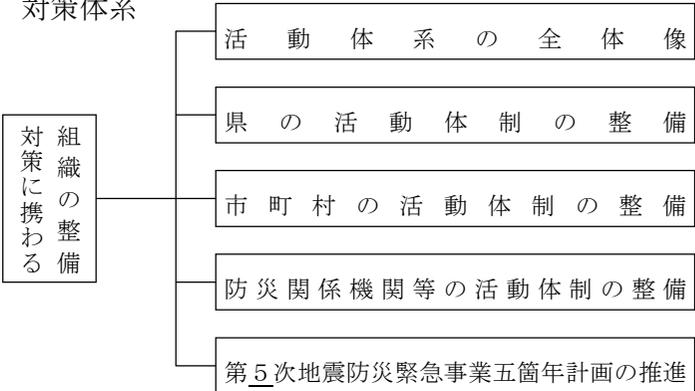
<u>2011.11. 20</u>	平成 <u>23.11.20</u>	<u>36° 4 2'</u>	<u>140° 3 5'</u>	<u>5.3</u>	日立市で震度5強、高萩市で震度5弱を記録。日立市で軽傷者1名、物的被害無し。
<u>2012.2. 19</u>	平成 <u>24.2.19</u>	<u>36° 4 5'</u>	<u>140° 3 5'</u>	<u>5.2</u>	日立市で震度5弱を記録。つくばみらい市で軽傷1名、物的被害無し。
<u>2012.3. 1</u>	平成 <u>24.3.1</u>	<u>36° 2 6'</u>	<u>140° 3 7'</u>	<u>5.3</u>	東海村で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。
<u>2012.3. 10</u>	平成 <u>24.3.10</u>	<u>36° 4 3'</u>	<u>140° 3 6'</u>	<u>5.4</u>	高萩市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
<u>2012.3. 14</u>	平成 <u>24.3.14</u>	<u>35° 4 4'</u>	<u>140° 5 5'</u>	<u>6.1</u>	神栖市で震度5強、日立市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
<u>2012.12 .7</u>	平成 <u>24.12.7</u>	<u>38° 0 1'</u>	<u>143° 5 2'</u>	<u>7.3</u>	常陸太田市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重傷1名、土浦市で軽傷1名、桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表
<u>2013.1. 28</u>	平成 <u>25.1.28</u>	<u>36° 3 4'</u>	<u>140° 3 3'</u>	<u>4.8</u>	水戸市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
<u>2013.1. 31</u>	平成 <u>25.1.31</u>	<u>36° 4 2'</u>	<u>140° 3 6'</u>	<u>4.7</u>	日立市で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。
<u>2013.9. 20</u>	平成 <u>25.9.20</u>	<u>37° 0 3'</u>	<u>140° 4 1'</u>	<u>5.9</u>	高萩市、鉾田市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
<u>2013.11 .10</u>	平成 <u>25.11.10</u>	<u>36° 0 0'</u>	<u>140° 0 5'</u>	<u>5.5</u>	筑西市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
<u>2013.12 .31</u>	平成 <u>25.12.31</u>	<u>36° 4 1'</u>	<u>140° 3 7'</u>	<u>5.4</u>	高萩市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
<u>2015.5. 25</u>	平成 <u>27.5.25</u>	<u>36° 0 3'</u>	<u>139° 3 8'</u>	<u>5.5</u>	土浦市で5弱を記録。人的・物的被害無し。

	2016.5.1 6	平成 28.5.15	36° 02'	139° 53'	5.5	小美玉市で震度5弱を記録。つくば市で軽傷1名、物的被害無し。
	2016.7.2 7	平成 28.7.27	36°27'	140°36'	5.4	日立市、常陸太田市で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。
	2016.11.9 2	平成 28.11.22	37°21'	141°36'	7.4	高萩市で震度5弱を記録。津波注意報発表。
	2016.11.9 4	平成 28.11.24	37°10'	141°25'	6.2	高萩市で震度4を記録。水戸市で軽傷1名。
	2016.12. 28	平成 28.12.28	36°43'	140°34'	6.3	高萩市で震度6弱、日立市で5強、常陸太田市で5弱を記録。高萩市、北茨城市で軽傷者各1名、高萩市で住家一部損壊5棟。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
2 資料 (略)	2 資料 (略)					
第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震	第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震					
1 本県に被害をもたらす可能性のある地震	1 本県に被害をもたらす可能性のある地震					
首都圏での直下型の地震（マグニチュード7級）の発生については、大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有していることが明らかにされており、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県南部地震（マグニチュード7.3）が中央防災会議により想定されている。	首都圏での直下型の地震（マグニチュード7級）の発生については、大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有していることが明らかにされており、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県南部地震（マグニチュード7.3）が中央防災会議により想定されている。					
茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については、茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分では、複数の領域を震源域とした地震が発生する可能性があるとしており、発生した場合は、マグニチュード（Mt）8.6～9.0と地震調査研究推進本部により推定されている。	茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については、茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分では、複数の領域を震源域とした地震が発生する可能性があるとしており、発生した場合は、マグニチュード（Mt）8.6～9.0と地震調査研究推進本部により推定されている。					
東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8程度）が発生した場合、概ね県南部で震度5弱、その他の地域は	南海トラフ地震（最大クラス、マグニチュード：9.0）が					

<p><u>震度 4 以下と予想されており、近い将来大規模な地震が発生すると考えられている。</u></p> <p>上記以外の地震についても、過去には、茨城県南部、茨城県沖、福島県沖で震度 5 を記録し被害が発生しており、発生確率については算出されていないが、太平洋プレート内部での周期の短い強震動の地震も想定されている。しかし、地震発生 of 切迫性を判断することは困難であり、今後の研究成果を待つ状況にある。</p> <p>2 資料，関連項目</p> <p>(1) 資料</p> <p>資料 3 - 2 「茨城県南関東直下型地震被害想定調査の概要」</p> <p><u>資料 3 - 3 「茨城県における震度別地震回数表」</u></p> <p>資料 4 - 1 「地震防災対策強化地域の指定について（報告）」</p> <p>資料 4 - 2 「中央防災会議地震防災対策強化地域指定専門委員会検討結果中間報告」</p> <p>資料 4 - 3 「中央防災会議地震防災対策強化地域指定専門委員会検討結果報告」</p> <p>資料 4 - 5 「大規模地震防災・減災対策大綱」</p> <p>(略)</p> <p>第 4 節 各機関の業務の大綱</p> <p>地震災害に関し、県，市町村，指定地方行政機関，自衛隊，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p>第 1 茨城県</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務</li> <li>2 防災に関する施設，組織の整備と訓練</li> <li>3 地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報</li> <li>4 災害の防御と拡大の防止</li> <li>5 救助，防疫等<u>災者</u>の救助保護</li> <li>6 災害復旧資材の確保と物価の安定</li> <li>7 被災産業に対する融資等の対策</li> <li>8 被災県営施設の応急対策</li> </ol>	<p><u>発生した場合、県南，県西の 9 市町で震度 5 強，県央等の 24 市町村で震度 5 弱，県北で震度 4 と想定されている。</u></p> <p>上記以外の地震についても、過去には、茨城県南部，茨城県沖，福島県沖で震度 5 を記録し被害が発生しており、発生確率については算出されていないが、太平洋プレート内部での周期の短い強震動の地震も想定されている。しかし、地震発生 of 切迫性を判断することは困難であり、今後の研究成果を待つ状況にある。</p> <p>2 資料，関連項目</p> <p>(1) 資料</p> <p>資料 3 - 2 「茨城県南関東直下型地震被害想定調査の概要」</p> <p>資料 4 - 1 「地震防災対策強化地域の指定について（報告）」</p> <p>資料 4 - 2 「中央防災会議地震防災対策強化地域指定専門委員会検討結果中間報告」</p> <p>資料 4 - 3 「中央防災会議地震防災対策強化地域指定専門委員会検討結果報告」</p> <p>資料 4 - 5 「大規模地震防災・減災対策大綱」</p> <p>(略)</p> <p>第 4 節 各機関の業務の大綱</p> <p>地震災害に関し、県，市町村，指定地方行政機関，自衛隊，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p>第 1 茨城県</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務</li> <li>2 防災に関する施設，組織の整備と訓練</li> <li>3 地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報</li> <li>4 災害の防御と拡大の防止</li> <li>5 救助，防疫等<u>罹災者</u>の救助・保護</li> <li>6 災害復旧資材の確保と物価の安定</li> <li>7 被災産業に対する融資等の対策</li> <li>8 被災県営施設の応急対策</li> </ol>	<p>p. 14</p>
---	--	--------------

<p>9 文教対策  10 震災時における社会秩序の維持  11 災害対策要員の動員  12 震災時における交通，輸送の確保  13 被災施設の復旧  14 市町村が処理する事務，事業の指導，指示，あっせん等  15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力  第2 市町村  1～4（略）  5 救助，防疫等<u>災者の救助，保護</u>  （略）  第3 指定地方行政機関  （略）  関東総合通信局  1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する<u>こと</u>  2 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する<u>こと</u>  3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の<u>実施（臨機の措置）に関すること</u>  4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する<u>こと</u>  （略）  関東信越厚生局  <u>厚生労働省との連携に関すること</u>  （略）  東京航空局  （略）  （新規）</p>	<p>9 文教対策  10 震災時における社会秩序の維持  11 災害対策要員の動員  12 震災時における交通，輸送の確保  13 被災施設の復旧  14 市町村が処理する事務，事業の指導，指示，あっせん等  15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力  第2 市町村  1～4（略）  5 救助，防疫等<u>罹災者の救助・保護</u>  （略）  第3 指定地方行政機関  （略）  関東総合通信局  1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営  2 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し  3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置<u>（臨機の措置）の実施</u>  4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供  （略）  関東信越厚生局  <u>1 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること</u>  <u>2 関係機関との連絡調整に関すること</u>  （略）  東京航空局  （略）  関東地方測量部  <u>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供</u>  <u>2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u>  <u>3 地殻変動の監視</u></p>	<p>p. 15</p>
---	--	--------------

<p>東京管区气象台（水戸地方气象台）</p> <p>1（略）</p> <p>2 気象，地象（地震にあつては地震動に限る），水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第三管区海上保安本部 （略）</p> <p>第5 指定公共機関 （略）</p> <p><u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u> （略）</p> <p>東京瓦斯株式会社（<u>東部事業本部</u>） （略）</p> <p><u>東京電力株式会社（茨城支店）</u> （略）</p> <p><u>ソフトバンクテレコム株式会社</u></p> <p><u>1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。</u></p> <p><u>2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</u></p> <p><u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></p> <p><u>1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。</u></p> <p><u>2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>第6 指定地方公共機関 （略）</p> <p>ガス事業者（<u>東部ガス株式会社，東日本ガス株式会社，筑波学園ガス株式会社，美浦ガス株式会社</u>） （略）</p>	<p>東京管区气象台（水戸地方气象台）</p> <p>1（略）</p> <p>2 気象，地象（地震にあつては，<u>発生した断層運動による</u>地震動に限る），水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に発表し防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第三管区海上保安本部（<u>茨城海上保安部</u>） （略）</p> <p>第5 指定公共機関 （略）</p> <p><u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u> （略）</p> <p>東京瓦斯株式会社（<u>地域本部</u>） （略）</p> <p><u>東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）</u> （略）</p> <p><u>ソフトバンク株式会社</u></p> <p><u>1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。</u></p> <p><u>2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>第6 指定地方公共機関 （略）</p> <p>ガス事業者（<u>東部ガス株式会社，東日本ガス株式会社</u>） （略）</p>	<p>p. 17</p> <p>p. 18</p> <p>p. 20</p>
--	---	--

現 行	改定後	
<p>第2章 災害予防計画                      第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備                      第1 対策に携わる組織の整備</p> <p>■基本事項                      (略)</p> <p>3 対策体系</p>  <p>■対策</p> <p>1 活動体系の全体像                      (1) 県の防災体制整備                      (略)</p> <p>① 県災害対策本部                      ア～イ (略)                      ウ 組織</p> 	<p>2章 災害予防計画                      第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備                      第1 対策に携わる組織の整備</p> <p>■基本事項                      (略)</p> <p>3 対策体系</p>  <p>■対策</p> <p>1 活動体系の全体像                      (1) 県の防災体制整備                      (略)</p> <p>① 県災害対策本部                      ア～イ (略)                      ウ 組織</p> 	<p>p. 23</p> <p>p. 24</p>



<p>3 市町村の活動体制の整備</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、市町村地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。</p> <p>この際、業務継続計画（BCP）を策定するなど、<u>災害応急対策等の実施に必要な庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。</u></p> <p>また、市町村の各部局は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第4次地震防災緊急事業五箇年計画の推進（略）</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p><u>災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関等は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>■対策</p> <p>1 応援要請・受入体制の整備（略）</p>	<p>3 市町村の活動体制の整備</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、市町村地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。</p> <p>この際、業務継続計画（BCP）を策定する<u>ことなどにより、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p> <p>また、市町村の各部局は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第5次地震防災緊急事業五箇年計画の推進（略）</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関等は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>■対策</p> <p>1 応援要請・受入体制の整備（略）</p>	<p>p. 27</p> <p>p. 29</p>
--	--	---------------------------

<p>(2) 市町村間の相互応援</p> <p>【市町村】</p> <p>1) 協定の締結</p> <p>市町村は、当該市町村の地域にかか<u>る</u>災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第 67 条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2) 応援要請体制の整備</p> <p>市町村は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>3) 応援受入体制の整備</p> <p>市町村は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>4) 県の役割</p> <p>県は、<u>市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) 市町村間の相互応援</p> <p>【市町村】</p> <p>1) 協定の締結</p> <p>市町村は、当該市町村の地域に係<u>る</u>災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第 67 条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2) 応援要請体制の整備</p> <p>市町村は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>3) 応援受入体制の整備</p> <p>市町村は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>4) 県の役割</p> <p>県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう、<u>協定等の締結や応援要請手続、情報伝達方法等に係るマニュアルの整備等を支援するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>p. 30</p>
<p>(4) 県における県内市町村の応援</p> <p>【県（生活環境部）】</p> <p>県は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）における市町村からの応援要請に迅速かつ円滑に対応できるよう、<u>応援要請の窓口の明確化やその手続等応援体制について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(4) 県における県内市町村の応援</p> <p>【県（生活環境部）】</p> <p>県は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）における市町村からの応援要請に迅速かつ円滑に対応できるよう、<u>応援要請の窓口の明確化やその手続等応援体制について整備し、職員への周知徹底を図るとともに、市町村や民間機関の協力を得て、応援派遣が想定される職員リストをあらかじめ作成する。</u></p>	<p>p. 31</p>

<p>2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備 【県（生活環境部）】</p> <p>(1) 応援要請に対応するための体制整備</p> <p>県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。</p> <p>(略)</p> <p>第3 防災組織等の活動体制の整備</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ボランティア組織の育成・連携</p> <p>(1) 防災ボランティアの定義 【県（生活環境部、保健福祉部）、関係団体】 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 一般ボランティア団体のネットワーク 【県社会福祉協議会】</p> <p>県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 企業防災の推進 【県（生活環境部、<u>商工労働部</u>、土木部）、市町村、企業】</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）</p>	<p>(略)</p> <p>2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備 【県（生活環境部）】</p> <p>(1) 応援要請に対応するための体制整備</p> <p>県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障を来さないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。</p> <p>(略)</p> <p>第3 防災組織等の活動体制の整備</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ボランティア組織の育成・連携</p> <p>(1) 防災ボランティアの定義 【県（<u>知事直轄</u>、生活環境部、保健福祉部）、関係団体】 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 一般ボランティア団体のネットワーク 【県（生活環境部、保健福祉部）、県社会福祉協議会】</p> <p>県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、<u>全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により</u>、災害時における協力体制を整備する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 企業防災の推進 【県（生活環境部、<u>商工労働観光部</u>、土木部）、市町村、企業】</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、</p>	<p>p. 37</p> <p>p. 39</p>
---	---	---------------------------

<p>を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、<u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、</u>災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる<u>事業継続計画（BCP）支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の</u>高度なニーズにも的確に答えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第4 情報通信ネットワークの整備</p> <p>■基本事項 （略）</p> <p>■対策</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備</p> <p>【県（生活環境部、農林水産部、土木部）】</p> <p>1) 防災通信システム</p> <p>県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報</p>	<p>二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化や取引先とのサプライチェーンの確保等、<u>災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる<u>事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の</u>高度なニーズにも的確に答えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第4 情報通信ネットワークの整備</p> <p>■基本事項 （略）</p> <p>■対策</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備</p> <p>【県（生活環境部、農林水産部、土木部）】</p> <p>1) 防災情報ネットワーク</p> <p>県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報</p>	<p>p. 41</p> <p>p. 42</p>
--	---	---------------------------

<p>伝達手段を確保する防災通信システムを整備している。</p> <p>通信系統図は資料6-1「茨城県防災情報ネットワークシステム構成図」に示すとおりであり、県庁の統制局の下、各県民センター、土木事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関が結ばれている。</p> <p>2) 震度情報ネットワークシステム等の維持・整備</p> <p>県は、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じることがないように、震度情報ネットワークシステム等の適正な維持・整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村の情報通信設備</p> <p>【市町村】</p> <p>1) 市町村防災行政無線等</p> <p>市町村は、住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。</p> <p>2) 消防無線</p> <p>大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接の連絡調整が可能となるよう、平成28年6月に本格稼働予定のいばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムで接続を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備</p> <p>【防災関係機関】</p> <p>各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。</p> <p>1) ～ 7) (略)</p> <p>8) NTT東日本孤立防止対策用衛星電話</p> <p>これらの通信系統については資料6-2「防災関係機関専用通信設備の通信連絡体制」参照のこと。</p>	<p>伝達手段を確保する防災情報ネットワークを整備している。</p> <p>通信系統図は資料6-1「茨城県防災情報ネットワークシステム構成図」に示すとおりであり、県庁の統制局の下、各県民センター、土木事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関が結ばれている。</p> <p>2) 震度情報ネットワークシステム等の維持・整備</p> <p>県は、震度の分布状況の把握に支障を来し、初動対応に遅れが生じることがないように、震度情報ネットワークシステム等の適正な維持・整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村の情報通信設備</p> <p>【市町村】</p> <p>1) 市町村防災行政無線等</p> <p>市町村は、住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。</p> <p>2) 消防無線</p> <p><u>いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接、連絡調整を行える。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備</p> <p>【防災関係機関】</p> <p>各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。</p> <p>1) ～ 7) (略)</p> <p>(削除) 8)</p> <p>これらの通信系統図については資料6-2「防災関係機関専用通信設備の通信系統図」参照のこと。</p> <p>(略)</p>	<p>p. 42</p> <p>p. 43</p>
--	---	---------------------------

<p>(略)</p> <p><u>2 防災情報システムの整備</u></p> <p><u>【県（生活環境部）】</u></p> <p><u>(1) 防災情報システムの概要</u></p> <p><u>県の防災情報システムは、気象情報、被害情報等の画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し防災センター等に提供するシステムである。</u></p> <p><u>なお、災害対策に関する情報の入出力は防災センターの他、市町村及び消防本部等で行うことができ、被害照会はすべての構成機関で行うことができる。</u></p> <p><u>このシステムにより、必要な情報が正確・迅速に伝達されるようになり、より迅速・的確な防災対策を講じることが可能である。</u></p> <p><u>(2) 防災情報システムの機能</u></p> <p><u>防災情報システムの主な機能は次のとおりである。</u></p> <p><u>1) 気象情報システム（予・警報、地震情報等）</u></p> <p><u>2) 被害情報システム（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）</u></p> <p><u>3) 防災地図システム（各被害情報に基づく地図作成）</u></p> <p><u>(3) 防災情報システムの平常時の活用</u></p> <p><u>防災センター及び防災情報システムの整備を踏まえ、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>2 防災情報ネットワークシステムの整備</u></p> <p><u>【県（生活環境部）】</u></p> <p><u>(1) 防災情報ネットワークシステムの概要</u></p> <p><u>県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市町村災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。</u></p> <p><u>市町村災害対策本部や消防本部等は、被害情報を入力することができるので、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。</u></p> <p><u>このシステムにより、気象情報を迅速・的確に市町村、消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。</u></p> <p><u>(2) 防災情報ネットワークシステムの機能</u></p> <p><u>防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。</u></p> <p><u>1) 気象情報（予・警報、地震情報等）の迅速な伝達</u></p> <p><u>2) 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有</u></p> <p><u>3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築</u></p> <p><u>4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市町村等における共有</u></p> <p><u>5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有</u></p> <p><u>(3) 防災情報ネットワークシステムの平常時の活用</u></p> <p><u>災害時に十分機能を発揮できるよう、防災情報ネットワークシステムの適正な維持管理を進めるとともに、端末操作研修や端末操作訓練を通して、各構成機関担当者の習熟度向上を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>p. 44</p>
--	--	--------------

<p>第2節 地震に強いまちづくり  第1 防災まちづくりの推進  ■基本事項 (略)  ■対策  1～5 (略)  6 資料, 関連項目  (1) (略)  (2) 関連項目  「第3章 第4節 被害軽減対策」第2 避難勧告・指示・誘導  第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進  ■基本事項 (略)  ■対策  1 建築物の耐震化の推進  【県(土木部), 市町村】  (1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進  1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進  茨城県耐震改修促進計画に基づき市町村との連携を図りながら, 住宅, 多数の者が利用する建築物, 公共施設の耐震化を推進する。  <u>特に県有施設については, 耐震改修プログラムを策定し, 計画的な耐震化を図る。</u>  2) ～5) 略  (2) 応急危険度判定体制の充実  1) 判定士の養成  余震等による2次災害を防止するため, 応急危険度判定を行う判定士を<u>3,000</u>人確保することを目標として計画的に養成する。  2) (略)  (3) 被災宅地危険度判定体制の充実  1) <u>判定士</u>の養成  宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に, 二次災害を軽減・防止し, 住民の安全を確保するため, 被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を計画的に養成する。</p>	<p>第2節 地震に強いまちづくり  第1 防災まちづくりの推進  ■基本事項 (略)  ■対策  1～5 (略)  6 資料, 関連項目  (1) (略)  (2) 関連項目  「第3章 第4節 被害軽減対策」第2 避難勧告, <u>避難指示(緊急)</u>, 誘導  第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進  ■基本事項 (略)  ■対策  1 建築物の耐震化の推進  【県(土木部), 市町村】  (1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進  1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進  茨城県耐震改修促進計画に基づき市町村との連携を図りながら, 住宅, 多数の者が利用する建築物, 公共施設の耐震化を推進する。  2) ～5) 略  (2) 応急危険度判定体制の充実  1) 判定士の養成  余震等による2次災害を防止するため, 応急危険度判定を行う判定士を <u>2,400</u> 人確保することを目標として計画的に養成する。  2) (略)  (3) 被災宅地危険度判定体制の充実  1) <u>被災宅地判定士</u>の養成  宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に, 二次災害を軽減・防止し, 住民の安全を確保するため, 被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を計画的に養成する。</p>	<p>p. 51</p> <p>p. 53</p> <p>p. 54</p>
--	---	--

<p>2) 動員体制の整備  災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図る。  (略)</p> <p>4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等  (1) 県有施設の耐震性の確保等  【県（生活環境部，保健福祉部，土木部，教育庁，警察本部）】  県は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる防災上重要建築物として指定した次の施設について実施した耐震診断の結果に基づき、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図る。  <u>なお、耐震補強工事は、耐震改修設計指針等に基づき計画的に実施するとともに、地震時の停電に備え、地震時の停電に備えバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備に努める。</u>  また、自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用に努める。</p> <p>1) 県庁舎，合同庁舎  災害対策本部，<u>地方部</u></p> <p>2) 保健所，病院  医療救護活動拠点</p> <p>3) 土木・工事事務所（工務所を含む），港湾事務所（港区事業所を含む），警察署，消防学校，浄水施設，下水道施設  応急活動拠点</p> <p>4) 県立高等学校，特別支援学校，中等教育学校，中学校  避難収容拠点</p> <p>5) 社会福祉施設  要介護施設</p> <p>6) その他重要建築物  (略)</p> <p>第3 土木施設の耐震化等の推進  ■基本事項 (略)  ■対策</p>	<p>2) 動員・<u>実施</u>体制の整備  災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図る。  (略)</p> <p>4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等  (1) 県有施設の耐震性の確保等  【県（生活環境部，保健福祉部，土木部，教育庁，警察本部）】  県は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる防災上重要建築物として指定した次の施設について、<u>必要に応じ耐震補強工事を行い、耐震性の確保を図った。</u>  <u>なお、地震時の停電に備えバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備に努める。</u></p> <p>また、自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用に努める。</p> <p>1) 県庁舎，合同庁舎  災害対策本部等</p> <p>2) 保健所，病院  医療救護活動拠点</p> <p>3) 土木・工事事務所（工務所を含む），港湾事務所（港区事業所を含む），警察署，消防学校，浄水施設，下水道施設  応急活動拠点</p> <p>4) 県立高等学校，特別支援学校，中等教育学校，中学校  避難収容拠点</p> <p>5) 社会福祉施設  要介護施設</p> <p>6) その他重要建築物  (略)</p> <p>第3 土木施設の耐震化等の推進  ■基本事項 (略)  ■対策</p>	<p>p. 56</p>
--	---	--------------



<p>(略)</p> <p>第4 ライフライン施設の耐震化の推進</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1 電力施設の耐震化 【東京電力株式会社（茨城支店）】</p> <p>(略)</p> <p>3 都市ガス施設の耐震化 【東部ガス株式会社他<sup>4</sup>社】</p> <p>(略)</p> <p>第5 地盤災害防止対策の推進</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土地利用の適正化の誘導 【県（企画部，土木部），市町村】 安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土砂災害危険個所</u>の周知の徹底と砂防法等の適切な運用</p> <p><u>危険個所マップ</u>の作成等により<u>土砂災害危険個所</u>の周知を図るとともに，砂防法等の適切な運用を図る。</p> <p>3 斜面崩壊防止対策の推進 【県（農林水産部，土木部），市町村】 地震による土砂災害から，県民の生命財産を守り，安全で快適な生活環境を確保するため，区域指定を行い，急傾斜地崩壊対策事業，地すべり対策事業，砂防事業を推進する。</p> <p>また，地震が発生すると地盤の緩みが生じ，その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから，<u>現在，国が制度を創設し，全国的に実施しようとしている「斜面判定土」制度を，本県もこの方針に沿い積極的に対応する。</u></p> <p>ソフト対策については，<u>危険箇所を地域防災計画に掲載</u></p>	<p>第4 ライフライン施設の耐震化の推進</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1 電力施設の耐震化 【東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】</p> <p>(略)</p> <p>3 都市ガス施設の耐震化 【東部ガス株式会社他<sup>2</sup>社】</p> <p>(略)</p> <p>第5 地盤災害防止対策の推進</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土地利用の適正化の誘導 【県（企画部，土木部），市町村】 安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域等</u>の周知の徹底と砂防法等の適切な運用</p> <p><u>ハザードマップ</u>の作成等により<u>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</u>の周知を図るとともに，砂防法等の適切な運用を図る。</p> <p>3 斜面崩壊防止対策の推進 【県（農林水産部，土木部），市町村】 地震による土砂災害から，県民の生命財産を守り，安全で快適な生活環境を確保するため，区域指定を行い，急傾斜地崩壊対策事業，地すべり対策事業，砂防事業，<u>治山事業</u>を推進する。</p> <p>また，地震が発生すると地盤の緩みが生じ，その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから，<u>必要に応じて斜面崩壊のおそれのある箇所の緊急点検を実施する。</u></p> <p>ソフト対策については，<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく警戒避難</u></p>	<p>p. 62</p> <p>p. 64</p> <p>p. 69</p>
---	--	--

<p>し、<u>危険区域に標識を設置する等を危険箇所</u>の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。</p> <p>4 造成地災害防止対策の推進 【県（土木部），市町村】</p> <p>(1) 災害防止に関する指導，監督 造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可，建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導，監督を通じて行う。 また，<u>造成後は巡視等により違法な開発行為の取り締まり</u>，梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。 (略)</p> <p>第6 危険物等施設の安全確保 ■基本事項 (略) ■対策 1～2 3 毒劇物取扱施設の予防対策 (1) (略) (2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実 【毒劇物取扱施設の管理者】</p> <p>1) 毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。</p> <p>① 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項 ② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項 ア 毒物又は劇物の製造，貯蔵又は取扱いの作業を行う者 イ 設備等の点検・保守を行う者 ウ 事故時における関係機関への通報を行う者 エ 事故時における応急措置を行う者 ③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項 製造設備，配管，貯蔵設備，防液堤，除外設備，緊急移送設備，散水設備，排水設備，非常用電源設備，</p>	<p>体制の整備を進める等，<u>住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。</u></p> <p>4 造成地災害防止対策の推進 【県（土木部），市町村】</p> <p>(1) 災害防止に関する指導，監督 造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可，建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導，監督を通じて行う。 また，<u>巡視等により違法な開発行為の取り締まり</u>，梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。 (略)</p> <p>第6 危険物等施設の安全確保 ■基本事項 (略) ■対策 1～2 3 毒劇物取扱施設の予防対策 (1) (略) (2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実 【毒劇物取扱施設の管理者】</p> <p>1) 毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。</p> <p>① 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項 ② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項 ア 毒物又は劇物の製造，貯蔵又は取扱いの作業を行う者 イ 設備等の点検・保守を行う者 ウ 事故時における関係機関への通報を行う者 エ 事故時における応急措置を行う者 ③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項 製造設備，配管，貯蔵設備，防液堤，除害設備，緊急移送設備，散水設備，排水設備，非常用電源設備，</p>	<p>p. 70</p> <p>p. 75</p>
---	---	---------------------------

<p>非常用照明設備，緊急制御設備等 （略）</p> <p>第3節 被害軽減への備え</p> <p>第1 緊急輸送への備え</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 緊急輸送資機材，車両等の調達体制の整備</p> <p>(1) 啓開用資機材，車両の調達体制の整備</p> <p>【県（土木部）】</p> <p>県は，啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については関係団体への協力を要請し，資機材，車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 医療救護活動への備え</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策</p> <p>2 後方医療施設の整備</p> <p>【県（保健福祉部），病院】</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備</p> <p>県は，被災地の医療の確保，被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として，<u>基幹災害医療センター</u>を2か所，<u>地域災害医療センター</u>を13か所指定している。</p> <p>災害拠点病院としては次の支援機能を有することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多発外傷，挫滅症候群，広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能。</li> <li>・患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応。</li> <li>・自己完結型の医療救護チームの派遣機能。</li> <li>・地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能。</li> <li>・研修機能（<u>基幹災害医療センターのみ</u>）</li> </ul> <p>（略）</p> <p>（指定状況）</p>	<p>非常用照明設備，緊急制御設備等 （略）</p> <p>第3節 被害軽減への備え</p> <p>第1 緊急輸送への備え</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 緊急輸送資機材，車両等の調達体制の整備</p> <p>(1) 啓開用資機材，車両の調達体制の整備</p> <p>【県（土木部）】</p> <p>県は，啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については関係団体への協力を要請し，資機材，車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 医療救護活動への備え</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策</p> <p>2 後方医療施設の整備</p> <p>【県（保健福祉部），病院】</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備</p> <p>県は，被災地の医療の確保，被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として，<u>基幹災害拠点病院</u>を2か所，<u>地域災害拠点病院</u>を13か所指定している。</p> <p>災害拠点病院としては次の支援機能を有することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多発外傷，挫滅症候群，広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能。</li> <li>・患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応。</li> <li>・自己完結型の医療救護チームの派遣機能。</li> <li>・地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能。</li> <li>・研修機能（<u>基幹災害拠点病院のみ</u>）</li> </ul> <p>（略）</p> <p>（指定状況）</p>	<p>p. 77</p> <p>p. 79</p> <p>p. 87</p> <p>p. 88</p>
---	---	---

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	日立	日立製作所日立総合病院
		(中略)
"	鹿行	なめがた地域総合病院 鹿島労災病院
		(略)

(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定

県は、地震等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図る。

(指定状況)

医療機関名	
筑波メディカルセンター病院	
茨城県立中央病院	
J A とりで総合医療センター	
取手北相馬保健医療センター病院	
茨城西南医療センター病院	
水戸済生会総合病院	
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	
総合病院土浦協同病院	
筑波大学附属病院	
日立製作所日立総合病院	
なめがた地域総合病院	
水戸赤十字病院	
総合病院水戸協同病院	
古河赤十字病院	
日立製作所ひたちなか総合病院	

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	日立	日立製作所日立総合病院
		(略)
"	鹿行	土浦協同病院なめがた地域医療センター 鹿島労災病院
		(略)

(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定

県は、地震等による大規模な災害の急性期（おおむね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図る。

(指定状況)

医療機関名	
<u>1</u>	筑波メディカルセンター病院
<u>2</u>	茨城県立中央病院
<u>3</u>	J A とりで総合医療センター
<u>4</u>	取手北相馬保健医療センター病院
<u>5</u>	茨城西南医療センター病院
<u>6</u>	水戸済生会総合病院
<u>7</u>	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
<u>8</u>	総合病院土浦協同病院
<u>9</u>	筑波大学附属病院
<u>10</u>	日立製作所日立総合病院
<u>11</u>	土浦協同病院なめがた地域医療センター
<u>12</u>	水戸赤十字病院
<u>13</u>	総合病院水戸協同病院
<u>14</u>	古河赤十字病院
<u>15</u>	日立製作所ひたちなか総合病院
<u>16</u>	県西総合病院
<u>17</u>	筑波記念病院

<p>(新設)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 医療関係者に対する訓練等の実施 (1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第4 被災者支援のための備え</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、<u>収容保護</u>を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>(1)指定緊急避難場所の指定</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">18</td> <td style="width: 80%;">城 西 病 院</td> </tr> </table> <p>(3) <u>災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の体制整備</u></p> <p>県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うDPATの体制整備に努める。</p> <p><u>(DPAT登録状況)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">機関名</td> <td style="width: 90%;">茨城県立こころの医療センター（*）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>筑波大学附属病院（*）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般社団法人茨城県精神科病院協会</td> </tr> </table> <p>*）上記2機関は先遣隊（72時間以内に被災地で活動可能なチーム）としても登録している。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 医療関係者に対する訓練等の実施 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)DPATの研修</u></p> <p>【国（厚生労働省）、県（保健福祉部）】</p> <p><u>国及び県は、DPATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、DPATに参加する医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 被災者支援のための備え</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、<u>受入れ保護</u>を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>(1)指定緊急避難場所の指定</p> <p>【市町村】</p>	18	城 西 病 院	機関名	茨城県立こころの医療センター（*）		筑波大学附属病院（*）		一般社団法人茨城県精神科病院協会	<p>p. 89</p> <p>p. 91</p> <p>p. 93</p> <p>p. 94</p>
18	城 西 病 院									
機関名	茨城県立こころの医療センター（*）									
	筑波大学附属病院（*）									
	一般社団法人茨城県精神科病院協会									

象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(新規)

(2) 指定避難所の指定

【市町村】

市町村は、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。

市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、あわせて住民等に対し周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、市町村は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図るものとする。

【県（生活環境部、教育庁）】

県は、市町村が行う指定緊急避難場所の指定状況を把握しておくとともに、市町村域を超えた指定緊急避難場所の指定について助言を行う。

また、市町村が行う避難場所の確保を支援する目的で、市町村からの要請に基づき県有施設の活用やゴルフ場を活用した体制づくりを推進する。

(2) 指定避難所の指定

【市町村】

市町村は、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当

p. 95

<p>(略)</p> <p>【県（生活環境部，教育庁）】          県は，市町村が行う指定避難所の指定状況を把握しておくとともに，市町村間での避難所の相互利用について<u>指導</u>する。</p> <p>また，市町村が行う避難所の確保を支援する目的で，市町村からの要請に基づき県有施設の活用やゴルフ場を活用した体制づくりを推進する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備</p> <p>【市町村】          市町村は，避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに，通信途絶や停電等を想定し，通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。</p> <p>また，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>備蓄すべき主なものは，次のとおりである。</p> <p>1) ～ 3)</p> <p>4) 通信機材（衛星携帯電話，<u>特設公衆電話</u>，市町村防災行政無線を含む）</p> <p>5～13) (略)</p> <p>また，避難所の設備の整備については，出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか，空調，洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。</p> <p>さらに，市町村は，住民等に対し，<u>あらかじめ</u>，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</p>	<p><u>た</u>っては，住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>【県（生活環境部，教育庁）】          県は，市町村が行う指定避難所の指定状況を把握しておくとともに，市町村間での避難所の相互利用について<u>助言</u>する。</p> <p>また，<u>国</u>が策定する「<u>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u>」や「<u>避難所運営ガイドライン</u>」等及び県が策定する「<u>市町村避難所運営マニュアル基本モデル</u>」等を活用し，<u>避難所運営マニュアル未策定の市町村</u>に対し，<u>早期の策定を促進する</u>。</p> <p><u>さらに</u>，市町村が行う避難所の確保を支援する目的で，市町村からの要請に基づき県有施設の活用やゴルフ場を活用した体制づくりを推進する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備</p> <p>【市町村】          市町村は，避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに，通信途絶や停電等を想定し，通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。</p> <p>また，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>備蓄すべき主なものは，次のとおりである。</p> <p>1) ～ 3)</p> <p>4) 通信機材（衛星携帯電話，<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>，市町村防災行政無線を含む）</p> <p>5～13) (略)</p> <p>また，避難所の設備の整備については，出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか，空調，洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。</p> <p>さらに，市町村は，住民等に対し，<u>マニュアルの作成</u>，</p>	<p>p. 96</p>
---	--	--------------

<p>る。</p> <p>(略)</p> <p>【東日本電信電通株式会社（茨城支店）】 避難所に指定された学校等に、<u>特設公衆電話</u>回線を整備する。</p> <p>2 食料，生活必需品等の供給体制の整備</p> <p>(1) 食料の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>1) 県の体制整備</p> <p>県の備蓄形態は公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし、<u>県は想定されるり災人口の概ね3日分に相当する量</u>を目標として食料の備蓄を行うものとし、<u>大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災し、流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから公的備蓄の充実に努める。</u></p> <p><u>なお、備蓄数量の設定に当たっては、個人や企業、市町村の備蓄状況等も勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図るものとする。</u></p> <p>①公的備蓄</p> <p>【県（生活環境部，土木部）】</p> <p>ア 備蓄品目</p> <p>(ア) 食料等</p> <p>パン，おかゆ，クラッカー，<u>チョコレート</u>，飲料水等</p> <p>(イ) 生活必需品等</p> <p>毛布，ビニールシート，簡易トイレ等</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 国・他都道府県からの調達</p> <p>【県（生活環境部，農林水産部），<u>関東農政局水戸地域センター・土浦地域センター</u>】</p>	<p><u>訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>【東日本電信電通株式会社（茨城支店）】 避難所に指定された学校等に、<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>回線を整備する。</p> <p>2 食料，生活必需品等の供給体制の整備</p> <p>(1) 食料の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>1) 県の体制整備</p> <p>県の備蓄形態は、<u>公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態</u>とし、<u>県は想定される罹災人口のおおむね2日分に相当する量</u>を目標として<u>市町村との協力により食料の公的備蓄を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、3日目以降は、流通在庫備蓄を活用する。</u></p> <p><u>さらに、備蓄数量の設定に当たっては、個人や企業、市町村の備蓄状況等も勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図るものとする。</u></p> <p>①公的備蓄</p> <p>【県（生活環境部，土木部）】</p> <p>ア 備蓄品目</p> <p>(ア) 食料等</p> <p>パン，おかゆ，クラッカー，飲料水等</p> <p>(イ) 生活必需品等</p> <p>毛布，ビニールシート，簡易トイレ等</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 国・他都道府県からの調達</p> <p>【県（生活環境部，農林水産部），<u>関東農政局茨城県拠点</u>】</p>	<p>p. 97</p>
--	---	--------------

<p>ア 政府所有の米穀の調達</p> <p>県は、救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。</p> <p>また、県及び関東農政局水戸地域センター・土浦地域センターは、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2) 市町村の体制整備</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、想定されるり災人口の概ね3日分を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。</p> <p>（略）</p> <p>3) 住民及び地域、事業所等の備蓄</p> <p>【住民及び地域】</p> <p>住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記①公的備蓄及び②流通在庫備蓄に掲げる品目等、必要な物資を概ね最低3日間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。</p> <p>【事業所等】</p> <p>災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 罹災証明書の交付</p> <p>【県（生活環境部）、市町村】</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証</p>	<p>ア 政府所有の米穀の調達</p> <p>県は、救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省政策統括官に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。</p> <p>また、県及び関東農政局茨城県拠点、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2) 市町村の体制整備</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、想定される罹災人口のおおむね3日分を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。</p> <p>（略）</p> <p>3) 住民及び地域、事業所等の備蓄</p> <p>【住民及び地域】</p> <p>住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記①公的備蓄及び②流通在庫備蓄に掲げる品目等、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。</p> <p>【事業所等】</p> <p>災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 罹災証明書の交付</p> <p>【県（生活環境部）、市町村】</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、</p>	<p>p. 99</p> <p>p. 101</p>
---	---	----------------------------

<p>明書の交付に必要な<u>業務体制</u>の充実強化に努めるものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、住家の被害調査の担当者のための研修機会を設けること等により、災害時の<u>家屋</u>の被害認定の迅速化を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 資料，関連項目</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 関連項目</p> <p>「第3章 第4節 被害軽減対策」第2 避難勧告・指示・誘導（略）</p> <p>第5 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。</p> <p>このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>■対策</p> <p>（略）</p> <p>2 在宅要配慮者の救護体制の確保</p> <p>（略）</p> <p>(3) 相互協力体制の整備</p> <p>【県（保健福祉部，生活環境部），市町村】</p> <p>県及び市町村は、民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p>	<p>罹災証明書の交付に必要な<u>業務の実施体制</u>の充実強化に努めるものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、住家の被害調査の担当者のための研修機会を設けること等により、災害時の<u>住家</u>の被害認定の迅速化を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 資料，関連項目</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 関連項目</p> <p>「第3章 第4節 被害軽減対策」第2 避難勧告，<u>避難指示（緊急）</u>，誘導（略）</p> <p>第5 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。</p> <p>このため、県、市町村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>■対策</p> <p>（略）</p> <p>2 在宅要配慮者の救護体制の確保</p> <p>（略）</p> <p>(3) 相互協力体制の整備</p> <p>【県（保健福祉部，生活環境部），市町村】</p> <p>県及び市町村は、民生委員や、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p>	<p>p. 102</p> <p>p. 104</p>
--	---	-----------------------------

<p>(略)</p> <p>第6 燃料不足への備え</p> <p>■基本事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 留意点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>■対策</p> <p>1 燃料の調達，供給体制の整備</p> <p>【県（生活環境部）】</p> <p>県は，災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう，あらかじめ，県石油業協同組合と協定を締結する。</p> <p>また，併せて，県石油業協同組合や市町村と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。</p> <p>(略)</p> <p>4 平常時の心構え</p> <p>【県（生活環境部），市町村】</p> <p>県及び市町村は，災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため，日頃から県民及び事業者等に対し，車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど，災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災教育・訓練</p> <p>第1 防災教育</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>【県（生活環境部），市町村，防災関係機関】</p>	<p>(略)</p> <p>第6 燃料不足への備え</p> <p>■基本事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 留意点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)石油連盟との情報共有</p> <p><u>石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき，経済産業大臣により，災害時石油供給連携計画を実施する勧告が行われ，石油連盟の会員会社である石油元売会社から直接供給される場合に備え，対象施設等の情報を整理し，石油連盟と共有しておく必要がある。</u></p> <p>■対策</p> <p>1 燃料の調達，供給体制の整備</p> <p>【県（生活環境部）】</p> <p>県は，災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう，あらかじめ，県石油業協同組合等と協定を締結する。</p> <p>また，併せて，県石油業協同組合等や市町村と災害発生時における情報連絡体制を確立するとともに，<u>緊急給油に必要な情報の共有を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 平常時の心構え</p> <p>【県（生活環境部），市町村】</p> <p>県及び市町村は，災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため，日頃から県民及び事業者等に対し，車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど，災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災教育・訓練</p> <p>第1 防災教育</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>■対策</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>【県（生活環境部），市町村，防災関係機関】</p>	<p>p. 108</p> <p>p. 109</p> <p>p. 111</p>
--	--	---

(略)

(1) 普及啓発すべき内容

県、市町村、防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

1) 「自助」「共助」の推進

- ① 概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄  
非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等についても推進する。
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策  
寝室等における家具の配置等についても、見直しを推進する。

(略)

(1) 普及啓発すべき内容

県、市町村、防災関係機関は、住民に対し、地域のハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

1) 「自助」「共助」の推進

- ① 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄  
非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等についても推進する。
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策  
寝室等における家具の配置等についても、見直しを推進する。
- ③ 避難行動をあらかじめ認識するための取組  
警報等や避難指示（緊急）発令時にとるべき行動をあらかじめ認識するため、避難に当たり把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」（「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」の作成や、ハザードマップをもとに地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。

● 災害・避難カード (●●地区××)

災害	避難先・場所	避難の留意
土砂災害	A小学校 (ここまで逃げればよい) 場合は日マンション	土砂災害警戒情報
X川のはん濘	C市民会館	はん濘危険情報

※災害に巻き込まれないために、日頃からどのような情報に注意すればいいのか確認しておきましょう！

[災害・避難カードの作成例]

<p>③ 災害時の家族内の連絡体制の確保          発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワークキングシステム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。</p> <p>④ 地域で実施する防災訓練への積極的参加          初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。          (略)</p> <p>(2) 普及啓発手段          県、市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信するものとする。</p> <p>1) 広報誌、パンフレットの配布          県、市町村、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育  <b>【県（教育庁）、市町村】</b>          (1) 児童生徒等に対する防災教育          1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、各</p>	<p>④ 災害時の家族内の連絡体制の確保          発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワークキングシステム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。  <u>また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルール等の取り決め等）について、あらかじめ決めておく。</u></p> <p>⑤ 地域で実施する防災訓練への積極的参加          初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。          (略)</p> <p>(2) 普及啓発手段          県、市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信するものとする。</p> <p>1) 広報誌、パンフレット、<u>防災マップ等の配布</u>          県、市町村、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。  <u>特に、市町村は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。</u>  <u>なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育  <b>【県（教育庁）、市町村】</b>          (1) 児童生徒等に対する防災教育          1) 幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）</p>	<p>p. 113</p> <p>p. 114</p>
--	---	-----------------------------

<p>学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。</p> <p>2)～3) (略)</p> <p>(2) 指導者に対する防災教育 指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。 (略)</p> <p>第2 防災訓練 ■基本事項 (略) ■対策</p> <p>1 総合防災訓練 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】</p> <p>(1) 訓練種目 (略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】</p> <p>(1) 避難訓練</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練 災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。 (略)</p> <p>3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練 【事業所、自主防災組織、住民】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自主防災組織等における訓練 各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災</p>	<p>においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。</p> <p>2)～3) (略)</p> <p>(2) 指導者に対する防災教育 指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する研修会を通して、指導者の資質向上を図る。 (略)</p> <p>第2 防災訓練 ■基本事項 (略) ■対策</p> <p>1 総合防災訓練 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】</p> <p>(1) 訓練種目 (例) (略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】</p> <p>(1) 避難訓練</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、病院及び社会福祉施設等における訓練 災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。 (略)</p> <p>3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練 【事業所、自主防災組織、住民】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自主防災組織等における訓練 各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災</p>	<p>p. 116</p> <p>p. 117</p>
---	---	-----------------------------

<p>意識の向上，組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため，市町村及び所轄消防署等の指導のもと，地域の事業所とも協調して，年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>訓練種目は，初期消火訓練，応急救護訓練，避難訓練及び高齢者・身体障害者等の安全確保訓練等を主として行う。</p> <p>また，自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は，関連する諸機関との連携を取り，積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 一般県民の訓練</p> <p>県民一人一人の災害時の行動の重要性に<u>かんがみ</u>，県及び市町村をはじめ防災関係機関は，防災訓練に際して，広く要配慮者も含めた住民の参加を求め，住民の防災知識の普及啓発，防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 被害想定調査の実施</p> <hr/> <p><u>（略）</u></p>	<p>意識の向上，組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため，市町村及び所轄消防署等の指導のもと，地域の事業所とも協調して，年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>訓練種目は，初期消火訓練，応急救護訓練，避難訓練及び高齢者・身体障害者等の<u>避難行動要支援者の安全確保訓練</u>等を主として行う。</p> <p>また，自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は，関連する諸機関との連携を取り，積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 一般県民の訓練</p> <p>県民一人一人の災害時の行動の重要性に<u>鑑み</u>，県及び市町村をはじめ防災関係機関は，防災訓練に際して，広く要配慮者も含めた住民の参加を求め，住民の防災知識の普及啓発，防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 被害想定調査の実施</p> <p>【<b>県（各部局），市町村，防災関係機関</b>】</p> <p>（略）</p>	<p>p. 120</p>
--	---	---------------

改定前				改定後				備考																																						
第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員 ■基本事項 1 趣旨 県及び各機関は、茨城県内において災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。 (略) ■対策 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は県内での地震の揺れの規模、津波の予報、災害の状況等により次のとおり定める。				第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員 ■基本事項 1 趣旨 県及び各機関は、 <u>県内</u> において災害が発生した場合、 <u>職員の安全の確保に十分配慮しつつ</u> 、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。 (略) ■対策 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は県内での地震の揺れの規模、津波の予報、災害の状況等により次のとおり定める。				p. 124																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備人員</th> <th>災害対策本部等の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡配備</td> <td>県内で震度4を記録したとき。</td> <td>付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制（事前配備）</td> <td>第1 県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に「津波注意」の津波注意報が発表されたとき。</td> <td>付表事前配備1の欄に掲げるもの</td> <td>必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催</td> </tr> <tr> <td>第2 県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に「津波」の津波警報が発表されたとき又は「東海地震注意情報」を受けたとき。</td> <td>付表事前配備2の欄に掲げるもの</td> <td>災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>第1 地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に「津波」の津波警報が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき。</td> <td>災害応急対策が円滑に行える体制  (職員の5分の1)</td> <td>災害対策本部を設置</td> </tr> </tbody> </table>				体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置	連絡配備	県内で震度4を記録したとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員		警戒体制（事前配備）	第1 県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に「津波注意」の津波注意報が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催	第2 県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に「津波」の津波警報が発表されたとき又は「東海地震注意情報」を受けたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置	非常体制	第1 地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に「津波」の津波警報が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制  (職員の5分の1)	災害対策本部を設置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備人員</th> <th>災害対策本部等の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡配備</td> <td>県内で震度4を記録したとき。</td> <td>付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員</td> <td>必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制（事前配備）</td> <td>第1 県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき。</td> <td>付表事前配備1の欄に掲げるもの</td> <td>必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催</td> </tr> <tr> <td>第2 県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき又は「東海地震注意情報」を受けたとき。</td> <td>付表事前配備2の欄に掲げるもの</td> <td>災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>第1 地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に津波警報が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき。</td> <td>災害応急対策が円滑に行える体制  (職員の5分の1)</td> <td>災害対策本部を設置</td> </tr> </tbody> </table>				体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置	連絡配備	県内で震度4を記録したとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催	警戒体制（事前配備）	第1 県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催	第2 県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき又は「東海地震注意情報」を受けたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置	非常体制	第1 地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に津波警報が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制  (職員の5分の1)	災害対策本部を設置	p. 125
体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置																																											
連絡配備	県内で震度4を記録したとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員																																												
警戒体制（事前配備）	第1 県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に「津波注意」の津波注意報が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催																																											
	第2 県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に「津波」の津波警報が発表されたとき又は「東海地震注意情報」を受けたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置																																											
非常体制	第1 地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に「津波」の津波警報が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制  (職員の5分の1)	災害対策本部を設置																																											
体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置																																											
連絡配備	県内で震度4を記録したとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催																																											
警戒体制（事前配備）	第1 県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催																																											
	第2 県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき又は「東海地震注意情報」を受けたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置																																											
非常体制	第1 地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に津波警報が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制  (職員の5分の1)	災害対策本部を設置																																											



地域防災計画（地震災害対策計画編） 新旧対照表

	道路維持課 2 河川課 2 港湾課 2 公園街路課 2 下水道課 2 12 土木・工事事務所(工務所含む)各2人 24 2 港湾事務所各2人 4 4 下水道事務所各2人 8 2 浄水センター 各2人 4 流域下水道水質管理センター 3	道路維持課 4 河川課 3 港湾課 3 公園街路課 3 下水道課 3 12 土木・工事事務所(工務所含む)各4人 48 2 港湾事務所各4人 4 下水道事務所各4人 8 2 浄水センター 各4人 16 流域下水道水質管理センター 5		道路維持課 2 河川課 2 港湾課 2 公園街路課 2 下水道課 2 2 下水道事務所各2人 4	道路維持課 4 河川課 3 港湾課 3 公園街路課 3 下水道課 3 12 土木・工事事務所(工務所含む)各4人 48 2 港湾事務所各4人 8 2 下水道事務所各4人 8 4 浄化センター 各4人 16 潮来浄化センター 2	
企業局 (水道事務所)	(略)	(略)	企業局 (水道事務所)	(略)	(略)	
県民センター		4 県民センター 各5人 20	病院局	経営管理課 1	経営管理課 4	
教育庁	(略)	(略)	県民センター		4 県民センター 各2人 8	
警察本部	(略)	(略)	教育庁	(略)	(略)	
警察本部	(略)	(略)	警察本部	(略)	(略)	
<p>2 職員の動員・参集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の動員</p> <p>生活環境部長は、(1)における動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行うものとする。</p> <p>なお、その他の地方機関における動員については、地方機関の長が別に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>2) 動員の伝達手段</p> <p>① 勤務時間中における動員の伝達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 使送による伝達</p> <p>(ア) 庁内放送及び庁内電話が使用出来ない場合は、動員班長は、班員の使送により、次の動員伝達担当課を通じ各部長に動員の伝達をする。伝達先は次のとおりである。</p>			<p>2 職員の動員・参集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の動員</p> <p>生活環境部長は、(1)における動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行うものとする。<u>動員の詳細については、「災害対策本部設置後の事務局員の動員等に係る取扱要領」によるものとする。</u></p> <p>なお、その他の地方機関における動員については、地方機関の長が別に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>2) 動員の伝達手段</p> <p>① 勤務時間中における動員の伝達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 使送による伝達</p> <p>(ア) 庁内放送及び庁内電話が使用出来ない場合は、動員班長は、班員の使送により、次の動員伝達担当課を通じ各部長に動員の伝達をする。伝達先は次のとおりである。</p>			p. 127
						p. 129

災害対策本部の部	動員伝達担当課	電話番号 (ダイヤル)	位 置	
			県庁舎	県警察本部庁舎
総務部	総務課	301-2235	7階	—
企画部	企画課	301-2514	10階	—
生活環境部	生活文化課	301-2819	12階	—
保健福祉部	厚生総務課	301-3117	13階	—
商工労働部	産業政策課	301-3520	16階	—
農林水産部	農業政策課	301-3823	17階	—
土木部	監理課	301-4321	19階	—
会計部	会計管理課	301-4816	6階	—
企業部	企業局総務課	301-4915	21階	—
教育部	教育庁総務課	301-5114	22階	—
警備対策部	県警察本部	301-0110	—	9階

(イ) 各部動員伝達担当課（幹事課）は、各班長及び部付に、また、各班長及び部付は分担し、各班員に伝達する。

② 勤務時間外における動員の伝達

ア 携帯電話による伝達

災害対策本部事務局長は、携帯電話を用い災害対策本部本部員、本部事務局員及び防災・危機管理課職員に動員の伝達をする。

第2 災害対策本部

■基本事項

(略)

3 活動項目リスト

(1) 県

(略)

(2) 市町村，指定行政機関等

(3) 国の現地対策本部との連携

災害対策本部の部	動員伝達担当課	電話番号 (ダイヤル)	位 置	
			県庁舎	県警察本部庁舎
総務部	総務課	301-2235	7階	—
企画部	企画課	301-2514	10階	—
生活環境部	生活文化課	301-2819	12階	—
保健福祉部	厚生総務課	301-3117	13階	—
商工労働観光部	産業政策課	301-3520	16階	—
農林水産部	農業政策課	301-3823	17階	—
土木部	監理課	301-4321	19階	—
会計部	会計管理課	301-4816	6階	—
企業部	企業局総務課	301-4915	21階	—
県立病院部	病院局経営管理課	301-6515	15階	—
教育部	教育庁総務課	301-5114	22階	—
警備対策部	県警察本部	301-0110	—	9階

(イ) 各部動員伝達担当課（幹事課）は、各班長及び部付に、また、各班長及び部付は分担し、各班員に伝達する。

② 勤務時間外における動員の伝達

ア 携帯電話による伝達

災害対策本部事務局長は、携帯電話（メール機能を含む。）を用い災害対策本部本部員、本部事務局員及び防災・危機管理課職員に動員の伝達をする。

第2 災害対策本部

■基本事項

(略)

3 活動項目リスト

(1) 県

(略)

(2) 市町村，指定行政機関等

(3) 国の現地対策本部との連携

(4) 合同調整所の設置

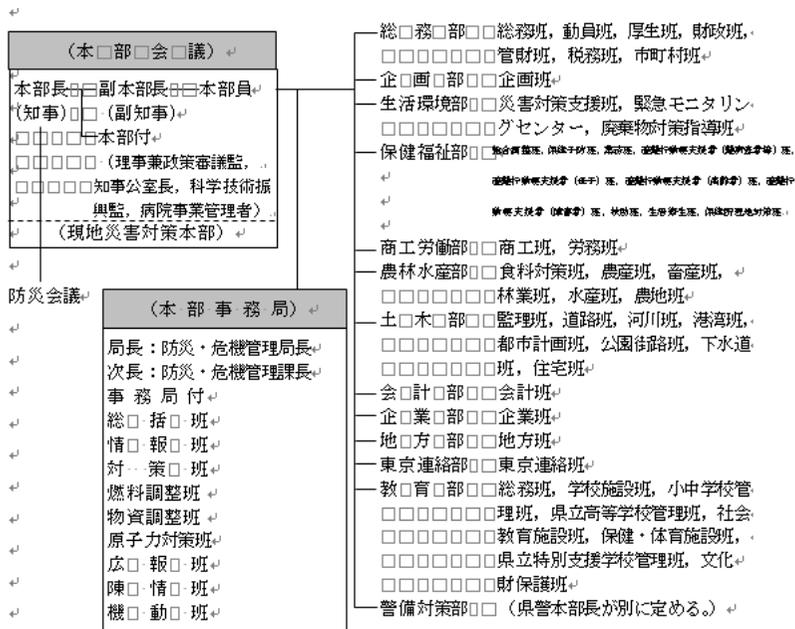
<p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 県</p> <p>(1)</p> <p>(2) 設置基準</p> <p>1) 災害警戒本部設置基準</p> <p>災害警戒本部は、次の場合に設置する。</p> <p>① 県内震度が5強を記録したとき</p> <p>② 「津波警報（津波）」が発表された場合</p> <p>③ 「東海地震注意情報」を受けた場合</p> <p>④ その他生活環境部長が必要と認めた場合</p> <p>2) 災害警戒本部廃止基準</p> <p>災害警戒本部は、次の場合に廃止する。</p> <p>① 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>② その他生活環境部長が必要なしと認めた場合</p> <p>3) 災害対策本部設置基準</p> <p>本部は、次の場合に設置する。また、県内震度が6弱以上を記録した場合は、自動的に設置する。</p> <p>① 地震により相当程度の局地災害が発生したとき</p> <p>② 「津波警報（津波）」が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき</p> <p>③ 「津波警報（大津波）」が発表されたとき</p> <p>④ 「警戒宣言」が発令された場合</p> <p>⑤ 大規模な災害が発生したとき</p> <p>⑥ その他知事が必要と認めた場合</p> <p>(略)</p> <p>(3) 組織</p> <p>1) 災害警戒本部</p> <p>災害警戒本部は、本部長を副知事、副本部長を生活環境部長、及び本部付を生活環境部防災・危機管理局長とし、本部員を各部幹事課長、企業局総務課長、教育庁総務課長、警察本部警備課長等とする。</p> <p>また、災害警戒本部に災害警戒本部会議を置き、次の措置を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 県</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 設置基準</p> <p>1) 災害警戒本部設置基準</p> <p>災害警戒本部は、次の場合に設置する。</p> <p>① 県内震度が5強を記録したとき</p> <p>② 「津波警報」が発表された場合</p> <p>③ 「東海地震注意情報」を受けた場合</p> <p>④ その他生活環境部長が必要と認めた場合</p> <p>2) 災害警戒本部廃止基準</p> <p>災害警戒本部は、次の場合に廃止する。</p> <p>① 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>② その他生活環境部長が必要なしと認めた場合</p> <p>3) 災害対策本部設置基準</p> <p>本部は、次の場合に設置する。また、県内震度が6弱以上を記録した場合は、自動的に設置する。</p> <p>① 地震により相当程度の局地災害が発生したとき</p> <p>② 「津波警報」が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき</p> <p>③ 「大津波警報」が発表されたとき</p> <p>④ 「警戒宣言」が発令された場合</p> <p>⑤ 大規模な災害が発生したとき</p> <p>⑥ その他知事が必要と認めた場合</p> <p>(略)</p> <p>(3) 組織</p> <p>1) 災害警戒本部</p> <p>災害警戒本部は、本部長を副知事（第1順位）、副本部長を副知事（第2順位）、及び本部付を生活環境部防災・危機管理局長とし、本部員を各部局防災監、警察本部警備課長等とする。</p> <p>また、災害警戒本部に災害警戒本部会議を置き、次の措置を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(略)</p>	<p>p. 134</p>
--	---	---------------

（災害警戒本部長）

本部長	庁内電話番号	本部長	庁内電話番号
秘書課長	2050	農林水産部農業政策課長	3810
総務部総務課長	2220	土木部監理課長	4310
企画部企画課長	2510	企業局総務課長	4910
生活環境部生活文化課長	2810	教育庁総務課長	5110
生活環境部防災・危機管理課長	2870		
生活環境部消防安全課長	2892	警察本部警備課長	6463
保健福祉部厚生総務課長	3110	その他本部長が指定する職にある者	
商工労働部産業政策課長	3510		

2) 災害対策本部

災害対策本部は本部長を知事、また、副本部長を副知事が務め、事務局長を生活環境部防災・危機管理局長が務める。本部には部が設けられ、各部長が本部員を構成する。

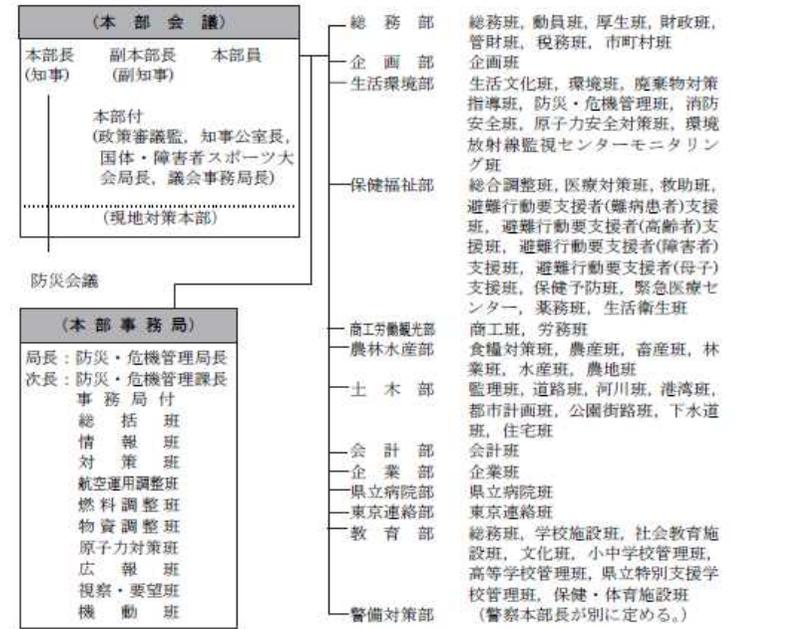


（災害警戒本部長）

本部長	庁内電話番号	本部長	庁内電話番号
知事直轄防災監	2110	商工労働観光部防災監	3502
総務部防災監	2201	農林水産部防災監	3801
企画部防災監	2501	土木部防災監	4301
生活環境部防災監	2801	企業局防災監	4901
生活環境部防災・危機管理課長	2870	教育庁防災監	5102
生活環境部消防安全課長	2892	議会事務局次長	5610
保健福祉部防災監	3101	警察本部警備課長	6463

2) 災害対策本部

災害対策本部は本部長を知事、また、副本部長を副知事が務め、事務局長を生活環境部防災・危機管理局長が務める。本部には部が設けられ、各部長が本部員を構成する。



<事務局組織>

班名	班 長	副班長	班 員	分掌事務
総括班	防災・危機管理課課長補佐（総括）	消防安 全課 産業保 安室室 長補 佐 1人 生活文 化課課 長補 佐 1人 <u>（新設）</u>	人事課員 1人	1 災害対策本部会議の開催に関する こと。 2 災害対策本部及び事務局の運営に関する こと。 3 事務局各班間の連絡調整に関する こと。 4 その他事務局長から特に指示された こと。
			管財課員 1人	
			<u>（新設）</u>	
			生活文化課員 2人	
			<u>（新設）</u>	
			防災・危機管理課員 1人	
			消防安 全課員 4人	
			原子力安全対策課員 1人	
			<u>（新設）</u>	
			<u>（新設）</u>	

<事務局組織>

班名	班 長	副班長	班 員	分掌事務
総括班	防災・危機管理課課長補佐（総括）	生活文 化課課 長補 佐 1人 消防安 全課 産業保 安室室 長補 佐 1人 観光物 産課課 長補 佐 1人	人事課員 1人	1 災害対策本部会議の開催に関する こと。 2 災害対策本部及び事務局の運営に関する こと。 3 事務局各班間の連絡調整に関する こと。 4 その他事務局長から特に指示された こと。  (記録係) 災害対策本部及び事務局の活動等の記録に関する こと。
			管財課員 1人	
			つくば地域振興課員 1人	
			生活文化課員 1人	
			廃棄物対策課員 1人	
			防災・危機管理課員 1人	
			消防安 全課員 2人	
			原子力安全対策課員 1人	
			総務企画課員 1人	
			(記録係)	

地域防災計画（地震災害対策計画編） 新旧対照表

情報班	防災・危機管理課課長補佐(防災担当)	(新設) 防災・危機管理課員 1人 原子力安全対策課員 1人	国際課員 1人 総務課員 1人 企画課員 1人 (新設) 生活文化課員 1人 環境政策課員 1人 環境対策課員 1人 防災・危機管理課員 1人 原子力安全対策課員 2人 厚生総務課員 1人 福祉指導課員 1人 医療対策課員 1人 保健予防課員 1人 産業政策課員 1人 産業技術課員 1人 農業政策課員 1人 監理課員 1人 道路維持課員 1人 河川課員 1人 港湾課員 1人 下水道課員 1人 企業局総務課員 1人 教育庁総務課員 1人 警察本部警備課員 1人	1 防災関係機関からの気象情報、電力情報その他の災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 事故発生事業所からの情報収集に関すること。 3 各部が収集した災害情報で、主として次に掲げるものの収集に関すること。 (1) 河川、ダム砂防、道路及び港湾・漁港関係情報 (2) 農林水産関係情報 (3) 商業及び工業関係情報 (4) 災害救助、医療、防疫等関係情報 (5) 教育関係情報 (6) 警察関係情報 4 災害情報の各部等への伝達に関すること。 5 防災行政無線の監理及び運用に関すること。 6 災害情報の整理記録に関すること。 7 災害関係資料の作成に関すること。	情報班	防災・危機管理課課長補佐(防災担当)	統計課員 1人 消防安全課員 1人 原子力安全対策課員 1人	国際課員 1人 総務課員 1人 企画課員 1人 水・土地計画課員 1人 生活文化課員 1人 環境政策課員 1人 環境対策課員 1人 防災・危機管理課員 1人 原子力安全対策課員 1人 厚生総務課員 1人 医療政策課員 1人 保健予防課員 1人 産業政策課員 1人 産業技術課員 1人 農業政策課員 1人 監理課員 1人 道路維持課員 1人 河川課員 1人 港湾課員 1人 下水道課員 1人 企業局総務課員 1人 教育庁総務課員 1人 警察本部警備課員 1人	1 防災関係機関からの気象情報、電力情報その他の災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 事故発生事業所等からの情報収集に関すること。 3 各部が収集した災害情報で、主として次に掲げるものの収集に関すること。 (1) 河川、ダム砂防、道路及び港湾・漁港関係情報 (2) 農林水産関係情報 (3) 商業及び工業関係情報 (4) 災害救助、医療、防疫等関係情報 (5) 教育関係情報 (6) 警察関係情報 4 災害情報の各部等への伝達に関すること。 5 防災行政無線の管理及び運用に関すること。 6 災害情報の整理記録に関すること。 7 災害関係資料の作成に関すること。

地域防災計画（地震災害対策計画編） 新旧対照表

対策班	消防安全課課長補佐（総括）	原子力安全対策課課長補佐（企画・防災担当） 1人 防災・危機管理課員1人 消防安全課員1人 原子力安全対策課員1人 （原子力安全対策課員のうち1人については、避難対策が必要な場合に限る。）	各部局企画員7人  （新規） （新規） 企業局企画員1人（新規）  教育庁企画員1人（係名新規） 国際課員1人 市町村課員1人 生活文化課員1人 防災・危機管理課員2人 消防安全課員2人  原子力安全対策課員1人 厚生総務課員1人 障害福祉課員1人 警察本部交通規制課員1人 （防災・危機管理課員のうち1人、消防安全課員のうち1人及び市町村課員から警察本部交通規制課員までについては、避難対策が必要な場合に限る。）	1 国（現地対策本部を含む。）及び防災関係機関との調整に関すること。 2 各部間の連絡調整に関すること。 3 避難対策が必要な場合における避難に係る連絡調整に関すること。 4 避難対策が必要な場合における救助物資、資財等の輸送に係る連絡調整に関すること。 5 原子力災害時における避難地域内住民の輸送に係る連絡調整に関すること。 6 その他事務局長から特に指示されたこと。	対策班	消防安全課課長補佐（総括）	原子力安全対策課課長補佐（企画・防災担当） 防災・危機管理課員1人 消防安全課員1人 原子力安全対策課員1人	各部局企画員7人 防災・危機管理課員1人 消防安全課員1人 総務企画課員1人 会計管理課員1人 企業局企画員1人 病院局経営管理課員1人 教育庁企画員1人（避難対策係） 国際課員1人 市町村課員1人 生活文化課員1人 消防安全課員1人 原子力安全対策課員2人 厚生総務課員1人 障害福祉課員1人 警察本部交通規制課員1人	1 国（現地対策本部を含む。）及び防災関係機関との調整に関すること。 2 各部間の連絡調整に関すること。 3 その他事務局長から特に指示されたこと。  （避難対策係） 1 避難に係る連絡調整に関すること。 2 救助物資、資財等の輸送に係る連絡調整に関すること。 3 避難地域内住民の輸送に係る連絡調整に関すること。 4 原子力災害時における避難住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染に関すること。	p. 137
	(新設)					航空運用調整班	消防安全課課長補佐	消防安全課防災航空室員 1人	消防安全課員2人	
燃料調整班	消防安全課課長補佐	消防安全課員1人	税務課員1人 事業推進課員1人 科学技術振興課員1人 中小企業課員1人	1 燃料の確保に関すること。 2 燃料供給に係る情報収集・広報に関すること。 3 災害応急対策車両等への燃料の供給に関すること。	燃料調整班	環境政策課課（室）長補佐	防災・危機管理課員1人	税務課員1人 事業推進課員1人 科学技術振興課員1人 中小企業課員1人	1 燃料の確保に関する連絡調整に関すること。 2 燃料の供給に係る情報収集及び広報に関すること。 3 災害応急対策車両等への燃料の供給に関すること。	

地域防災計画（地震災害対策計画編） 新旧対照表

物資調整班	原子力安全対策課課長補佐(総括)	地域計画課課長補佐(計画調整・物流担当) 1人 消防安全課員 1人 福祉指導課員 1人	県民センター総室員 1人 情報政策課員 1人 空港対策課員 1人 水・土地計画課員 1人 中小企業課員 1人	1 備蓄物資、支援物資の調達・管理・輸送に関すること。	物資調整班	環境対策課(室)課長補佐	交通政策課員 1人 消防安全課員 1人 福祉指導課員 1人	市町村課員 1人 情報政策課員 1人 空港対策課員 1人 防災・危機管理課員 1人 中小企業課員 1人	備蓄物資及び支援物資の調達、管理及び輸送に係る連絡調整に関すること。	p. 138
原子力対策班	原子力安全調整監	(新設) 原子力安全対策課長補佐(防災・監視担当) 原子力安全対策課員 1人	環境政策課員 3人 廃棄物対策課員 3人 生活環境部長が指定する者 2人	1 放射線防護対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 2 原子力行政機関、事業所等との連絡調整に関すること。 3 その他事務局から特に指示されたこと。	原子力対策班	原子力安全調整監	原子力安全対策課長補佐(総括) 原子力安全対策課長補佐(安全・監視担当) 原子力安全対策課員 1人	環境政策課員 2人 環境対策課員 1人 廃棄物対策課員 3人 生活環境部長が指名する者 2人	1 原子力行政機関、事業所等との連絡調整に関すること。 2 緊急時モニタリングに係る情報の収集・整理に関すること。 3 災害対策本部の職員の被ばく管理に関すること。 4 その他事務局から特に指示されたこと。	
広報班	広報広聴課長	広報広聴課副参事 1人 広報広聴課課長補佐(報道担当) 1人 広報広聴課課長補佐(県民広報担当) 1人	広報広聴課員 6人	1 災害に係る緊急広報(ラジオ及びテレビを利用して緊急に行う必要のある広報をいう。)に関すること。 2 災害に係る一般広報及び広聴に関すること。 3 災害時における広報に係る国及び市町村との連絡調整に関すること。 4 報道機関への対応に関すること。 5 災害状況の撮影に関すること。 6 住民からの問い合わせの対応に関すること。	広報班	広報広聴課長	県民情報センター長 広報広聴課課長補佐(報道担当) 広報広聴課課長補佐(県民広報担当)	広報広聴課員 6人	1 災害に係る緊急広報(ラジオ及びテレビを利用して緊急に行う必要のある広報をいう。)に関すること。 2 災害に係る広報及び広聴に関すること。 3 災害時における広報に係る国及び市町村との連絡調整に関すること。 4 報道機関への対応に関すること。 5 住民からの問い合わせの対応に関すること。	
陳情班	政策監 1人	主任政策員 2人	政策員 5人 秘書課員 1人 議会事務局総務課員 1人 議会事務局議事課員 1人 議会事務局政務調査課員 1人	1 政府、国会等への要望及び陳情に関すること。 2 国の機関、国会議員等の視察、調査に関すること。	視察・要望班	政策監 1人	主任政策員 2人	政策員 5人 秘書課員 1人 議会事務局総務課員 1人 議会事務局議事課員 1人 議会事務局政務調査課員 1人	1 政府、国会等への要望及び陳情に関すること。 2 国の機関、国会議員等の視察調査に関すること。	

地域防災計画（地震災害対策計画編） 新旧対照表

機動班 総括班長 防災・危機管理課長	本庁班	[第1班長] 総務課課長補佐	[第1班員] 14名 総務部 14名	1 被災地及び被災市町村における応急対策上の支援活動に関すること。 2 被災地及び被災市町村の被害情報の収集に関すること。 3 その他事務局長から特に指示されたこと。	機動班 総括班長 防災・危機管理課長	本庁班	[第1班長] 総務課課長補佐	[第1班員] 14名 総務部 14名	1 被災地及び被災市町村における応急対策上の支援活動に関すること。 2 被災地及び被災市町村の被害情報の収集に関すること。 3 <u>現地災害対策本部の支援に関すること。</u> 4 その他事務局長から特に指示されたこと。	p. 139
		[第2班長] 企画課課長補佐	[第2班員] 16名 企画部 16名				[第2班長] 企画課課長補佐	[第2班員] 16名 企画部 16名		
		[第3班長] 産業政策課課長補佐	[第3班員] 12名 商工労働部 12名				[第3班長] 産業政策課課長補佐	[第3班員] 12名 商工労働観光部 12名 <u>国体・障害者スポーツ大会局 4名</u>		
		[第4班長] 農業政策課課長補佐	[第1班員] 14名 農林水産部 14名				[第4班長] 農業政策課課長補佐	[第1班員] 14名 農林水産部 14名		
		[第5班長] 教育庁総務課課長補佐	[第1班員] 14名 会計・教育庁 14名				[第5班長] 教育庁総務課課長補佐	[第1班員] 14名 会計・教育庁 14名		
	地方班	[県北班長] 県北県民センター 県民福祉課長補佐	[県北班員] 6名 県北県民センター <u>6名</u>			[県北班長] 県北県民センター 県民福祉課長補佐	[県北班員] 6名 県北県民センター 3名 県北農林事務所 3名			
		[鹿行班長] 鹿行県民センター 県民福祉課長補佐	[鹿行班員] 10名 鹿行県民センター <u>10名</u>			[鹿行班長] 鹿行県民センター 県民福祉課長補佐	[鹿行班員] 10名 鹿行県民センター 5名 <u>鹿行農林事務所 5名</u>			
		[県南班長] 県南県民センター 県民福祉課長補佐	[県南班員] 10名 県南県民センター <u>10名</u>			[県南班長] 県南県民センター 県民福祉課長補佐	[県南班員] 10名 県南県民センター 5名 <u>県南農林事務所 5名</u>			
		[県西班長] 県西県民センター 県民福祉課長補佐	[県西班員] 10名 県西県民センター <u>10名</u>			[県西班長] 県西県民センター 県民福祉課長補佐	[県西班員] 10名 県西県民センター 5名 <u>県西農林事務所 5名</u>			
備考 (1) <u>機動班を除く班の副班長（防災・危機管理課員の場合に限る。）及び班員については、その所属する各課の長が指名する。ただし、陳情班の班長、副班長又は班員となる政策監、主任政策員及び政策員については政策審議監が指名する。</u> (略)				備考 (1) <u>班長、副班長及び班員（これらの者が特定される場合を除く。）については、その所属する各部又は各課の長（視察・要望班にあっては、政策審議監）が指名する。</u> (略)						

<p>(5) 本部の設置</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 災害対策本部室及び災害対策室の設営配置</p> <p>＜本部室の配置区分＞</p> <p>本部を設置した場合は、直ちに本部室及び各部に対策室を設け、原則として次表の区分により配置につくものとする。</p> <p>また、前記以外の本部職員は、それぞれ所属する課、所、室において配置につくものとする。</p>	<p>(5) 本部の設置</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 災害対策本部室及び災害対策室の設営配置</p> <p>＜本部室の配置区分＞</p> <p>本部を設置した場合は、直ちに本部室及び各部に対策室を設け、原則として次表の区分により配置につくものとする。</p> <p>また、前記以外の本部職員は、それぞれ所属する課、所、室において配置につくものとする。</p>	<p>p. 141</p>																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>室の区分</th> <th>参集者</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部室</td> <td>本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関 連絡員</td> <td>防災センター</td> </tr> <tr> <td>各部対策室</td> <td>部長 部付 班長 部長の指示する班員</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>総務部長室（ダイヤルイン</td> <td>301-2200)</td> </tr> <tr> <td>企画部長室（</td> <td>” 301-2500)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部長室（</td> <td>” 301-2800)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部長室（</td> <td>” 301-3100)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部長室（</td> <td>” 301-3500)</td> </tr> <tr> <td>農林水産部長室（</td> <td>” 301-3800)</td> </tr> <tr> <td>土木部長室（</td> <td>” 301-4300)</td> </tr> <tr> <td>県民センター総室理事室（</td> <td>” 301-2209)</td> </tr> <tr> <td>各県民センター長室</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>県北</td> <td>0294-80-3322</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>0291-33-4110</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7010</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>0296-24-9061</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>東京事務所長室</td> <td>(03-5212-9088)</td> </tr> <tr> <td>会計管理者室（ダイヤルイン</td> <td>301-4800)</td> </tr> <tr> <td>企業局長室（</td> <td>” 301-4900)</td> </tr> <tr> <td>教育次長室（</td> <td>” 301-5102)</td> </tr> <tr> <td>県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(県警察本部9階警備課)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table>	室の区分	参集者	設置場所	本部室	本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関 連絡員	防災センター	各部対策室	部長 部付 班長 部長の指示する班員	<table border="0"> <tr> <td>総務部長室（ダイヤルイン</td> <td>301-2200)</td> </tr> <tr> <td>企画部長室（</td> <td>” 301-2500)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部長室（</td> <td>” 301-2800)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部長室（</td> <td>” 301-3100)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部長室（</td> <td>” 301-3500)</td> </tr> <tr> <td>農林水産部長室（</td> <td>” 301-3800)</td> </tr> <tr> <td>土木部長室（</td> <td>” 301-4300)</td> </tr> <tr> <td>県民センター総室理事室（</td> <td>” 301-2209)</td> </tr> <tr> <td>各県民センター長室</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>県北</td> <td>0294-80-3322</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>0291-33-4110</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7010</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>0296-24-9061</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>東京事務所長室</td> <td>(03-5212-9088)</td> </tr> <tr> <td>会計管理者室（ダイヤルイン</td> <td>301-4800)</td> </tr> <tr> <td>企業局長室（</td> <td>” 301-4900)</td> </tr> <tr> <td>教育次長室（</td> <td>” 301-5102)</td> </tr> <tr> <td>県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(県警察本部9階警備課)</td> </tr> </table>	総務部長室（ダイヤルイン	301-2200)	企画部長室（	” 301-2500)	生活環境部長室（	” 301-2800)	保健福祉部長室（	” 301-3100)	商工労働部長室（	” 301-3500)	農林水産部長室（	” 301-3800)	土木部長室（	” 301-4300)	県民センター総室理事室（	” 301-2209)	各県民センター長室	<table border="0"> <tr> <td>県北</td> <td>0294-80-3322</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>0291-33-4110</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7010</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>0296-24-9061</td> </tr> </table>	県北	0294-80-3322	鹿行	0291-33-4110	県南	029-822-7010	県西	0296-24-9061	東京事務所長室	(03-5212-9088)	会計管理者室（ダイヤルイン	301-4800)	企業局長室（	” 301-4900)	教育次長室（	” 301-5102)	県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)			(県警察本部9階警備課)	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>室の区分</th> <th>参集者</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部室</td> <td>本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関 連絡員</td> <td>防災センター</td> </tr> <tr> <td>各部対策室</td> <td>部長 部付 班長 部長の指示する班員</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>総務部長室（ダイヤルイン</td> <td>301-2200)</td> </tr> <tr> <td>企画部長室（</td> <td>” 301-2500)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部長室（</td> <td>” 301-2800)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部長室（</td> <td>” 301-3100)</td> </tr> <tr> <td>商工労働観光部長室（</td> <td>” 301-3500)</td> </tr> <tr> <td>農林水産部長室（</td> <td>” 301-3800)</td> </tr> <tr> <td>土木部長室（</td> <td>” 301-4300)</td> </tr> <tr> <td>東京事務所長室</td> <td>(03-5212-9088)</td> </tr> <tr> <td>会計管理者室（ダイヤルイン</td> <td>301-4800)</td> </tr> <tr> <td>企業局長室（</td> <td>” 301-4900)</td> </tr> <tr> <td>教育庁総務企画部長室（</td> <td>” 301-5102)</td> </tr> <tr> <td>県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(県警察本部9階警備課)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table>	室の区分	参集者	設置場所	本部室	本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関 連絡員	防災センター	各部対策室	部長 部付 班長 部長の指示する班員	<table border="0"> <tr> <td>総務部長室（ダイヤルイン</td> <td>301-2200)</td> </tr> <tr> <td>企画部長室（</td> <td>” 301-2500)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部長室（</td> <td>” 301-2800)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部長室（</td> <td>” 301-3100)</td> </tr> <tr> <td>商工労働観光部長室（</td> <td>” 301-3500)</td> </tr> <tr> <td>農林水産部長室（</td> <td>” 301-3800)</td> </tr> <tr> <td>土木部長室（</td> <td>” 301-4300)</td> </tr> <tr> <td>東京事務所長室</td> <td>(03-5212-9088)</td> </tr> <tr> <td>会計管理者室（ダイヤルイン</td> <td>301-4800)</td> </tr> <tr> <td>企業局長室（</td> <td>” 301-4900)</td> </tr> <tr> <td>教育庁総務企画部長室（</td> <td>” 301-5102)</td> </tr> <tr> <td>県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(県警察本部9階警備課)</td> </tr> </table>	総務部長室（ダイヤルイン	301-2200)	企画部長室（	” 301-2500)	生活環境部長室（	” 301-2800)	保健福祉部長室（	” 301-3100)	商工労働観光部長室（	” 301-3500)	農林水産部長室（	” 301-3800)	土木部長室（	” 301-4300)	東京事務所長室	(03-5212-9088)	会計管理者室（ダイヤルイン	301-4800)	企業局長室（	” 301-4900)	教育庁総務企画部長室（	” 301-5102)	県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)			(県警察本部9階警備課)	(略)		
室の区分	参集者	設置場所																																																																																							
本部室	本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関 連絡員	防災センター																																																																																							
各部対策室	部長 部付 班長 部長の指示する班員	<table border="0"> <tr> <td>総務部長室（ダイヤルイン</td> <td>301-2200)</td> </tr> <tr> <td>企画部長室（</td> <td>” 301-2500)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部長室（</td> <td>” 301-2800)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部長室（</td> <td>” 301-3100)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部長室（</td> <td>” 301-3500)</td> </tr> <tr> <td>農林水産部長室（</td> <td>” 301-3800)</td> </tr> <tr> <td>土木部長室（</td> <td>” 301-4300)</td> </tr> <tr> <td>県民センター総室理事室（</td> <td>” 301-2209)</td> </tr> <tr> <td>各県民センター長室</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>県北</td> <td>0294-80-3322</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>0291-33-4110</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7010</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>0296-24-9061</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>東京事務所長室</td> <td>(03-5212-9088)</td> </tr> <tr> <td>会計管理者室（ダイヤルイン</td> <td>301-4800)</td> </tr> <tr> <td>企業局長室（</td> <td>” 301-4900)</td> </tr> <tr> <td>教育次長室（</td> <td>” 301-5102)</td> </tr> <tr> <td>県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(県警察本部9階警備課)</td> </tr> </table>	総務部長室（ダイヤルイン	301-2200)	企画部長室（	” 301-2500)	生活環境部長室（	” 301-2800)	保健福祉部長室（	” 301-3100)	商工労働部長室（	” 301-3500)	農林水産部長室（	” 301-3800)	土木部長室（	” 301-4300)	県民センター総室理事室（	” 301-2209)	各県民センター長室	<table border="0"> <tr> <td>県北</td> <td>0294-80-3322</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>0291-33-4110</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7010</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>0296-24-9061</td> </tr> </table>	県北	0294-80-3322	鹿行	0291-33-4110	県南	029-822-7010	県西	0296-24-9061	東京事務所長室	(03-5212-9088)	会計管理者室（ダイヤルイン	301-4800)	企業局長室（	” 301-4900)	教育次長室（	” 301-5102)	県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)			(県警察本部9階警備課)																																																	
総務部長室（ダイヤルイン	301-2200)																																																																																								
企画部長室（	” 301-2500)																																																																																								
生活環境部長室（	” 301-2800)																																																																																								
保健福祉部長室（	” 301-3100)																																																																																								
商工労働部長室（	” 301-3500)																																																																																								
農林水産部長室（	” 301-3800)																																																																																								
土木部長室（	” 301-4300)																																																																																								
県民センター総室理事室（	” 301-2209)																																																																																								
各県民センター長室	<table border="0"> <tr> <td>県北</td> <td>0294-80-3322</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>0291-33-4110</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7010</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>0296-24-9061</td> </tr> </table>	県北	0294-80-3322	鹿行	0291-33-4110	県南	029-822-7010	県西	0296-24-9061																																																																																
県北	0294-80-3322																																																																																								
鹿行	0291-33-4110																																																																																								
県南	029-822-7010																																																																																								
県西	0296-24-9061																																																																																								
東京事務所長室	(03-5212-9088)																																																																																								
会計管理者室（ダイヤルイン	301-4800)																																																																																								
企業局長室（	” 301-4900)																																																																																								
教育次長室（	” 301-5102)																																																																																								
県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)																																																																																									
	(県警察本部9階警備課)																																																																																								
(略)																																																																																									
室の区分	参集者	設置場所																																																																																							
本部室	本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関 連絡員	防災センター																																																																																							
各部対策室	部長 部付 班長 部長の指示する班員	<table border="0"> <tr> <td>総務部長室（ダイヤルイン</td> <td>301-2200)</td> </tr> <tr> <td>企画部長室（</td> <td>” 301-2500)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部長室（</td> <td>” 301-2800)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部長室（</td> <td>” 301-3100)</td> </tr> <tr> <td>商工労働観光部長室（</td> <td>” 301-3500)</td> </tr> <tr> <td>農林水産部長室（</td> <td>” 301-3800)</td> </tr> <tr> <td>土木部長室（</td> <td>” 301-4300)</td> </tr> <tr> <td>東京事務所長室</td> <td>(03-5212-9088)</td> </tr> <tr> <td>会計管理者室（ダイヤルイン</td> <td>301-4800)</td> </tr> <tr> <td>企業局長室（</td> <td>” 301-4900)</td> </tr> <tr> <td>教育庁総務企画部長室（</td> <td>” 301-5102)</td> </tr> <tr> <td>県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(県警察本部9階警備課)</td> </tr> </table>	総務部長室（ダイヤルイン	301-2200)	企画部長室（	” 301-2500)	生活環境部長室（	” 301-2800)	保健福祉部長室（	” 301-3100)	商工労働観光部長室（	” 301-3500)	農林水産部長室（	” 301-3800)	土木部長室（	” 301-4300)	東京事務所長室	(03-5212-9088)	会計管理者室（ダイヤルイン	301-4800)	企業局長室（	” 301-4900)	教育庁総務企画部長室（	” 301-5102)	県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)			(県警察本部9階警備課)																																																													
総務部長室（ダイヤルイン	301-2200)																																																																																								
企画部長室（	” 301-2500)																																																																																								
生活環境部長室（	” 301-2800)																																																																																								
保健福祉部長室（	” 301-3100)																																																																																								
商工労働観光部長室（	” 301-3500)																																																																																								
農林水産部長室（	” 301-3800)																																																																																								
土木部長室（	” 301-4300)																																																																																								
東京事務所長室	(03-5212-9088)																																																																																								
会計管理者室（ダイヤルイン	301-4800)																																																																																								
企業局長室（	” 301-4900)																																																																																								
教育庁総務企画部長室（	” 301-5102)																																																																																								
県警察警備本部（内線 警電 5751, 5752)																																																																																									
	(県警察本部9階警備課)																																																																																								
(略)																																																																																									

災害対策本部室  
(略)

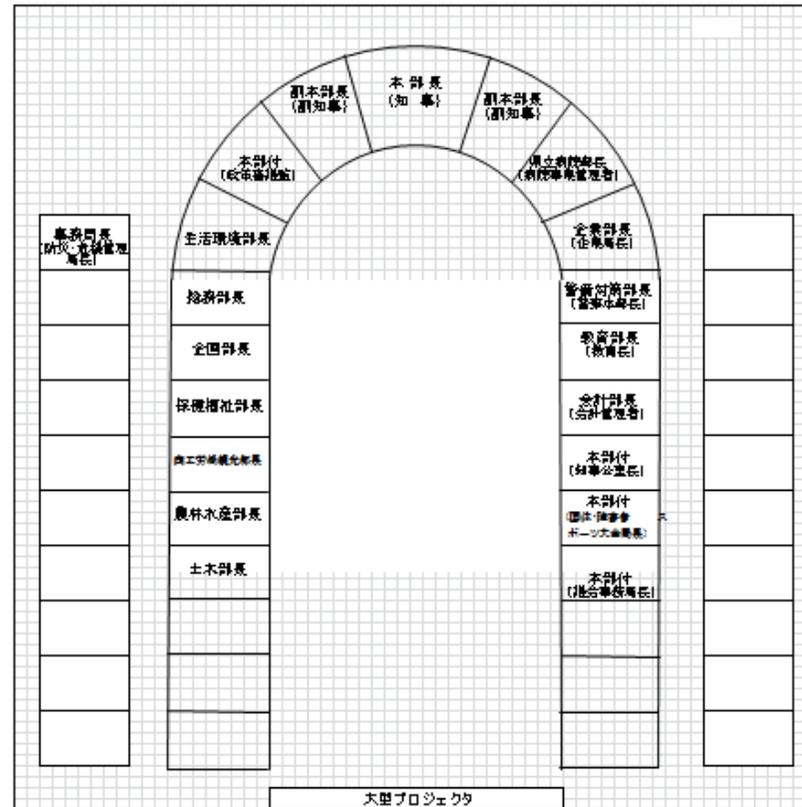
県庁舎 6 階

災害対策本部室

県庁舎 6 階

p. 142

(災害対策本部設置の場合)



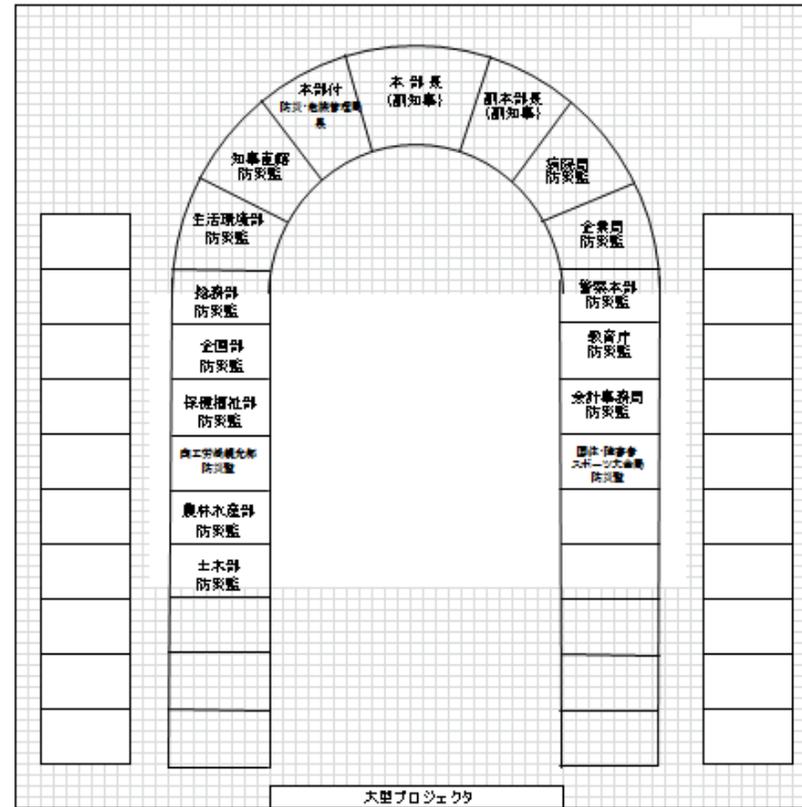
(新規)

災害対策本部室

県庁舎 6階

p. 143

(災害警戒本部設置の場合)





<p>対策本部員その他の職員を置き，災害対策副本部長，災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>② 現地災害対策本部の設置基準</p> <p>ア 災害が局地的なもので，災害対策本部から遠隔地の場合</p> <p>イ 被害が広域にわたる場合であっても，特定の地域に著しい被害が生じた場合</p> <p>③ 現地災害対策本部の分掌事務</p> <p>ア 現地の被害状況，復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</p> <p>イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 本部の運営</p> <p>【県（生活環境部）】</p> <p>1) 略</p> <p>2) 本部会議</p> <p>① 組織及び協議事項</p> <p>本部会議は，本部長，副本部長，本部員をもって組織し，<u>概ね次ぎ</u>に掲げる災害予防，災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。</p> <p>(略)</p>	<p>対策本部員その他の職員を置き，災害対策副本部長，災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>② 現地災害対策本部の設置基準</p> <p>ア 災害が局地的なもので，災害対策本部から遠隔地の場合</p> <p>イ 被害が広域にわたる場合であっても，特定の地域に著しい被害が生じた場合</p> <p>③ 現地災害対策本部の分掌事務</p> <p>ア 現地の被害状況，復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</p> <p>イ 現地における災害応急対策の指揮，<u>指令及び実施</u>に関すること</p> <p>④ <u>現地災害対策本部への派遣</u> <u>組織体制・人員配置については，災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 本部の運営</p> <p>【県（生活環境部）】</p> <p>1) 略</p> <p>2) 本部会議</p> <p>① 組織及び協議事項</p> <p>本部会議は，本部長，副本部長，本部員をもって組織し，<u>おおむね次</u>に掲げる災害予防，災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。</p> <p>(略)</p>	
---	--	--

通知及び公表先				方 法	担 当	備 考	通知及び公表先				方 法	担 当	備 考			
消防庁宿直室				(略)	(略)	(略)	消防庁宿直室				(略)	(略)	(略)	p. 146		
消 防 庁 応 急 対 策 室				(略)	(略)	(略)	消 防 庁 応 急 対 策 室				(略)	(略)	(略)			
各 県 民 セ ン タ ー	県北県民 センター			(略)	(略)	(略)	報 道 機 関 (県庁記者クラブ)				(略)	(略)	(略)			
	鹿行県民 センター			(略)	(略)	(略)	県 民				(略)	(略)	(略)			
	県南県民 センター			(略)	(略)	(略)	災害及び対策の 状況に応じ必要 と認める機関					(略)	(略)			
	県西県民 センター			(略)	(略)	(略)	(略)									
報 道 機 関 (県庁記者クラブ)				(略)	(略)	(略)										
県 民				(略)	(略)	(略)										
災害及び対策の 状況に応じ必要 と認める機関					(略)	(略)										
(略)																
3 国の現地対策本部との連携								3 国の現地対策本部との連携								
【県（各部局），市町村】								【県（各部局），市町村】								
県及び市町村は，国の非常（緊急）災害現地対策本部との 連携を図り，総合的な災害応急対策を効果的に実施する。								県及び市町村は，国の非常（緊急）災害現地対策本部と の <u>合同会議等</u> を通じて， <u>情報の共有と状況認識の統一</u> を図 るとともに， <u>救助・救急，医療及び消火活動等の関係機関</u> と密接に連携し， <u>災害応急対策の実施を推進するもの</u> とす る。								
(新規)								4 合同調整所の設置								
								【 <u>県警察本部，消防本部，国（海上保安庁，自衛隊）</u> 】								
								災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部 隊は，必要に応じて， <u>合同調整所を設置し，活動エリア・内 容・手順，情報通信手段等</u> について，部隊間の情報共有及び <u>活動調整</u> ，必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また，災 害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密 接に情報共有を図りつつ，連携して活動するものとする。								

<p><b>4 資料，関連項目</b>          (略)          第2節 災害情報の収集・伝達          第1 通信手段の確保  <b>■基本事項</b>          1～2 (略)          3 活動項目リスト          (1) 専用通信設備の運用          (2) 代替通信機能の確保              1) NTTの非常・緊急通話の利用              2) 非常通信の実施              3) 他機関の通信設備の利用              4) <u>NTTの孤立防止対策用衛星電話の利用</u>              5) 放送機能の利用              6) 防災相互通信用無線電話の利用              7) 使送による通信連絡の確保              8) 自衛隊の通信支援  <b>■対策</b>          1 (略)          2 代替通信機能の確保  <b>【県（生活環境部），市町村，防災関係機関】</b>          応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり，対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。          (1) NTTの非常・緊急通話の利用              大規模な災害時においては加入電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは，電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。              1) 非常・緊急通話用電話の指定                  防災関係機関は，既設の電話番号を「災害時優先電話」として，NTT東日本茨城支店長に申請し，承認を受け登録しておくものとする。（事前対策）              2) 非常・緊急通話の利用              ① 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが，<u>それで</u></p>	<p><b>5 資料，関連項目</b>          (略)          第2節 災害情報の収集・伝達          第1 通信手段の確保  <b>■基本事項</b>          1～2 (略)          3 活動項目リスト          (1) 専用通信設備の運用          (2) 代替通信機能の確保              1) NTTの非常・緊急通話の利用              2) 非常通信の実施              3) 他機関の通信設備の利用              4) 放送機能の利用              5) 防災相互通信用無線電話の利用              6) 使送による通信連絡の確保              7) 自衛隊の通信支援  <b>■対策</b>          1 (略)          2 代替通信機能の確保  <b>【県（生活環境部），市町村，防災関係機関】</b>          応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり，対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。          (1) NTTの非常・緊急通話の利用              大規模な災害時においては加入電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは，電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。              1) 非常・緊急通話用電話の指定                  防災関係機関は，既設の電話番号を「災害時優先電話」として，NTT東日本茨城支店長に申請し，承認を受け登録しておくものとする。（事前対策）              2) 非常・緊急通話の利用              一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが，<u>相手等</u></p>	<p>p. 149</p> <p>p. 150</p>
--	--	-----------------------------

<p>も困難な場合は次によるものとする。</p> <p>② <u>あらかじめ登録した「災害時優先電話」から市外局番なしの「102番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ通話を申込みこととする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常扱い通話又は緊急扱い通話の申込みであること。</li> <li>・「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等。</li> <li>・相手の電話番号及び通話の内容等</li> </ul> <p><u>なお、本通話は、非常・緊急の順に一般の通話に優先して接続されることになっているが、輻輳の程度に応じて通話時間が制限されるほか、緊急通話は受付られない場合もある。また、相手等の通信設備の被害状況によって利用が困難な場合もある。</u></p> <p>③ <u>非常・緊急通話の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料6-5「非常・緊急通話の内容等」のとおりである。</u></p> <p>3) 非常・緊急電報の利用</p> <p>① 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込みこととする。</p> <p>(※22時以降-翌朝8時までは、0120-000115で受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。</li> <li>・発信電話番号と機関名称等。</li> <li>・電報の宛先住所と機関名称等</li> <li>・通信文と発信人名</li> </ul> <p>なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。</p> <p>② 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、<u>資料6-6「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>NTT孤立防止対策用衛星電話の利用</u></p> <p><u>災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想される。このため東日本電信電話株式会社においては、孤立防止対策用衛星電話(KU-1ch)を駐在所、公民館等3ヶ所に常置し、孤立防止を図っている</u>ので、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を活用し災害情報の報告等、通信の確保に努めるものと</p>	<p><u>の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。</u></p> <p><u>なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3) 非常・緊急電報の利用</p> <p>① 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込みこととする。</p> <p>(※22時以降-翌朝8時までは、0120-000115で受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。</li> <li>・発信電話番号と機関名称等。</li> <li>・電報の宛先住所と機関名称等</li> <li>・通信文と発信人名</li> </ul> <p>なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。</p> <p>② 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、<u>資料6-5「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>p. 150</p>
---	--	---------------

<p>する。</p> <p>1) 設置場所 資料6-8「<u>孤立防止対策用衛星電話設置場所</u>」に示すとおり、<u>県内3ヶ所に設置されている。</u></p> <p>2) 使用方法 資料6-9「<u>孤立防止対策用衛星電話の設置目的・使用方法</u>」参照のこと。 (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 資料, 関連項目 (1) 資料 資料6-3「<u>非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関</u>」 資料6-4「<u>非常・緊急通話受付用指定電話番号</u>」 資料6-5「<u>非常・緊急通話の内容等</u>」 資料6-6「<u>非常・緊急用電報の内容等</u>」 資料6-7「<u>警察通信設備の使用手続き</u>」 資料6-8「<u>孤立防止対策用衛星電話設置場所</u>」 資料6-9「<u>孤立防止対策用衛星電話の設置目的・使用方法</u>」 資料6-10「<u>防災相互通信用無線局一覧表</u>」 (2) (略)</p> <p>第2 災害情報の収集・伝達・報告</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 留意点 (1)～(3) (略) (新規)</p>	<p>(4)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 資料, 関連項目 (1) 資料 資料6-3「<u>非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関</u>」 資料6-4「<u>非常・緊急通話受付用指定電話番号</u>」 (削除) 資料6-5「<u>非常・緊急用電報の内容等</u>」 資料6-6「<u>警察通信設備の使用手続き</u>」 (削除) (削除) (削除)</p> <p>資料6-7「<u>防災相互通信用無線局一覧表</u>」 (2) (略)</p> <p>第2 災害情報の収集・伝達・報告</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 留意点 (1)～(3)</p> <p>(4)人的被害数の把握 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、<u>県が一元的に集約, 調整を行うものとする。その際, 県は, 関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し, 一方, 関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は, 県は, 関係機関との連携のもと, 整理・突合・精査を行い, 直ちに消防庁へ報告し, 公表するものとする。</u></p>	<p>p. 153</p> <p>p. 155</p>
--	--	-----------------------------

<p>(略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 地震情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p>	<p>る。</p> <p><u>なお、行方不明者数については、消防庁通知に基づき取扱う。</u></p> <p><u>消防庁通知「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」(平成24年3月9日付け消防応第49号)抜粋</u></p> <p><u>(1) 行方不明者の取扱いについて</u></p> <p><u>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。</u></p> <p><u>なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。</u></p> <p><u>ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの</u></p> <p><u>イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの(いわゆる認定死亡)</u></p> <p><u>ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの</u></p> <p><u>エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの</u></p> <p><u>オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの</u></p> <p><u>カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの</u></p> <p>(略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 地震情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p>	<p>p. 156</p>
--	---	---------------

- (2) 被害概況の把握  
(略)
- (3) 被害情報・措置情報の収集・伝達
- 1) 被害情報・措置情報の種類
  - 2) 情報収集伝達の様式
  - 3) 情報伝達の流れ
  - 4) 各機関の情報収集・伝達活動
  - 5) 被害種類別の情報収集・伝達方法
  - 6) 被害の判定基準
- (4) 国への報告  
(略)

■対策

1 地震情報の収集・伝達

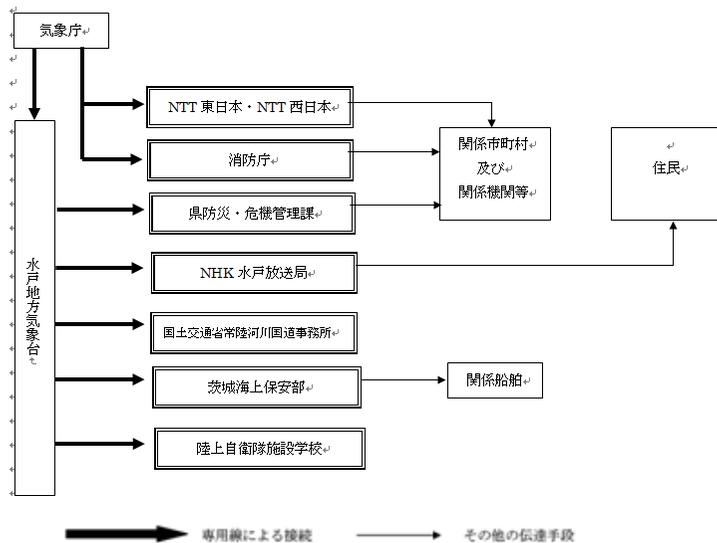
【県（生活環境部），市町村，防災関係機関】

気象庁から発せられた津波警報・注意報，地震・津波情報を県，市町村，防災関係機関は収集・伝達し，最終的に住民に伝える。

(1) (略)

(2) 地震情報の伝達

1) 水戸地方気象台からの伝達系統



- (2) 被害概況の把握  
(略)
- (3) 被害情報・措置情報の収集・伝達
- 1) 被害情報・措置情報の種類
  - 2) 情報収集伝達の方法
  - 3) 情報伝達の流れ
  - 4) 各機関の情報収集・伝達活動
  - 5) 被害種類別の情報収集・伝達方法
  - 6) 被害の判定基準
- (4) 国への報告  
(略)

■対策

1 地震情報の収集・伝達

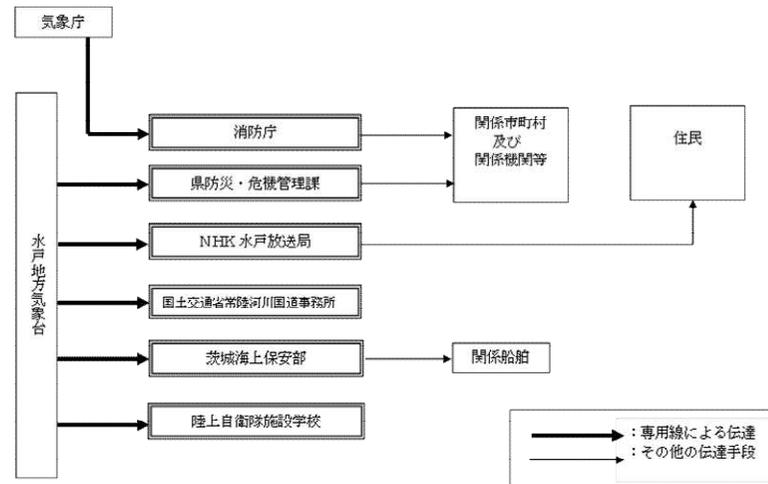
【県（生活環境部），市町村，防災関係機関】

県，市町村，防災関係機関は，気象庁から発せられた津波警報・注意報，地震・津波情報を収集・伝達し，最終的に住民に伝える。

(1) (略)

(2) 地震情報の伝達

1) 水戸地方気象台からの伝達系統



p. 157

p. 158



<p>3) 災害対策本部設置状況 4) 避難所状況 5) 避難勧告・指示・準備発令状況</p> <p>6) 道路規制情報 (3) 情報伝達の流れ 災害情報は、把握した防災関係機関から<u>防災情報システム</u>を利用して収集し、県災害対策本部において集約する。</p> <p>なお、県災害対策本部未設置段階では、生活環境部防災・危機管理課が同システムにより情報を収集する。</p> <p>(4) 各機関の情報収集・伝達活動 1) 市町村の活動 ① 市町村は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「<u>茨城県被害情報等報告要領</u>」に基づき、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して<u>防災情報システム</u>等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。</p> <p>また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。</p> <p>ア 市町村災害対策本部が設置されたとき イ <u>災害救助法</u>の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき エ 地震が発生し、震度4以上を記録したとき オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき 併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準</p>	<p>3) 災害対策本部設置状況 4) 避難所状況 5) 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難準備・高齢者等避難開始発令状況</u> 6) 道路規制情報 (3) 情報伝達の流れ 災害情報は、把握した防災関係機関から<u>災害情報共有システム</u>を利用して収集し、県災害対策本部において集約する。なお、同本部事務局では、<u>班長会議を定期的</u>に開催するなどして情報共有を行う。</p> <p>また、県災害対策本部未設置段階では、生活環境部防災・危機管理課が同システムにより情報を収集する。</p> <p>(4) 各機関の情報収集・伝達活動 1) 市町村の活動 ① 市町村は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部その他必要とする機関に対して<u>災害情報共有システム</u>等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。</p> <p>また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。</p> <p>ア 市町村災害対策本部が設置されたとき イ <u>救助法</u>の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき エ 地震が発生し、震度4以上を記録したとき オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき 併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準</p>	<p>p. 162</p>
--	---	---------------

該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(略)

2) 県の活動

- ① 県災害対策本部は、市町村からの報告をとりまとめ、防災情報システム等を利用して関係機関との情報の共用化を図るとともに、情報の保管を行う。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。

被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対してはその活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。

なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達するものとする。

- ② 県各部局は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、防災情報システム等を利用して県災害対策本部に報告するとともに、同システム等を利用して関係機関との情報の共用化を図る。

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

1) ～ 3) (略)

該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告するものとする。

(略)

2) 県の活動

- ① 県災害対策本部は、市町村からの報告をとりまとめ、災害情報共有システム等を利用して関係機関との情報の共用化を図るとともに、情報の保管を行う。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。

被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対してはその活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。

なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達するものとする。

- ② 県各部局は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、災害情報共有システム等を利用して県災害対策本部に報告するとともに、同システム等を利用して関係機関との情報の共用化を図る。

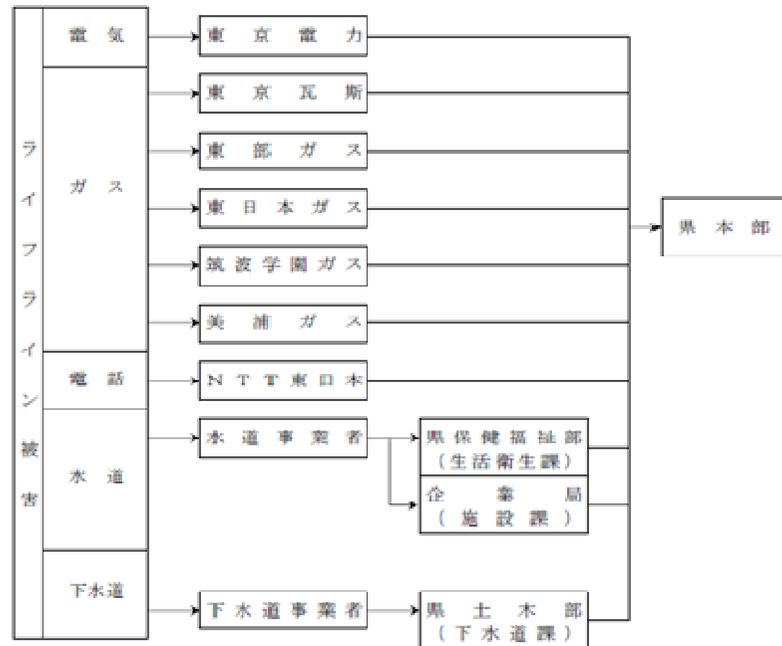
(略)

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

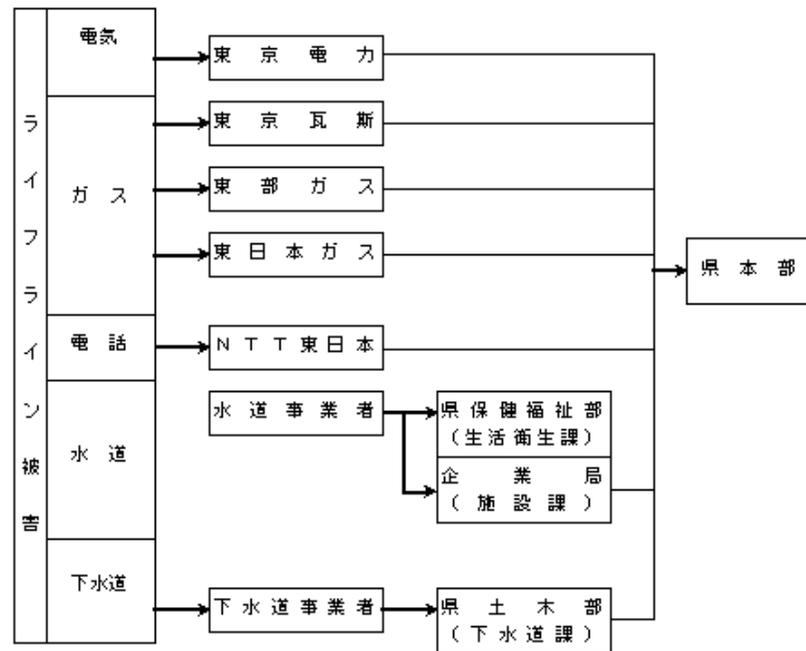
発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

1) ～ 3) (略)

4) 情報収集・伝達系統4（ライフライン被害）

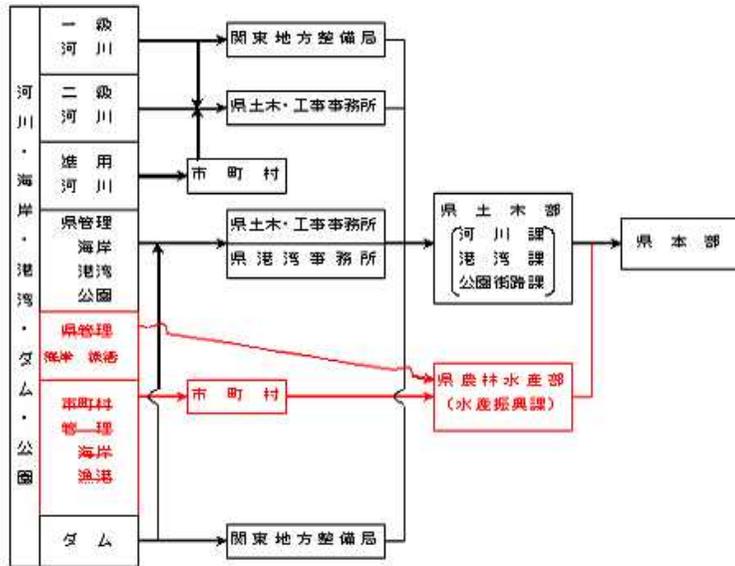


4) 情報収集・伝達系統4（ライフライン被害）

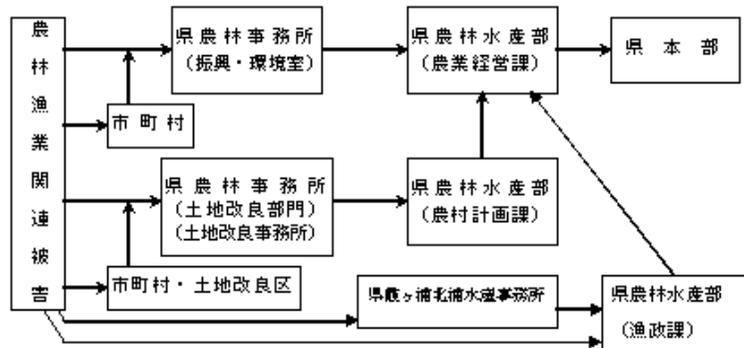


p. 163

5) 情報収集・伝達系統5（河川，海岸，港湾，漁港，ダム，公園）



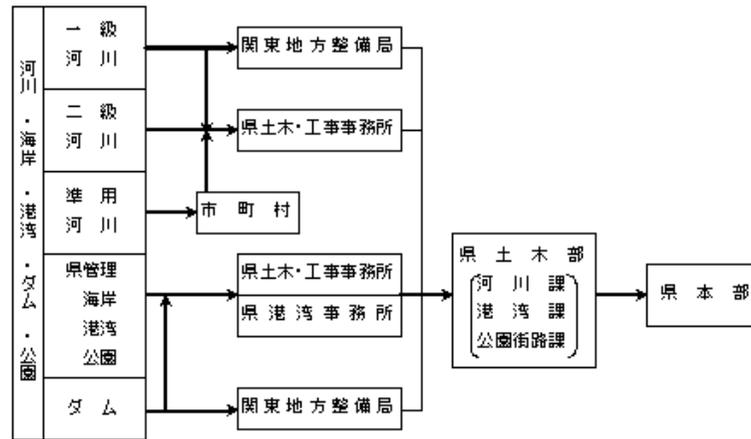
6) 情報収集・伝達系統6（農産物，農地，農業基盤，林産物，林地，林業基盤，山地，漁業被害（漁港等水産施設を除く））



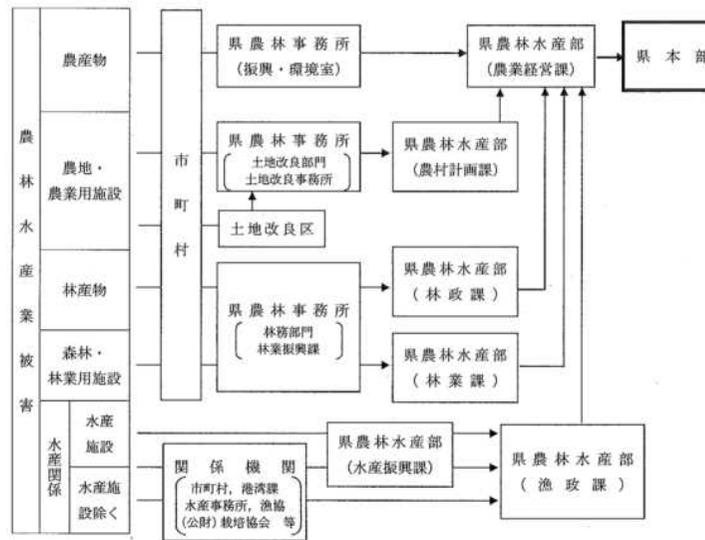
(略)

5) 情報収集・伝達系統5（河川，海岸，港湾，ダム，公園）

p. 166



6) 情報収集・伝達系統6（農産物，農地，農業基盤，林産物，林地，林業基盤，山地，漁業被害）



(略)

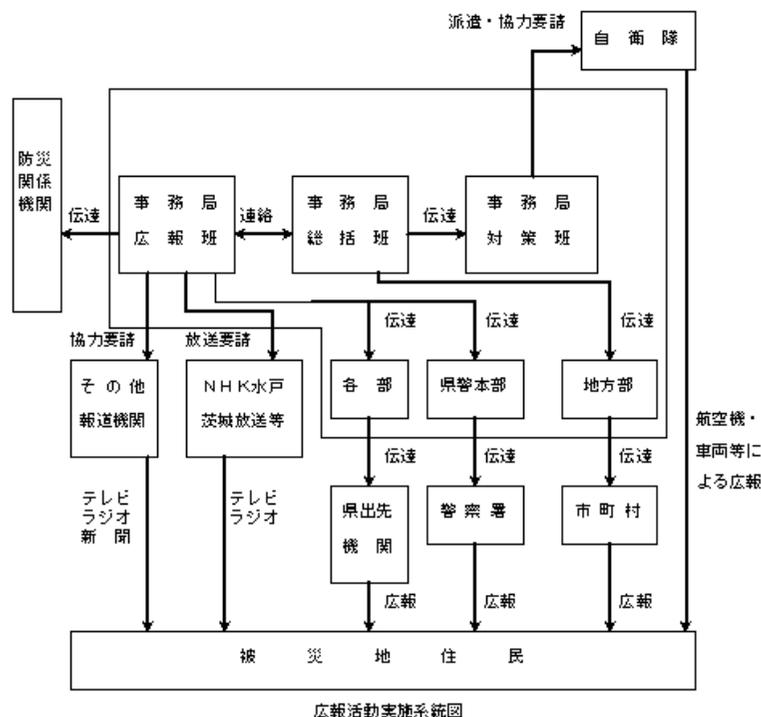
<p>4 国への報告  (1) 消防庁への報告  【県（生活環境部）】  1) 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じその都度概要を報告するものとする。  ① 県及び市町村災害対策本部が設置されたとき  ② <u>災害救助法</u>の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき  ③ 災害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるもの又は2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき  ④ 地震が発生し、本県の区域内で震度4以上を記録したとき  2) (略)  通常時通常時（消防庁応急対策室）  N T T回線 電話番号：03-5253-7527  F A X番号：03-5253-7537  消防防災無線 電話番号：<u>90</u>-49013  F A X番号：<u>90</u>-49033  地域衛星通信ネットワーク  電話番号：<u>TN</u>-048-500-90-49013  F A X番号：<u>TN</u>-048-500-90-49033  夜間・休日時（消防庁宿直室）  N T T回線 電話番号：03-5253-7777  F A X番号：03-5253-7553  消防防災無線 電話番号：<u>90</u>-49102  F A X番号：<u>90</u>-49036  地域衛星通信ネットワーク  電話番号：<u>TN</u>-048-500-90-49102  F A X番号：<u>TN</u>-048-500-90-49036  (2)～(3) (略)  5 資料，関連項目  (1)資料</p>	<p>4 国への報告  (1) 消防庁への報告  【県（生活環境部）】  1) 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じその都度概要を報告するものとする。  ① 県及び市町村災害対策本部が設置されたとき  ② <u>救助法</u>の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき  ③ 災害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるもの又は2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき  ④ 地震が発生し、本県の区域内で震度4以上を記録したとき  2) (略)  通常時通常時（消防庁応急対策室）  N T T回線 電話番号：03-5253-7527  F A X番号：03-5253-7537  消防防災無線 電話番号：<u>14290</u>-49013  F A X番号：<u>14290</u>-49033  地域衛星通信ネットワーク  電話番号：<u>9</u>-048-500-90-49013  F A X番号：<u>9</u>-048-500-90-49033  夜間・休日時（消防庁宿直室）  N T T回線 電話番号：03-5253-7777  F A X番号：03-5253-7553  消防防災無線 電話番号：<u>14290</u>-49102  F A X番号：<u>14290</u>-49036  地域衛星通信ネットワーク  電話番号：<u>9</u>-048-500-90-49102  F A X番号：<u>9</u>-048-500-90-49036  (2)～(3) (略)  5 資料，関連項目  (1)資料</p>	<p>p. 167</p> <p>p. 168</p>
---	---	-----------------------------

<p>資料 1 - 2 「防災関係機関窓口」 資料 25 - 2 「被害状況等報告要領（茨城県）」 (略)</p> <p>(2) 関連項目 「第 2 章 第 2 節 地震に強いまちづくり」第 5 津波対策 「第 3 章 第 2 節 災害情報の収集・伝達」第 3 災害情報の の広報 第 3 災害情報の広報 ■基本事項（略） ■対策 1 広報活動 【県（知事直轄），市町村，報道機関，防災関係機関】 (1) 広報内容 1) 被災地住民に対する広報内容 県，市町村，防災関係機関は，被災地の住民の行動 に必要な以下の情報を優先的に広報する。また，聴覚 障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字 幕付き放送，文字放送等によるものとする。 ①（略） ② 避難勧告・指示の出されている地域，勧告・指示の 内容 ③～⑯（略） 2) 被災地外の住民に対する広報内容 県，市町村，防災関係機関は，被災地外の住民に対し て，被災地での応急対策が円滑に行われるようにするた めの協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際，聴覚 障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕 付き放送等によるものとする。また，必要に応じて，被 災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。 ① 避難勧告・指示の出されている地域，勧告・指示の 内容 ② 流言・飛語の防止の呼びかけ ③ 治安状況，犯罪防止の呼びかけ ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ (被災地外の知人，親戚への被災者の安否情報の伝言</p>	<p>資料 1 - 2 「防災関係機関窓口」 (削除) (略)</p> <p>(2) 関連項目 (削除) 「第 3 章 第 2 節 災害情報の収集・伝達」第 3 災害情報 の広報 第 3 災害情報の広報 ■基本事項（略） ■対策 1 広報活動 【県（知事直轄），市町村，報道機関，防災関係機関】 (1) 広報内容 1) 被災地住民に対する広報内容 県，市町村，防災関係機関は，被災地の住民の行動 に必要な以下の情報を優先的に広報する。また，聴覚 障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字 幕付き放送，文字放送等によるものとする。 ①（略） ② 避難勧告等の出されている地域及び内容  ③～⑯（略） 2) 被災地外の住民に対する広報内容 県，市町村，防災関係機関は，被災地外の住民に対し て，被災地での応急対策が円滑に行われるようにするた めの協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際，聴覚 障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕 付き放送等によるものとする。また，必要に応じて，被 災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。 ① 避難勧告等の出されている地域及び内容  ② 流言・飛語の防止の呼びかけ ③ 治安状況，犯罪防止の呼びかけ ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ (被災地外の知人，親戚への被災者の安否情報の伝言</p>	<p>p. 170</p>
---	--	---------------

の呼びかけ)

- ⑤ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥ 全般的な被害状況
- ⑦ 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 広報手段



広報活動実施系統図

1) ~ 3) (略)

4) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用

市町村は、避難勧告等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、災害情報共有システム（Lアラート）に迅速・確実に情報を送信するものとする。

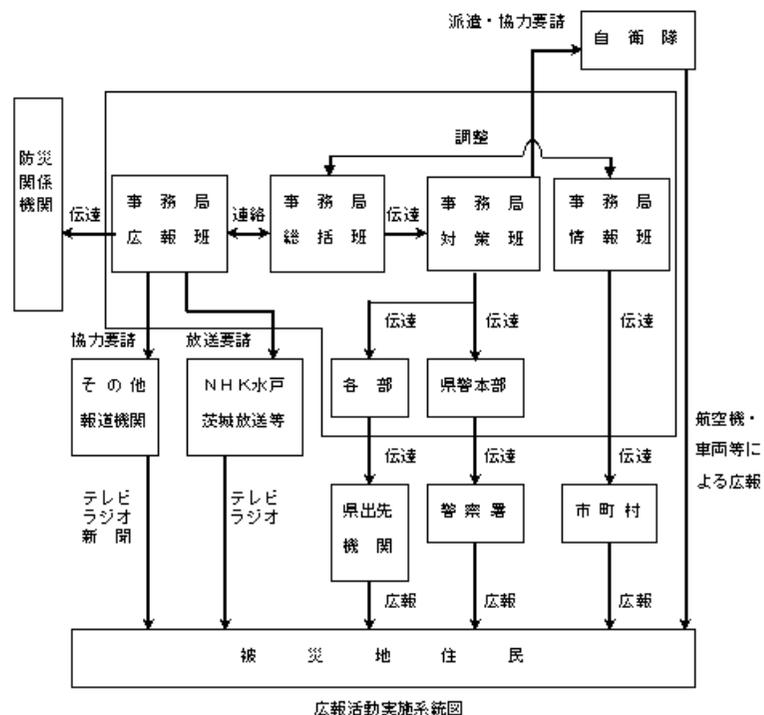
なお、庁舎の被災等、特段の事情により市町村が上記の情報送信を実施することができない場合は、当該市町村に代わり県が実施するものとする。

2 報道機関への対応

の呼びかけ)

- ⑤ 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- ⑥ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑦ 全般的な被害状況
- ⑧ 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 広報手段



広報活動実施系統図

1) ~ 3) (略)

4) Lアラートの活用

市町村は、避難勧告等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市町村が上記の情報送信を実施することができない場合は、当該市町村に代わり県が実施するものとする。

2 報道機関への対応

p. 171

p. 172



<p>2～3（略）</p> <p>4 災害派遣部隊の撤収要請</p> <p>（略）</p> <p>5 経費の負担</p> <p>自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費は概ね次のとおりである。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 被害軽減対策</p> <p>第1 警備対策</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 警備実施</p> <p>【県（警察本部）】</p> <p>（略）</p> <p>(2)救出救助活動等</p> <p>大震災発生時等において、速やかに所要の部隊を編成し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動を実施する。</p> <p>(3)避難誘導等</p> <p>避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。</p> <p>1)避難勧告・指示時の措置</p> <p>市町村長が避難勧告又は避難指示を行ったときは、被災地及びその周辺の災害危険箇所等の現状を把握した上で、安全な避難経路を選定し、市町村及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。</p>	<p>2～3（略）</p> <p>4 災害派遣部隊の撤収要請</p> <p><u>【県（生活環境部）、市町村等】</u></p> <p>（略）</p> <p>5 経費の負担</p> <p><u>【自衛隊、市町村等】</u></p> <p>自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費はおおむね次のとおりである。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 被害軽減対策</p> <p>第1 警備対策</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 警備実施</p> <p>【県（警察本部）】</p> <p>（略）</p> <p>(2)救出救助活動等</p> <p>大震災発生時等において、速やかに所要の部隊を編成し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動を実施する。</p> <p><u>また、災害の種別、規模等に応じて必要があると認めるときは、市町村と連携して被災地域に居住する住民の安否確認活動を実施する。</u></p> <p>(3)避難誘導等</p> <p>避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。</p> <p>1)避難勧告、避難指示（緊急）時の措置</p> <p>市町村長が避難勧告又は避難指示（緊急）を行ったときは、被災地及びその周辺の災害危険箇所等の現状を把握した上で、安全な避難経路を選定し、市町村及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。</p> <p><u>また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険を伴う場合は、屋内での避難その他の屋外における避難のための安全確保に関する措置を考慮すること。</u></p>	<p>p. 180</p> <p>p. 193</p>
--	--	-----------------------------

<p>(略)</p> <p>(6) 保安対策</p> <p>1) ～ 2) (略)</p> <p>3) 各種犯罪への対策  <u>所要の部隊の転用等による拡充を図り、被災地の混乱に乗じた各種犯罪の予防、警戒、取締り等を実施する。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 被災者等への情報の発信</p> <p>1) ～ 3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>(6) 保安対策</p> <p>1) ～ 2) (略)</p> <p>3) 各種犯罪への対策  <u>大震災発生後速やかに、所要の部隊を編成し、被災地の混乱に乗じた各種犯罪の予防、警戒、取締り等を実施する。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 被災者等への情報の発信</p> <p>1) ～ 3) (略)</p> <p>4) <u>避難所訪問</u>  <u>避難所における被災者の避難実態、相談・要望の把握等を行うため、女性警察官を中心とした部隊を編成し、避難所訪問による被災者の心情に寄り添った支援活動を推進する。</u></p>	<p>p. 194</p>
<p>(略)</p> <p>第2 <u>避難勧告・指示・誘導</u></p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市町村長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する<u>勧告・指示及び避難準備（要配慮者避難）情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報という。）等の提供を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) <u>避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報</u></p> <p>1) 避難が必要となる災害</p> <p>2) <u>避難の勧告・指示・準備（要配慮者避難）</u></p>	<p>(略)</p> <p>第2 <u>避難勧告、避難指示（緊急）、誘導</u></p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市町村長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する「<u>避難勧告</u>」及び「<u>避難指示（緊急）</u>」のほか、一般住民に対して<u>避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) <u>避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>1) 避難が必要となる災害</p> <p>2) <u>避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</u></p>	<p>p. 196</p>

<p>3) 避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報の内容</p> <p>4) 避難措置の周知 （略）</p> <p>■対策</p> <p>1 避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報</p> <p>(1) 避難が必要となる災害 地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・指示を行う。</p> <p>また、必要に応じ、<u>避難準備（要配慮者避難）情報</u>を適切に出すように努める。 （略）</p> <p>(2) 避難の勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報</p> <p>【市町村長及び水防管理者】 市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、津波、洪水、高潮等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに<u>立ち退き</u>の勧告又は指示を行うものとする。</p> <p>また、市町村長は、必要に応じ、<u>立ち退き</u>の勧告又は指示の前の段階で、住民に<u>立ち退き</u>の準備又は<u>立ち退き</u>に時間を要する者に対して<u>立ち退き</u>を適切に促すよう努める。</p> <p>なお、市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。</p> <p>【警察官及び海上保安官】 警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市町村長が指示できないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し<u>立ち退き</u>を指示するものとする。 （略）</p> <p>【県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長】</p>	<p>3) 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の内容</p> <p>4) 避難措置の周知 （略）</p> <p>■対策</p> <p>1 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(1) 避難が必要となる災害 地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を適切に出すように努める。 （略）</p> <p>(2) 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>【市町村長及び水防管理者】 市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、津波、洪水、高潮等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに<u>立退き</u>の勧告又は指示を行うものとする。</p> <p>また、市町村長は、必要に応じ、<u>立退き</u>の勧告又は指示の前の段階で、住民に<u>立退き</u>の準備又は<u>立退き</u>に時間を要する者に対して<u>立退き</u>を適切に促すよう努める。</p> <p>なお、市町村は、避難勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。</p> <p>【警察官及び海上保安官】 警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市町村長が指示できないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し<u>立退き</u>を指示するものとする。 （略）</p> <p>【県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長】</p>	<p>p. 197</p>
---	--	---------------

<p>1) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに<u>立ち退き</u>の勧告又は指示を行うものとする。</p> <p>2) 知事又はその委任を受けた職員は、地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して<u>立ち退き</u>を指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）</u>情報の内容</p> <p>避難の勧告又は指示及び<u>避難準備（要配慮者避難）</u>情報は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>1) 要避難（準備）対象地域</p> <p>2) 避難先及び避難経路</p> <p>3) 避難勧告又は<u>指示</u>及び<u>避難準備</u>の理由</p> <p>4) その他必要な事項</p> <p>(4) 避難措置の周知</p> <p>避難の勧告又は指示を実施した者及び<u>避難準備（要配慮者避難）</u>情報を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。</p> <p>1) 住民への周知徹底</p> <p>避難の勧告又は<u>指示</u>を実施した者及び<u>避難準備（要配慮者避難）</u>情報を出した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等を活用するなど、報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。</p>	<p>1) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに<u>立退き</u>の勧告又は指示を行うものとする。</p> <p>2) 知事又はその委任を受けた職員は、地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して<u>立退き</u>を指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難勧告，避難指示（緊急），避難準備・高齢者等避難開始</u>の内容</p> <p>避難の勧告又は指示及び<u>避難準備・高齢者避難開始</u>は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>1) 要避難（準備）対象地域</p> <p>2) 避難先及び避難経路</p> <p>3) 避難勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>及び<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の理由</p> <p>4) その他必要な事項</p> <p>(4) 避難措置の周知</p> <p>避難の勧告又は指示を実施した者及び<u>避難準備・高齢者避難開始</u>を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。</p> <p>1) 住民への周知徹底</p> <p>避難勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>を実施した者及び<u>避難準備・高齢者避難</u>情報を出した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>Lアラート</u>等を活用するなど、報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。</p> <p>(略)</p>	<p>p. 198</p>
--	--	---------------

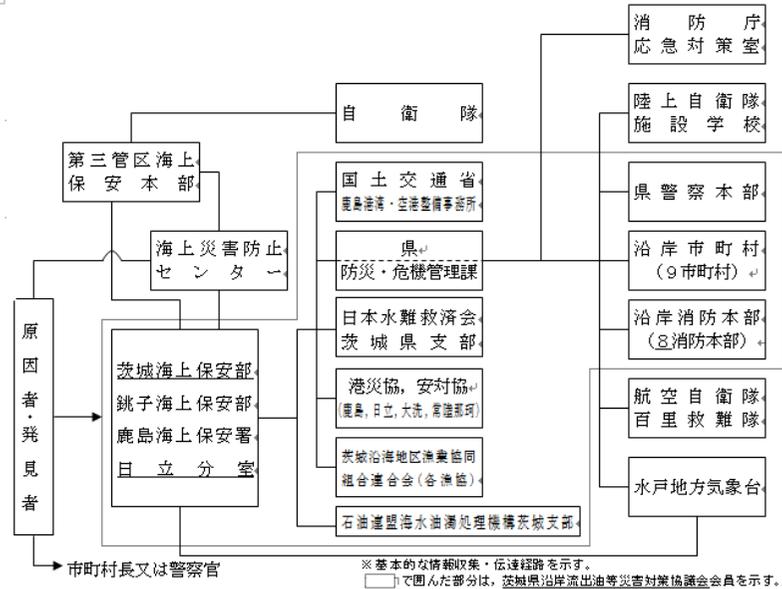
<p>(略)</p> <p>2) 関係機関相互の連絡 避難の勧告又は指示，及び解除を行った者は，その旨を関係機関に連絡し，現場での情報混乱を未然に防止する。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>(1) 避難誘導の方法 【市町村職員，警察官，消防職員等】 市町村，警察，その他が行う避難誘導は，住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。 特に，<u>要配慮者が避難できるよう</u>，市町村はあらかじめ定める避難誘導に係る計画や防災マップに沿った避難支援を行うことが重要である。</p> <p>1) ～ 5) (略)</p> <p>6) 避難誘導は<u>収容先</u>での救援物資の配給等を考慮して，できれば町内会等の単位で行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>4 広域避難（広域一時滞在） 【国，県，市町村】 市町村は，<u>市の区域外</u>への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に，円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・<u>受入</u>方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 被災した市町村は，災害の規模，被災者の避難・<u>収容</u>状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 緊急輸送 ■基本事項 1 趣旨 (略)</p>	<p>2) 関係機関相互の連絡 避難勧告又は<u>避難指示</u>（緊急），及び解除を行った者は，その旨を関係機関に連絡し，現場での情報混乱を未然に防止する。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>(1) 避難誘導の方法 【市町村職員，警察官，消防職員等】 市町村，警察，その他が行う避難誘導は，住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。 市町村はあらかじめ定める避難誘導に係る計画や防災マップに沿った避難支援を行うことが重要である。</p> <p>1) ～ 5) (略)</p> <p>6) 避難誘導は<u>受入れ先</u>での救援物資の配給等を考慮して，できれば町内会等の単位で行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>4 広域避難（広域一時滞在） 【国，県，市町村】 市町村は，<u>区域外</u>への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に，円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・<u>受入れ</u>方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 被災した市町村は，災害の規模，被災者の避難・<u>受入れ</u>状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において，同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 緊急輸送 ■基本事項 1 趣旨 (略)</p>	<p>p. 199</p> <p>p. 200</p> <p>p. 202</p>
---	--	---

<p>2 留意点</p> <p>(1) 迅速な道路被害状況等の収集 道路管理者は、迅速に道路の応急復旧に着手することから、地震発生後、関係機関と協力するとともに、交通情報提供者、トライアル車等を効果的に活用し、迅速に道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。</p> <p>(2) 人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、<u>道路管理者</u>相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 隣接県警察及び関係機関との連携 緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、隣接県警察、防災関係機関、道路管理者、市町村等と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 緊急輸送の実施</p> <p>1) 総括的に優先されるもの</p> <p>2) 災害発生後の各段階において優先されるもの</p> <p>(2) 緊急輸送のための道路の確保</p> <p>1) 被害状況の把握</p> <p>2) 道路啓開の実施</p> <p>3) 放置車両等対策</p> <p>4) 緊急通行車両の通行ルート確保</p> <p><u>5) 啓開資機材の確保</u></p> <p>(3) 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保</p> <p>1) 車両、船舶、ヘリコプターの調達</p>	<p>2 留意点</p> <p>(1) 迅速な道路被害状況等の収集 道路管理者（<u>港湾管理者及び漁港管理者含む。以下「道路管理者等」という。</u>）は、迅速に道路の応急復旧に着手することから、地震発生後、関係機関と協力するとともに、交通情報提供者、トライアル車等を効果的に活用し、迅速に道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。</p> <p>(2) 人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化 道路管理者等は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 隣接県警察及び関係機関との連携 緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、隣接県警察、防災関係機関、道路管理者等、市町村等と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 緊急輸送の実施</p> <p>1) 総括的に優先されるもの</p> <p>2) 災害発生後の各段階において優先されるもの</p> <p>(2) 緊急輸送のための道路の確保</p> <p>1) 被害状況の把握</p> <p>2) 道路啓開の実施</p> <p>3) 放置車両等対策</p> <p>4) 緊急通行車両の通行ルート確保</p> <p><u>5) 緊急通行車両の確保</u></p> <p><u>6) 啓開資機材の確保</u></p> <p>(3) 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保</p> <p>1) 車両、船舶、ヘリコプターの調達</p>	<p>p. 202</p> <p>p. 203</p>
---	--	-----------------------------

<p>2) 輸送車両等の配車 3) 緊急通行車両の確認 (4) 緊急輸送状況の把握 (5) 交通規制 1) 災害応急対策期 2) 復旧・復興期 3) 運転者のとるべき措置</p> <p>■対策 1 (略) 2 緊急輸送のための道路の確保 (1) 被害状況の把握 【県（土木部，警察本部），市町村，各道路管理者】 (略) (2) 道路啓開等の実施 【県（土木部，警察本部）】 (略) (3) 放置車両対策 【県（土木部），市町村，各道路管理者】 (略) (4) (略) (新規)</p> <p>(5) 啓開資機材の確保 【県（土木部），市町村，各道路管理者】 (略) 3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保 (1) 車両，船舶，ヘリコプターの調達及び輸送の要請等 (略) 【第三管区海上保安本部】 第三管区海上保安本部は，災害発生に伴い県が緊急に船</p>	<p>2) 輸送車両等の配車 3) 緊急通行車両の確認 (4) 緊急輸送状況の把握 (5) 交通規制 1) 災害応急対策期 2) 復旧・復興期 3) 運転者のとるべき措置</p> <p>■対策 1 (略) 2 緊急輸送のための道路の確保 (1) 被害状況の把握 【県（土木部，<u>農林水産部</u>，警察本部），市町村，各道路管理者】 (略) (2) 道路啓開等の実施 【県（土木部，<u>農林水産部</u>，警察本部）】 (略) (3) 放置車両対策 【県（土木部，<u>農林水産部</u>），市町村，各道路管理者】 (略) (4) (略) (5) <u>緊急通行車両の通行の確保</u> 【県（警察本部）】 <u>県公安委員会は，緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは，道路管理者等に対し，緊急通行車両の通行を確保するための区間を指定，放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</u></p> <p>(6) 啓開資機材の確保 【県（土木部），市町村，各道路管理者等】 (略) 3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保 (1) 車両，船舶，ヘリコプターの調達及び輸送の要請等 (略) 【第三管区海上保安本部・茨城海上保安部】 第三管区海上保安本部及び茨城海上保安部は，災害発生に</p>	<p>p. 204</p> <p>p. 206</p>
---	---	-----------------------------

<p>船・ヘリコプター等の必要が生じたときは、県からの要請に基づき、巡視船艇及びヘリコプター等の供給に協力する。 （略）</p> <p>第4 消火活動，救助・救急活動，水防活動，海上災害対策活動</p> <p>■基本事項 （略）</p> <p>2 留意点 （略）</p> <p>(2) 対策活動の優先度の考慮 大規模な地震では、火災、<u>要救助者</u>、浸水などの<u>災害</u>が同時に多発する。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位、応援隊との分担を決めて的確に配分する必要がある。 （略）</p> <p>■対策</p> <p>1 消火活動 (1) （略） (2) 県のとる措置 【県（生活環境部）】 1) （略） 2) 防御措置に関する指示 知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。</p> <p>2 救助・救急活動 (1) （略） (2) 県のとる措置 【県（生活環境部）】 1) （略） 2) 市町村長又は消防長に対する指示 知事は、救助・救急活動上緊急の必要があると認める</p>	<p>伴い県が緊急に船舶・ヘリコプター等の必要が生じたときは、県からの要請に基づき、巡視船艇及びヘリコプター等の供給に協力する。 （略）</p> <p>第4 消火活動，救助・救急活動，水防活動，海上災害対策活動</p> <p>■基本事項 （略）</p> <p>2 留意点 （略）</p> <p>(2) 対策活動の優先度の考慮 大規模な地震では、火災、<u>建物倒壊</u>、浸水などの<u>被害</u>が同時に多発する。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位、応援隊との分担を決めて的確に配分する必要がある。 （略）</p> <p>■対策</p> <p>1 消火活動 (1) （略） (2) 県のとる措置 【県（生活環境部）】 1) （略） 2) 防御措置に関する指示 知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。 （略）</p> <p>2 救助・救急活動 (1) （略） (2) 県のとる措置 【県（生活環境部）】 1) （略） 2) 市町村長又は消防長に対する指示 知事は、救助・救急活動上緊急の必要があると認める</p>	<p>p. 214</p> <p>p. 216</p>
---	---	-----------------------------

<p>ときは、消防組織法第43条及び<u>災害対策基本法</u>第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 水害防止活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県のとる措置</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 水防に関する指示等</p> <p>知事は、水防上緊急の必要があると認めるときは、水防法第30条及び第48条並びに<u>災害対策基本法</u>第72条第1項の規定に基づき、水防管理者又は市町村長に対し必要な指示、勧告又は助言を行う。</p> <p>なお、予想される指示、勧告又は助言等の内容は<u>概ね</u>次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 海上災害対策活動</p> <p>【県（生活環境部，農林水産部，土木部，警察本部），市町村，第三管区海上保安本部】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 流出油等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1) 通報連絡体制</p> <p>通報連絡体制は次のとおりとする。</p>	<p>ときは、消防組織法第43条及び<u>災対法</u>第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 水害防止活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県のとる措置</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 水防に関する指示等</p> <p>知事は、水防上緊急の必要があると認めるときは、水防法第30条及び第48条並びに<u>災対法</u>第72条第1項の規定に基づき、水防管理者又は市町村長に対し必要な指示、勧告又は助言を行う。</p> <p>なお、予想される指示、勧告又は助言等の内容は<u>おおむね</u>次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 海上災害対策活動</p> <p>【県（生活環境部，農林水産部，土木部，警察本部），市町村，第三管区海上保安本部】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 流出油等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1) 通報連絡体制</p> <p>通報連絡体制は次のとおりとする。</p>	<p>p. 218</p> <p>p. 220</p>
---	---	-----------------------------



(略)

## 第5 応急医療

### ■基本事項

- 1 趣旨 (略)
- 2 留意点

#### (1) 地域レベルでの災害対策の強化

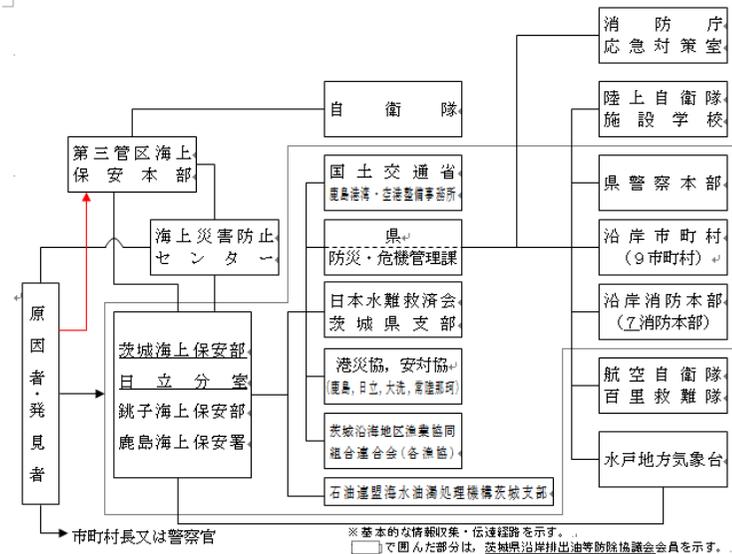
保健医療行政の第一線機関である保健所は、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防本部、市町村等の関係機関と連携し、災害時における各関係機関からの情報を収集するとともに、県災害対策本部保健福祉部等と連携を図りながら、医療救護チームの配置調整等を行う必要がある。

また、急性期における災害医療を担うDMATについては、DMAT調整本部が災害対策本部等と連携・調整を図りながら派遣調整を行う。

(2)～(4) (略)

### 3 活動項目リスト

#### (1) 応急医療体制の確保



(略)

## 第5 応急医療

### ■基本事項

- 1 趣旨 (略)
- 2 留意点

#### (1) 地域レベルでの災害対策の強化

保健医療行政の第一線機関である保健所は、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防本部、市町村等の関係機関と連携し、災害時における各関係機関からの情報を収集するとともに、県災害対策本部保健福祉部等と連携を図りながら、医療救護チームの配置調整等を行う必要がある。

また、急性期における災害医療を担うDMAT及び災害精神医療を担うDPAT（以下「DMAT等」という。）については、それぞれDMAT調整本部、DPAT調整本部が災害対策本部等と連携・調整を図りながら派遣調整を行う。

(2)～(4) (略)

### 3 活動項目リスト

#### (1) 応急医療体制の確保

p. 221

p. 223

<p>1) 初動体制の確保                  2) 現地対策班の設置                  3) 医療救護チーム・DMATの編成・派遣                  4) 医療救護所の設置                  (2) 応急医療活動                  1) 医療施設による医療活動                  2) 医療救護チーム・DMATによる医療活動                  (略)</p> <p>■対策                  1 応急医療体制の確保                  (1)～(2) (略)                  (3) 医療救護チーム・DMATの編成, 派遣                  【県（保健福祉部）】                  県は, 市町村から医療救護に関する協力要請があったとき, 又は医療救護を必要と認めたときは, 県立病院をはじめ国立病院機構病院, 日赤茨城県支部, 県医師会, 県歯科医師会等関係団体, 災害拠点病院及び, DMAT指定医療機関に対し協力を要請する。                  また, 必要に応じ, 国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣を要請する。                  【市町村】                  (略)                  【国, 各医療関係団体】                  国立病院機構病院, 国立大学法人病院ならびに県医師会等医療関係団体は原則として県の要請により医療救護チーム・DMATを編成・派遣して医療救護活動を行う。                  (略)                  2 応急医療活動                  (1) (略)                  (2) 医療救護チーム・DMATによる医療活動                  【国, 県（生活環境部, 保健福祉部）, 市町村, 医療関係者等】                  1) 医療救護チーム・DMATの輸送                  医療救護チーム・DMATは, 自らの移動手段の確保等に努めるものとする。</p>	<p>1) 初動体制の確保                  2) 現地対策班の設置                  3) 医療救護チーム・DMAT等の編成・派遣                  4) 医療救護所の設置                  (2) 応急医療活動                  1) 医療施設による医療活動                  2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動                  (略)</p> <p>■対策                  1 応急医療体制の確保                  (1)～(2) (略)                  (3) 医療救護チーム・DMAT等の編成, 派遣                  【県（保健福祉部）】                  県は, 市町村から医療救護に関する協力要請があったとき, 又は医療救護を必要と認めたときは, 県立病院をはじめ国立病院機構病院, 日赤茨城県支部, 県医師会, 県歯科医師会等関係団体, 災害拠点病院及び, DMAT指定医療機関及びDPAT登録機関に対し協力を要請する。                  また, 必要に応じ, 国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣を要請する。                  【市町村】                  (略)                  【国, 各医療関係団体】                  国立病院機構病院, 国立大学法人病院並びに県医師会等医療関係団体は原則として県の要請により医療救護チーム・DMAT等を編成・派遣して医療救護活動を行う。                  (略)                  2 応急医療活動                  (1) (略)                  (2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動                  【国, 県（生活環境部, 保健福祉部）, 市町村, 医療関係者等】                  1) 医療救護チーム・DMAT等の輸送                  医療救護チーム・DMAT等は, 自らの移動手段の確保等に努めるものとする。</p>	<p>p. 224</p> <p>p. 225</p>
--	--	-----------------------------

<p>国、県及び市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMATの輸送に当たっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。</p> <p>2) 医療救護チーム・DMATの配置</p> <p>県DMAT調整本部は、県及び市町村の災害対策本部等と調整のうえ、DMATを被災地等に派遣・配置する。</p> <p>また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）を、市町村災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した<u>う</u>えで、被災地の医療救護所、病院等に配置する。</p> <p>（略）</p> <p>4) DMATの業務</p> <p>DMATは、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 後方支援活動</p> <p>(3)人工透析の供給等</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>1) 人工透析の供給</p> <p>【県（保健福祉部）、市町村、病院等】</p> <p>透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要である。</p> <p>県及び市町村は被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。</p> <p>病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への<u>幹旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県</u></p>	<p>国、県及び市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等の輸送に当たっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。</p> <p>2) 医療救護チーム・DMAT等の配置</p> <p>県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市町村の災害対策本部等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。</p> <p>また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）を、市町村災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した<u>上</u>で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。</p> <p>（略）</p> <p>4) DMAT等の業務</p> <p>DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 後方支援活動</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3)人工透析の供給等</p> <p>1) 人工透析の供給</p> <p>【県（保健福祉部）、市町村、病院等】</p> <p>透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要である。</p> <p>県及び市町村は、<u>茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。</u></p> <p>病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、<u>災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等への</u></p>	<p>p. 226</p> <p>p. 227</p>
---	--	-----------------------------



<p>4 燃料の確保 【県（生活環境部）】 県は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、国に対し燃料の確保を依頼する。 （略）</p> <p>第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握等 ■基本事項 （略） 2 留意点 (1)～(2)（略） (3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握 市町村は、<u>避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</u></p> <p>■対策 （略） 2 罹災証明書の交付 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。  （新規）</p> <p>第2 避難生活の確保、健康管理 ■基本事項 1 趣旨</p>	<p>4 燃料の確保 【県（生活環境部）、政府災害対策本部（資源エネルギー庁・石油連盟）】 県は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、<u>国（政府災害対策本部（資源エネルギー庁））</u>に対し燃料の確保を依頼する。 （略）</p> <p>第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握等 ■基本事項 （略） 2 留意点 (1)～(2)（略） (3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握 市町村は、<u>指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所（自宅、車中泊、テント泊等）で生活し、食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</u></p> <p>■対策 （略） 2 罹災証明書の交付 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度<u>の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</u> 県は、<u>災害による住家等の被害の程度</u>の調査や罹災証明書の交付について、<u>被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。</u></p> <p>第2 避難生活の確保、健康管理 ■基本事項 1 趣旨</p>	<p>p. 238</p> <p>p. 239</p> <p>p. 241</p>
--	---	---

<p>災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 使用可能施設・設備の把握</p> <p>災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) <u>避難所の開設、運営</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>避難所の開設</u></li> <li>2) <u>避難所の運営</u></li> <li>3) <u>避難所における住民の心得</u></li> </ol> <p>(2) <u>避難所生活環境の整備</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>衛生環境の維持</u></li> <li>2) <u>清潔保持に必要な知識の普及</u></li> </ol> <p>(3) <u>健康管理</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>被災者の健康（身体・精神）状態の把握</u></li> <li>2) <u>要援護者の把握</u></li> </ol> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</p> <p>【市町村】</p>	<p>災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に<u>受入れ</u>保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を<u>受入れる</u>場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 使用可能施設・設備の把握</p> <p>災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</u></li> <li>2) <u>避難所の運営</u></li> <li>3) <u>避難所における住民の心得</u></li> <li>4) <u>福祉避難所における支援</u></li> </ol> <p>(2) <u>避難所等における生活環境の整備</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>避難所等における生活環境の維持</u></li> <li>2) <u>対象者に合わせた場所の確保</u></li> <li>3) <u>感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及</u></li> </ol> <p>(3) <u>健康管理</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>被災者の健康（身体・精神）状態の把握</u></li> <li>2) <u>要配慮者の把握</u></li> </ol> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</p> <p>【市町村】</p>	<p>p. 242</p>
---	---	---------------

<p>市町村は、発災時に必要に応じ、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。</p> <p>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3) 避難所開設の報告 【市町村】 市町村は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難所開設の目的</li> <li>② 箇所数及び収容人員</li> <li>③ 開設期間の見込み</li> </ol> <p>(略)</p> <p>(4) 福祉避難所における支援 【市町村】 1) 福祉避難所の指定</p>	<p>市町村は、発災時に必要に応じ、<u>指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所</u>を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。</p> <p><u>なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。</u></p> <p>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p><u>また、市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3) 避難所開設の報告 【市町村】 市町村は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難所開設の目的</li> <li>② 箇所数及び受入れ人員</li> <li>③ 開設期間の見込み</li> </ol> <p>(略)</p> <p>(4) 福祉避難所における支援 【市町村】 1) 福祉避難所の指定</p>	<p>p. 243</p>
---	---	---------------



<p>継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。</p> <p>4) エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。</p> <p>5) 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。</p> <p>6) 市町村は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。</p> <p>7) 市町村は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>4 精神保健，心のケア対策</p> <p>(1) 心のケア活動の実施</p> <p>【県（保健福祉部），市町村】</p> <p>1) 県は，精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び保健所に開設された心の健康相談窓口について，各種広報媒体を活用し，広報を図る。</p> <p>また，県は市町村の要請若しくは必要に応じ，国や関係団体へ心のケアチームの派遣を要請する。心のケアチームは，巡回相談チーム等と連携し，精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに，カウンセリング等適切な対応を行う。さらに，地域の被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。</p> <p>2) センターは，原則として，精神科医療機関の現況，保健所や市町村が行う心のケア活動の情報の収集，及び関係者への情報の提供（FAXニュース等）を一元的に行う。</p> <p>また，センターは，保健所，市町村，心のケアチーム等との連絡・調整を行うものとし，被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。</p> <p>3) 保健所及び市町村は，連携して次のことを実施する。</p> <p>① 第1段階</p> <p>・心の健康相談，巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動</p> <p>※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療</p> <p>② 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）</p>	<p>ュアルに示す記録様式に記載し，その内容等は，チームカンファレンスにおいて，情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。</p> <p>4 精神保健，心のケア対策</p> <p>【県（保健福祉部），市町村】</p> <p>県（障害福祉課），精神保健福祉センター，保健所，市町村は連携して心のケア活動を実施する。</p> <p>(1) 相談窓口</p> <p>① 県は，精神保健福祉センター及び保健所に開設された心の健康相談窓口について，各種広報媒体を活用し，広報を図る。</p> <p>② 精神保健福祉センターは，心のケアに対する正しい知識の普及を図るため，災害時の心のケアや心的外傷後ストレス障害（PTSD）に関するパンフレット等を作成し，保健所及び市町村を通じ被災者に配布する。</p> <p>(2) 精神保健医療体制</p> <p>① 県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは，DPAT調整本部を障害福祉課に設置し，原則として，精神科医療機関の現状，保健所や市町村が行う心のケア活動の情報収集，関係者への情報提供（FAX等）を一元的に行う。</p> <p>また，県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは，DPATと連絡・調整を行い，被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。DPATは，保健所，市町村，日赤心のケアチーム，その他の関係機関との連携を図りながら，精神保健医療の支援にあたる。</p> <p>② 保健所及び市町村は，連携して次のことを実施する。</p> <p>ア フェイズ1～2</p>	<p>p. 248</p>
---	--	---------------

<p>・継続的な対応が必要なケースの把握，対応</p> <p>③ 第3段階</p> <p>・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療，訪問活動</p> <p>・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応</p> <p>4) 保健所及び市町村は，特に，心理サポートが必要となる遺族，安否不明者の家族，高齢者，子供，障害者，外国人に対しては十分に配慮するとともに，適切なケアを行う。</p> <p>5) センターは，心のケアに対する正しい知識の普及を図るため，災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を作成し，保健所及び市町村を通じて被災者に配付する。</p> <p>(2) 精神科救急医療の確保</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は，治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し，緊急に入院が必要な精神障害者に対して，県精神科病院協会，精神科医療機関の協力を得ながら，受入れ可能な医療機関の確認，オーバーベッドの許可，搬送の手続など，入院できるための体制を確保する。</p> <p>こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については，各医療機関と調整を行い，保健所，センター等に情報の提供を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>・心の健康相談，DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時DPATとの同行訪問</p> <p>イ フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）</p> <p>・継続的な対応が必要なケースの把握，対応，DPATへの情報提供</p> <p>ウ フェイズ4</p> <p>・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療，訪問活動（必要時同行訪問）</p> <p>・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応</p> <p>③ 保健所及び市町村は，特に，心理的サポートが必要となる遺族，安否不明者の家族，高齢者，子ども，障害者，外国人に対しては十分に配慮するとともに，適切なケアを行う。</p> <p>(3) DPATの派遣要請</p> <p>県（障害福祉課）は市町村の要請もしくは必要に応じ，国や関係団体へDPATの派遣を要請する。DPATは，保健師派遣チーム等と連携し，精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに，相談，カウンセリング等適切な対応を行う。さらに，被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。</p> <p>参考：DPATの活動概要及び派遣の流れは資料編（ ）を参照</p> <p>(4) 精神科救急医療の確保</p> <p>県（障害福祉課）は，治療中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し，緊急に入院が必要な精神障害者に対して，県精神科病院協会，精神科医療機関の協力を得ながら，受入れ可能な医療機関の確認，オーバーベッドの許可，搬送の手続など，入院できるための体制を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については，各医療機関と調整を行い，保健所，精神保健福祉センター等に情報提供を行う。</p> <p>(5) 市町村における災害時のこころのケアへの対応</p> <p>① 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害，ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の情報や災害時の心的反応プロセスを，被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し，必要な支援が得られるようにする。</p> <p>② ハイリスク者の把握</p> <p>災害直後から，見守りの必要があると思われる住民に対し</p>	
---	---	--

<p>第3 ボランティア活動の支援</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策</p> <p>2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力</p> <p>【県（保健福祉部），市町村】</p> <p>(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携</p> <p>市町村は，災害発生後，ボランティア「担当窓口」の開設時に，コーディネートを担当する職員を配置し市町村とボ</p>	<p>て，こころのチェックリスト等（様式13）を用いてスクリーニングを行う。</p> <p>参考：（財）東京都医学総合研究所のホームページ I E S - R 改定出来事インパクト尺度日本語版  <a href="http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf">www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf</a></p> <p>③ ハイリスク者の対応</p> <p>医療が必要と判断される場合は，避難所を巡回している D P A T の医師等に相談する。また，かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は，その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 心理的応急対応 「サイコロジカル・ファーストエイド（PFA）」</p> <p>災害やテロの直後に子ども，思春期の人，大人，家族の心理的ニーズに対して行うことのできる効果の知られた心理的支援の方法（災害やテロの直後に行う支持的な介入方法）</p> <p>共感と気づかいに満ちた災害救援者からの支援は，初期反応の苦しみをやわらげ，被災者の回復を助けます。</p> <p>各対象の状態に合わせた理解の仕方や具体的な援助方法なども記載されています。</p> <p>出典：「サイコロジカル・ファーストエイド 実施手引き第2版」                  アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク（アメリカ国立PTSDセンター）                  D P A T 事務局ホームページ <a href="http://www.dpat.jp">http://www.dpat.jp</a></p> </div> <p>（略）</p> <p>第3 ボランティア活動の支援</p> <p>■基本事項（略）</p> <p>■対策</p> <p>2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力</p> <p>【県（保健福祉部），市町村】</p> <p>(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携</p> <p>市町村は，災害発生後，ボランティア「担当窓口」の開設時に，コーディネートを担当する職員を配置し市町村と</p>	<p>p. 249</p>
---	---	---------------



<p>よう努めるものとする。</p> <p>第5 生活救援物資の供給</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応 (略)</p> <p>(2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握 (略)</p> <p>(3) 協力体制の確保 (略)</p> <p>(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保 (略) (新規)</p> <p>■対策 (略)</p> <p>3) 国・他都道府県からの調達 【県（生活環境部，農林水産部）】</p> <p>① 政府所有の米穀の調達 県は，救助法が適用され応急食料が必要と認める場合，農林水産省生産局長に対し，「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し，必要量を確保する。 (略)</p> <p>2 応急給水の実施 県及び市町村は，給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し，次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。 (略)</p>	<p>よう努めるものとする。</p> <p>第5 生活救援物資の供給</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応 (略)</p> <p>(2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握 (略)</p> <p>(3) 協力体制の確保 (略)</p> <p>(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保 (略)</p> <p>(5) 災害時支援物資提供体制の構築 <u>上記の課題を踏まえ，災害時に，各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し，適時的確に物資を供給するための仕組みを構築する必要がある。</u> (略)</p> <p>■対策 (略)</p> <p>3) 国・他都道府県からの調達 【県（生活環境部，農林水産部）】</p> <p>① 政府所有の米穀の調達 県は，救助法が適用され応急食料が必要と認める場合，農林水産省政策統括官に対し，「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し，必要量を確保する。 (略)</p> <p>2 応急給水の実施 県及び市町村は，給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し，次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。 (略)</p>	<p>p. 258</p> <p>p. 260</p> <p>p. 262</p>
--	--	---

〔応急給水の目標設定例〕				〔応急給水の目標設定例〕			
地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3ℓ／人・日	概ね1km以内	耐震貯水槽，タンク車	地震発生～3日まで	3ℓ／人・日	概ね1km以内	耐震貯水槽，タンク車
10日	20ℓ／人・日	概ね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓	10日	20ℓ／人・日	概ね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100ℓ／人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓	21日	100ℓ／人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量（約250ℓ／人・日）	概ね10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓	28日	被災前給水量（約250ℓ／人・日）	概ね10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓

(略)

第6 要配慮者安全確保対策

■基本事項

(略)

2 留意点

(1) 要配慮者への配慮

市町村は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たって要配慮者へ十分配慮するものとする。特に、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先入居高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報提供についても十分配慮するものとする。

(略)

■対策

(略)

2 在宅要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

【県（生活環境部，保健福祉部），市町村】

県及び市町村は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員，近隣住民（自主防災組織），福祉団体（社協，老人クラブ等），ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残さ

(略)

第6 要配慮者安全確保対策

■基本事項

(略)

2 留意点

(1) 要配慮者への配慮

市町村は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たって要配慮者へ十分配慮するものとする。特に、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先入居高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報提供についても十分配慮するものとする。

(略)

■対策

(略)

2 在宅要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

【県（生活環境部，保健福祉部），市町村】

県及び市町村は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員，近隣住民（自主防災組織），福祉団体（社協，老人クラブ等），

p. 263

p. 264

p. 266

<p>れた要配慮者の安否確認，救助活動を実施する。 特に，市町村は，あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画に基づく適切な避難支援を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3 外国人に対する安全確保対策 (1)～(2) (略) (3) 情報の提供 【県（知事直轄），市町村，県国際交流協会】 1)～2) (略) (新設) 3)</p> <p>(略)</p> <p>第7 応急教育 ■基本事項 (略) ■対策 1 (略) 2 応急教育 (1)～(2) (略) (3) 教科書・学用品等の給与 【県（教育庁），市町村】 1) 県及び市町村は，災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を<u>そう失又はき損し</u>，就学上支障をきたしている小・中学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。 (略)</p> <p>第8 帰宅困難者対策 ■基本事項 (略)</p>	<p>ボランティア組織等の協力を得て，居宅に取り残された要配慮者の安否確認，救助活動を実施する。 特に，市町村は，あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画，<u>各要支援者に関する個別計画</u>に基づく適切な避難支援を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3 外国人に対する安全確保対策 (1)～(2) (略) (3) 情報の提供 【県（知事直轄），市町村，県国際交流協会】 1)～2) (略) 3) <u>市町村や観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供</u> 県は，<u>外国人旅行者</u>に対して，災害時に速やかに防災情報が提供できるよう，<u>国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など</u>，市町村や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第7 応急教育 ■基本事項 (略) ■対策 1 (略) 2 応急教育 (1)～(2) (略) (3) 教科書・学用品等の給与 【県（教育庁），市町村】 1) 県及び市町村は，災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を<u>喪失又は損傷</u>し，就学上支障を来している小・中学校・<u>義務教育学校</u>及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。 (略)</p> <p>第8 帰宅困難者対策 ■基本事項 (略)</p>	<p>p. 267</p> <p>p. 268</p> <p>p. 273</p>
---	--	---

<p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 帰宅困難者対策</p> <p>1) 県の<u>取り組み</u></p> <p>2) 市町村の<u>取り組み</u></p> <p>3) 企業等の<u>取り組み</u></p> <p>4) 大規模集客施設の<u>取り組み</u></p> <p>5) 学校の<u>取り組み</u></p> <p>■対策</p> <p>1 各機関の<u>取り組み</u></p> <p>(1) 県の<u>取り組み</u> (略)</p> <p>(2) 市町村の<u>取り組み</u> (略)</p> <p>(3) 企業等の<u>取り組み</u> (略)</p> <p>(4) 大規模集客施設の<u>取り組み</u> (略)</p> <p>(5) 各学校の<u>取り組み</u> (略)</p> <p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)災害対策基金等の管理</p> <p>1) 災害対策基金の管理</p> <p>2) 災害救助基金の管理</p> <p>3) <u>り災救助基金の管理</u> (略)</p> <p>第7節 応急復旧・事後処理</p> <p>第1 建築物の応急復旧</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以</p>	<p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 帰宅困難者対策</p> <p>1) 県の<u>取組</u></p> <p>2) 市町村の<u>取組</u></p> <p>3) 企業等の<u>取組</u></p> <p>4) 大規模集客施設の<u>取組</u></p> <p>5) 学校の<u>取組</u></p> <p>■対策</p> <p>1 各機関の<u>取組</u></p> <p>(1) 県の<u>取組</u> (略)</p> <p>(2) 市町村の<u>取組</u> (略)</p> <p>(3) 企業等の<u>取組</u> (略)</p> <p>(4) 大規模集客施設の<u>取組</u> (略)</p> <p>(5) 各学校の<u>取組</u> (略)</p> <p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>■基本事項 (略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)災害対策基金等の管理</p> <p>1) 災害対策基金の管理</p> <p>2) 災害救助基金の管理</p> <p><u>(削除)</u> (略)</p> <p>第7節 応急復旧・事後処理</p> <p>第1 建築物の応急復旧</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以</p>	<p>p. 274</p> <p>p. 281</p> <p>p. 287</p>
--	--	---

<p>下「応急危険度判定」という。)を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。</p> <p>また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、<u>応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していくものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 応急危険度判定</p> <p>1) 判定士派遣要請・派遣</p> <p>2) 応急危険度判定活動</p> <p>3) 被災宅地危険度判定</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 応急危険度判定</p> <p>【県（土木部），市町村】</p> <p>(1) 判定士派遣要請・派遣</p> <p>1) 判定士派遣要請</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災宅地危険度判定活動</p> <p>1) 判定の基本的事項</p> <p>① 危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。</p> <p>② 県は、<u>管下の被災した市町村の要請により</u>，当該市町村の区域内における危険度判定活動を支援する。</p> <p>③ 判定結果の責任については、市町村長が負う。</p> <p>2) 判定の関係機関</p> <p>① 市町村は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。</p> <p>② 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。</p> <p>3) 判定作業概要</p> <p>① 判定作業は、市町村長の指示に従い実施する。</p> <p>② 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。</p>	<p>下「応急危険度判定」という。)を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。</p> <p>また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては<u>応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住宅が半壊又は半焼した者に対しては</u>応急修理を行い保護していくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 応急危険度判定</p> <p>1) 判定士等派遣要請・派遣</p> <p>2) 応急危険度判定活動</p> <p>3) 被災宅地危険度判定</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 応急危険度判定</p> <p>【県（土木部），市町村】</p> <p>(1) 判定士等派遣要請・派遣</p> <p>1) 判定士等派遣要請</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災宅地危険度判定活動</p> <p>1) 判定の基本的事項</p> <p>① <u>被災宅地危険度判定は</u>，被災した市町村長が行うものとする。</p> <p>② 県は、被災した市町村の要請により，当該市町村の区域内における<u>被災宅地の危険度判定活動</u>を支援する。</p> <p>③ 判定結果の責任については、市町村長が負う。</p> <p>2) 判定の関係機関</p> <p>① 市町村は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。</p> <p>② 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。</p> <p>3) 判定作業概要</p> <p>① 判定作業は、市町村長の指示に従い実施する。</p> <p>② 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(<u>被災宅地危険度判定連絡協議会発行</u>)により</p>	<p>p. 288</p> <p>p. 289</p>
---	---	-----------------------------

<p>③ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上判定を行う。</p> <p>④ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 住宅の応急修理 【県（土木部），市町村】</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>1) 修理対象世帯 応急修理は、市町村が、災害のため住宅が半壊又は半焼し、<u>自らの資力では、応急修理をすることができない世帯</u>に対して行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 応急仮設住宅の設置 【関東財務局，県（土木部），市町村】</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 設置場所の提供等</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 設置場所 設置予定場所は、国、県又は市町村公有地とするが、私有地の場合は所有者と市町村との間に賃貸契約を締結するものとし、<u>その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。</u> <u>なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(5) 建設資材の調達 応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を得て建設する。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の借り上げ等 県は借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報等を市町村へ提供する。市町村は必要な住宅の借り上げを行う。</p>	<p>行う。</p> <p>③ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、<u>判定</u>を行う。</p> <p>④ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 住宅の応急修理 【県（土木部），市町村】</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>1) 修理対象世帯 応急修理は、市町村が、災害のため住宅が半壊又は半焼した世帯に対して行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 応急仮設住宅の提供 【関東財務局，県（土木部），市町村】</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 設置場所の提供等</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 設置場所 設置予定場所は、国、県又は市町村公有地とするが、私有地の場合は所有者と市町村との間に賃貸契約を締結するものとする。<u>なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。</u> <u>また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(5) 建設資材の調達 応急仮設住宅の建設は、<u>一般社団法人プレハブ建築協会</u>等と協定を締結し、その協力を得て建設する。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の借り上げ等 県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を市町村へ提供する。市町村は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。</p>	<p>p. 290</p>
--	--	---------------

(略)  
 4 建築物の応急復旧への支援  
 (略)  
 (2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達  
 【県（商工労働部，農林水産部，土木）】  
 (略)  
 第2 土木施設の応急復旧  
 ■基本事項（略）  
 ■対策  
 1 道路の応急復旧  
 (1) 応急措置  
 【県（土木部），市町村，関東地方整備局，東日本高速道路株式会社（関東支社）】

機 関 名		応急措置				
県 土 木 部 ( 市 町 村 )		(略)				
関 東 地 方 整 備 局		(略)				
東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社		(略)				
		路線名	IC間	特別巡回基準 (状況把握点検)	通行規制基準 速度規制協議 通行止	
		常磐道	(略)	4.0 以上 5.5 未満	(略)	(略)
			(略)		(略)	(略)
		東関東道	(略)		(略)	(略)
			(略)		(略)	(略)
		北関東道	(略)		(略)	(略)
圏央道	つくば中央～稲敷	(略)	(略)			
東水戸道路	(略)	(略)	(略)			

(略)  
 4 建築物の応急復旧への支援  
 (略)  
 (2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達  
 【県（商工労働観光部，農林水産部，土木）】  
 (略)  
 第2 土木施設の応急復旧  
 ■基本事項（略）  
 ■対策  
 1 道路の応急復旧  
 (1) 応急措置  
 【県（土木部），市町村，関東地方整備局，東日本高速道路株式会社（関東支社）】

機 関 名		応急措置				
県 土 木 部 ( 市 町 村 )		(略)				
関 東 地 方 整 備 局		(略)				
東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社		(略)				
		路線名	IC間	特別巡回基準 (状況把握点検)	通行規制基準 速度規制協議 通行止	
		常磐道	(略)	4.0 以上 5.5 未満	(略)	(略)
			(略)		(略)	(略)
		東関東道	(略)		(略)	(略)
			(略)		(略)	(略)
		北関東道	(略)		(略)	(略)
圏央道	つくば中央～神崎	(略)	(略)			
東水戸道路	(略)	(略)	(略)			

(略)

2 港湾，漁港の応急復旧  
**【県（土木部，農林水産部），市町村，関東地方整備局】**  
 (1) 被害状況の把握  
 港湾，漁港の管理者は，水域施設，外かく施設，けい留施設等の港湾施設について被害状況を調査する。その際，港湾においては，岸壁や航路・泊地の被災状況に応じて，船舶の航行や接岸を制限する等の措置を行う。

(略)

3 鉄道の応急復旧  
 (略)  
**【鹿島臨海鉄道株式会社】**  
 (1) 組織及び動員  
地震により災害が発生し又は発生するおそれがあるときは，災害対策本部を設置し，別に定める災害対策計画に基づき職員を動員して応急対策を実施する。

```

    graph TD
      A[対策本部長] --> B[副本部長]
      B --> C[輸送対策班]
      C --> D[総務班長]
      C --> E["(総務部長)"]
      C --> F["大洗地区班長"]
      C --> G["(旅客営業部長)"]
      C --> H["神栖地区班長"]
      C --> I["(貨物営業部長)"]
      D --- D1[": 総務課, 経理課"]
      E --- E1[": 審査課, 事業開発課"]
      F --- F1[": 営業促進室, 運転車両課, 保安課"]
      G --- G1[": 大洗駅, 車両区, 保安区"]
      H --- H1[": 営業課, 神栖駅, 車両区"]
      I --- I1[": 営業課, 企画課, 神栖駅"]
    
```

(略)

(3) 応急措置の実施  
 1) (略)  
 2) 旅客の救出・救護  
 ① (略)  
 ② 総務班は，医療機関，消防署及び警察署等との連絡調整にあたりとともに，輸送対策班を指揮して関係機関と協力し旅客の救護・救出を行う。

3) 災害時の輸送  
地区班は，鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は，その状況により列車の折返し運転，バス代行

(略)

2 港湾，漁港の応急復旧  
**【県（土木部，農林水産部），市町村，関東地方整備局】**  
 (1) 被害状況の把握  
 港湾，漁港の管理者は，水域施設，外かく施設，けい留施設等の施設について被害状況を調査する。その際，港湾，漁港においては，岸壁や航路・泊地の被災状況に応じて，船舶の航行や接岸を制限する等の措置を行う。

(略)

3 鉄道の応急復旧  
 (略)  
**【鹿島臨海鉄道株式会社】**  
 (1) 組織及び動員  
地震により災害が発生したときは，災害対策本部を設置し，別に定める災害対策計画に基づき職員を動員して応急対策を実施する。

```

    graph TD
      A[対策本部長] --> B[副本部長]
      B --> C[輸送対策班]
      C --> D[総務班長]
      C --> E["(総務部長)"]
      C --> F["大洗地区班長"]
      C --> G["(運輸部長)"]
      C --> H["神栖地区班長"]
      C --> I["(貨物営業部長)"]
      C --> J["旅客対策班長"]
      C --> K["(旅客事業部長)"]
      D --- D1[": 総務課, 財務課"]
      E --- E1[": 審査課, 事業開発課"]
      F --- F1[": 運輸課, 施設課"]
      G --- G1[": 大洗駅, 車両区, 保安区"]
      H --- H1[": 営業課, 企画課, 神栖駅"]
      I --- I1[": 営業課, 企画課"]
      J --- J1[": 営業課, 企画課"]
      K --- K1[": 営業課, 企画課"]
    
```

(略)

(3) 応急措置の実施  
 1) (略)  
 2) 旅客の救出・救護  
 ① (略)  
 ② 総務班は，医療機関，消防署及び警察署等との連絡調整にあたりとともに，関係機関と協力し旅客の救護・救出を行う。

3) 災害時の輸送  
輸送対策班及び旅客対策班は，鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は，その状況により列車

p. 294

p. 299

p. 301

輸送等の手配を行う。

(略)

第3 ライフライン施設の応急復旧

■基本事項 (略)

■対策

(略)

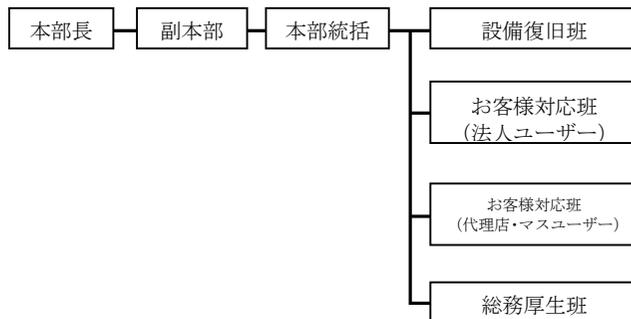
2 電話施設の応急復旧

(略)

【株式会社NTTドコモ（茨城支店）】

(1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

【株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部組織図】



(2) 応急復旧の実施

1) 災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

(3) 各班の役割

	主な業務内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部業務の統括、本部員の指揮統括に関する事</li> <li>災害対策及び災害復旧に関する基本方針の決定に関する事</li> <li>災害対策本部設置及び重要機関への携帯電話の貸出しに関する事</li> </ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の補佐及び本部長不在代行、各班の指揮・統括に関する事</li> </ul>
本部統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村災害対策本部との情報連絡に関する事</li> </ul>

の折返し運転、バス代行輸送等の手配を行う。

(略)

第3 ライフライン施設の応急復旧

■基本事項 (略)

■対策

(略)

2 電話施設の応急復旧

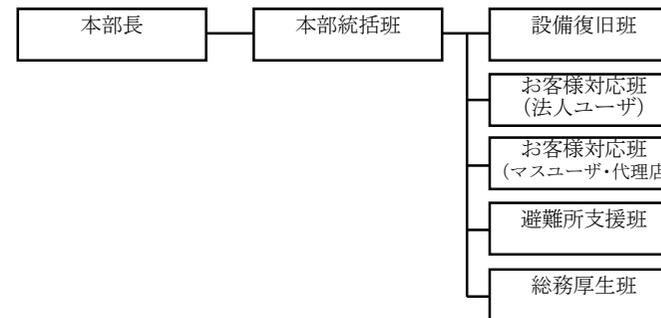
(略)

【株式会社NTTドコモ（茨城支店）】

(1) NTTドコモ茨城支店災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

【株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部 組織図】



(2) NTTドコモ茨城支店災害対策本部の各班の役割

震災等による災害が発生した場合、災害対策本部各班は、下記役割に基づいて行動する。

【株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部 各班の役割】

班	主な役割
本部長	支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
本部統括班	災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務
お客様対応班 (法人ユーザー)	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務
お客様対応班 (マスユーザー・代理店)	ドコモショップの運営に関する業務
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務

p. 304

p. 312

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握と速報，各班との連携と統制に関する事</li> </ul>	総務厚生班	社印等の安否/服務/経理，報道機関等に関する業務	
設備復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信設備被害状況の把握と応急復旧に関する事</li> <li>・移動電源車，移動無線基地局車の設置，運用に関する事</li> </ul>			
お客様対応班 (法人ユーザー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人ユーザーの対応に関する事</li> <li>・避難所での無料充電サービスの要請・交渉に関する事</li> </ul>			
お客様対応班 (代理店，マスメディア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様の安全確保及びお客様窓口の被災状況把握等に関する事。</li> <li>・臨時お客様窓口及び電話受付に関する事。</li> </ul>			
総務厚生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通話利用状況及び復旧に関する利用者，報道への周知に関する事</li> <li>・復旧活動の後方支援（食料・宿泊施設，衛生，救護等）に関する事</li> </ul>			
<p>3 都市ガス施設の応急復旧 【東部ガス株式会社ほか<u>4</u>社】 (略)</p> <p>第4 <u>清掃</u>・防疫・障害物の除去 ■基本事項 (略)</p> <p>2 留意点 (1) 災害時の<u>ごみ及びし尿発生量の推定</u> ごみ及びし尿処理については，あらかじめ災害時の<u>ごみ及びし尿の発生量を想定し，各々の作業計画に反映させておくこと</u>によって処理活動の円滑化を図ることが必要である。 (略)</p> <p>3 活動項目リスト (1) <u>清掃</u> 1) <u>ごみ処理</u> 2) <u>し尿処理</u> (略)</p> <p>■対策 1 <u>清掃</u> (1) <u>ごみ処理</u> 【県（生活環境部），市町村】 1) <u>ごみ排出量の推定</u></p>	<p>3 都市ガス施設の応急復旧 【東部ガス株式会社ほか<u>2</u>社】 (略)</p> <p>第4 <u>災害廃棄物の処理</u>・防疫・障害物の除去 ■基本事項 (略)</p> <p>2 留意点 (1) 災害時の<u>災害廃棄物及びし尿発生量の推計</u> ごみ及びし尿処理については，あらかじめ災害時の<u>災害廃棄物及びし尿の発生量を想定し，各々の作業計画に反映させておくこと</u>によって処理活動の円滑化を図ることが必要である。 (略)</p> <p>3 活動項目リスト (1) <u>災害廃棄物の処理</u> 1) <u>災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計</u> 2) <u>し尿処理</u> (略)</p> <p>■対策 1 <u>災害廃棄物の処理</u> (1) <u>災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計</u> 【県（生活環境部），市町村】 1) <u>災害廃棄物発生量の量の推計</u></p>	p. 317	p. 318	

<p>市町村は、<u>災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。</u></p> <p>2) 作業体制の確保</p> <p>市町村は、<u>迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。</u></p> <p>3) 処理対策</p> <p>① 状況把握</p> <p>市町村は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。</p> <p>② 住民への広報</p> <p>市町村は、<u>すみやかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。</u></p> <p>③ 処理の実施</p> <p>市町村は、<u>住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけすみやかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。</u></p> <p>また、必要があれば、<u>県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。</u></p> <p>県は、<u>市町村からの要請を受けた時、又は被害の状況等から判断して必要と認めた時、広域的かつ迅速適切な処理が行えるよう、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請、廃棄物処理事業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。</u></p> <p>4) 収集運搬体制の構築、適切な仮置き場の確保</p> <p>市町村に対して必要な情報提供等の協力を行う等により、<u>災害時における収集運搬体制の構築や適切な仮置き場の設置等を推進する。</u></p> <p>また、<u>県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協</u></p>	<p>市町村は、<u>被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害廃棄物の発生量を推計する。</u></p> <p>また、<u>仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を見直す。</u></p> <p>2) 作業体制の確保</p> <p>市町村は、<u>災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。</u></p> <p>3) 処理対策</p> <p>① 状況把握</p> <p>市町村は、職員による巡視、住民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況把握に努める。</p> <p>② 住民への広報</p> <p>市町村は、<u>速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について住民に広報する。</u></p> <p>③ 処理の実施</p> <p>市町村は、<u>人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。</u></p> <p>県は、<u>市町村の被害状況等から必要に応じて、市町村の行う災害廃棄物処理について、技術支援、人的支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関連する事業者への協力要請、国や他都道府県との広域的な支援体制の構築等を行う。</u></p> <p>4) 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬</p> <p>市町村は、<u>速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。</u></p> <p>また、<u>収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を</u></p>	<p>p. 319</p>
---	--	---------------

<p><u>定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業廃棄物協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。</u></p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>(2) し尿処理 【県（生活環境部）、市町村】 1) し尿処理排出量の<u>推定</u> （略）</p> <p>2 防疫 (1)～(4) (5) 防疫措置等の実施 【県（保健福祉部）】 県は、被災市町村の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。 また、被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。 1) (略) 2) <u>検疫（疫学）調査</u> 3) ～5) (略) （略）</p>	<p><u>効率的に行う。</u></p> <p>5) 連携体制の確保 県は、<u>県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業廃棄物協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。</u></p> <p>6) 災害廃棄物処理計画 県は、<u>災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策等をまとめた茨城県災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理を進めるものとする。</u> <u>また、市町村においても災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</u></p> <p>(2) し尿処理 【県（生活環境部）、市町村】 1) し尿処理排出量の<u>推計</u> （略）</p> <p>2 防疫 (1)～(4) (5) 防疫措置等の実施 【県（保健福祉部）】 県は、被災市町村の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。 また、被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。 1) (略) 2) <u>積極的疫学調査</u> 3) ～5) (略) （略）</p>	<p>p. 320</p>
--	---	---------------

改定前	改定後	備考
<p>第4章 災害復旧・復興対策計画                      第1節 被災者の生活の安定化                      第1 義援金品の募集及び配分</p> <p>■基本事項                      1 趣旨                      大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する<u>義援金品</u>の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)                      3 活動項目リスト                      (1) <u>義援金品</u>の募集及び受付                      (2) (略)                      (3) <u>義援金品</u>の保管                      (4) <u>義援金品</u>の配分                      (略)</p> <p>■対策                      1 <u>義援金品</u>の募集及び受付                      【県（生活環境部、保健福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】                      一般県民及び他都道府県民等への<u>義援金品</u>の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに<u>義援金品</u>の受付窓口を設置し、<u>義援金品</u>の募集及び受付を実施する。                      また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、<u>義援金品</u>の受付方法等について広報・周知を図る。                      なお、<u>義援品</u>は被災地のニーズに応じた物資を周知し、<u>梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。</u></p>	<p>第4章 災害復旧・復興対策計画                      第1節 被災者の生活の安定化                      第1 義援金の募集及び配分</p> <p>■基本事項                      1 趣旨                      大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する<u>義援金</u>の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)                      3 活動項目リスト                      (1) <u>義援金</u>の募集及び受付                      (2) (略)                      (3) <u>義援金</u>の保管                      (4) <u>義援金</u>の配分                      (略)</p> <p>■対策                      1 <u>義援金</u>の募集及び受付                      【県（保健福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】                      一般県民及び他都道府県民等への<u>義援金</u>の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに<u>義援金</u>の受付窓口を設置し、<u>義援金</u>の募集及び受付を実施する。                      また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、<u>義援金</u>の受付方法等について広報・周知を図る。                      (削除)</p>	<p>p. 328</p> <p>p. 329</p>

<p>(略)</p> <p>3 義援金品の保管</p> <p>【<u>県（生活環境部，保健福祉部）</u>，市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会，委員会】</p> <p>一般県民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金品については，各受付機関において適正に保管する。</p> <p>なお，委員会が設置された場合は，委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け，市町村を通じて被災者に配分するまでの間，適正に保管する。</p> <p>4 義援金品の配分</p> <p>【<u>県（生活環境部，保健福祉部）</u>，市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会，委員会】</p> <p>(1) 配分方法の決定</p> <p>委員会は，各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象，基準，時期並びにその他必要な事項）について，協議の<u>う</u>え決定する。</p> <p>なお，<u>県で受け付けた義援品については，被災市町村の需給状況を勘案し，効果的に配分する。</u></p> <p>(2) 配分の実施</p> <p>委員会において決定された義援金の配分方法に基づき，県及び市町村は，被災者に対し，迅速かつ適正に義援金を配分する。</p> <p>(3) 配分の公表</p> <p>委員会は，被災者に対する義援金の配分結果について，茨城県防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付</p> <p>■基本事項</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付</p> <p>【市町村】</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 義援金の保管</p> <p>【<u>県（保健福祉部）</u>，市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会，委員会】</p> <p>一般県民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金品については，各受付機関において適正に保管する。</p> <p>なお，委員会が設置された場合は，委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け，市町村を通じて被災者に配分するまでの間，適正に保管する。</p> <p>4 義援金の配分</p> <p>【<u>県（保健福祉部）</u>，市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会，委員会】</p> <p>(1) 配分方法の決定</p> <p>委員会は，各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象，基準，時期並びにその他必要な事項）について，協議の<u>上</u>決定する。</p> <p>(2) 配分の実施</p> <p>委員会において決定された義援金の配分方法に基づき，県及び市町村は，被災者に対し，迅速かつ適正に義援金を配分する。</p> <p>(3) 配分の公表</p> <p>委員会は，被災者に対する義援金の配分結果について，茨城県防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付</p> <p>■基本事項</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付</p> <p>【市町村】</p> <p>(略)</p>	<p>p. 330</p> <p>p. 331</p>
---	--	-----------------------------

<p>「災害弔慰金の支給」</p> <table border="1"> <tr> <td>対象災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>支給限度額</td> <td>① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円</td> </tr> <tr> <td>遺族の範囲</td> <td>配偶者、子、父母、孫、祖父母</td> </tr> <tr> <td>費用負担割合</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	対象災害	(略)	支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	費用負担割合	(略)	<p>「災害弔慰金の支給」</p> <table border="1"> <tr> <td>対象災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>受給遺族</td> <td>ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)</td> </tr> <tr> <td>支給限度額</td> <td>① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円</td> </tr> <tr> <td>費用負担割合</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	対象災害	(略)	受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)	支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円	費用負担割合	(略)	<p>p. 332</p>															
対象災害	(略)																																
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円																																
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母																																
費用負担割合	(略)																																
対象災害	(略)																																
受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)																																
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円																																
費用負担割合	(略)																																
<p>「災害障害見舞金の支給」</p> <table border="1"> <tr> <td>対象災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害の程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>支給限度額</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用負担割合</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	対象災害	(略)	障害の程度	(略)	支給限度額	(略)	費用負担割合	(略)	<p>「災害障害見舞金の支給」</p> <table border="1"> <tr> <td>対象災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>受給者及び障害の程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>支給限度額</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用負担割合</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	対象災害	(略)	受給者及び障害の程度	(略)	支給限度額	(略)	費用負担割合	(略)	<p>p. 332</p>															
対象災害	(略)																																
障害の程度	(略)																																
支給限度額	(略)																																
費用負担割合	(略)																																
対象災害	(略)																																
受給者及び障害の程度	(略)																																
支給限度額	(略)																																
費用負担割合	(略)																																
<p>「災害援護資金の貸付」</p> <table border="1"> <tr> <td>対象災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	対象災害	(略)	貸付限度額	(略)	<p>「災害援護資金の貸付」</p> <table border="1"> <tr> <td>対象災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">貸付条件</td> <td>世帯人員</td> <td>市町村民税における前年の総所得金額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年3% (据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年 (特別な事情のある場合は5年)</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年 (据置期間を含む)</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦又は半年賦</td> </tr> </table>	対象災害	(略)	貸付限度額	(略)	貸付条件	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする	所得制限		貸付利率	年3% (据置期間中は無利子)	据置期間	3年 (特別な事情のある場合は5年)	償還期間	10年 (据置期間を含む)	償還方法	年賦又は半年賦	<p>p. 332</p>
対象災害	(略)																																
貸付限度額	(略)																																
対象災害	(略)																																
貸付限度額	(略)																																
貸付条件	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																															
	1人	220万円																															
	2人	430万円																															
	3人	620万円																															
	4人	730万円																															
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする																															
	所得制限																																
貸付利率	年3% (据置期間中は無利子)																																
据置期間	3年 (特別な事情のある場合は5年)																																
償還期間	10年 (据置期間を含む)																																
償還方法	年賦又は半年賦																																

<p>2 災害見舞金の支給 【県（生活環境部）】 （略）</p> <table border="1" data-bbox="174 268 943 951"> <tr> <td data-bbox="174 268 304 759">対象災害</td> <td data-bbox="304 268 943 759"> <p>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 （1）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 （2）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 （新規）（3）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 759 304 951">支給額</td> <td data-bbox="304 759 943 951"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 1人当たり 10万円</li> <li>・重度障害 1人当たり 5万円</li> <li>・住家全壊 1世帯当たり 5万円</li> <li>・住家半壊 1世帯当たり 3万円 （新規）</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>3 生活福祉資金の貸付 【茨城県社会福祉協議会】 「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。 また、東日本大災害により被災した低所得世帯に対して<u>当面の生活に必要な経費等の貸付をする生活復興支援資金</u>が、<u>生活福祉資金の特例措置として</u>講じられた。 『生活福祉資金貸付条件一覧』（平成23年12月1日現在）</p>	対象災害	<p>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 （1）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 （2）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 （新規）（3）</p>	支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 1人当たり 10万円</li> <li>・重度障害 1人当たり 5万円</li> <li>・住家全壊 1世帯当たり 5万円</li> <li>・住家半壊 1世帯当たり 3万円 （新規）</li> </ul>	<p><u>貸付原資負担</u> 国（2/3）、県（1/3）</p> <p>2 災害見舞金の支給 【県（生活環境部）】 （略）</p> <table border="1" data-bbox="1025 268 1794 951"> <tr> <td data-bbox="1025 268 1155 759">対象災害</td> <td data-bbox="1155 268 1794 759"> <p>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 （1）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 （2）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 <u>（3）茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 759 1155 951">支給額</td> <td data-bbox="1155 759 1794 951"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 1人当たり 10万円</li> <li>・重度障害 1人当たり 5万円</li> <li>・住家全壊 1世帯当たり 5万円</li> <li>・住家半壊 1世帯当たり 3万円</li> <li>・床上浸水 1世帯当たり 2万円</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>3 生活福祉資金の貸付 【茨城県社会福祉協議会】 「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。 『生活福祉資金貸付条件一覧』（平成28年12月1日現在）</p>	対象災害	<p>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 （1）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 （2）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 <u>（3）茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者</u></p>	支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 1人当たり 10万円</li> <li>・重度障害 1人当たり 5万円</li> <li>・住家全壊 1世帯当たり 5万円</li> <li>・住家半壊 1世帯当たり 3万円</li> <li>・床上浸水 1世帯当たり 2万円</li> </ul>	<p>p. 334</p> <p>p. 335</p>
対象災害	<p>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 （1）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 （2）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 （新規）（3）</p>									
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 1人当たり 10万円</li> <li>・重度障害 1人当たり 5万円</li> <li>・住家全壊 1世帯当たり 5万円</li> <li>・住家半壊 1世帯当たり 3万円 （新規）</li> </ul>									
対象災害	<p>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 （1）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 （2）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 <u>（3）茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者</u></p>									
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 1人当たり 10万円</li> <li>・重度障害 1人当たり 5万円</li> <li>・住家全壊 1世帯当たり 5万円</li> <li>・住家半壊 1世帯当たり 3万円</li> <li>・床上浸水 1世帯当たり 2万円</li> </ul>									



<p>災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資</p> <p>1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。</p> <p>(略)</p> <p>2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要となった資金を融資する。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 貸付機関 農業協同組合、森林組合連合会、漁業協同組合又は金融機関</p> <p>3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p> <p>① 被害農業者又は特別被害農業者</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 貸付期間 農業協同組合、<u>漁業協同組合</u>又は金融機関</p> <p>(略)</p> <p>(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） 農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。</p> <p>1) 償還期限 &lt;共同利用施設&gt; 20年（据置期間3年を含む。）以内 &lt;主務大臣指定施設&gt; 15年（据置期間3年を含む。）以内</p> <p>2) 貸付利率 年0.50%～1.00%（償還期間により異なる） ※H25. 12. 20現在の利率</p> <p>3) 貸付限度額 &lt;共同利用施設&gt;</p>	<p>【県（農林水産部）】</p> <p>災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資</p> <p>1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。</p> <p>(略)</p> <p>2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要となった資金を融資する。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 貸付機関 農業協同組合連合会、森林組合連合会、<u>漁業協同組合連合会</u>又は金融機関</p> <p>3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p> <p>① 被害農業者</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 貸付期間 農業協同組合、<u>農業協同組合連合会</u>又は金融機関</p> <p>(略)</p> <p>(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） 農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。</p> <p>1) 償還期限 &lt;共同利用施設&gt; 20年（据置期間3年を含む。）以内 &lt;主務大臣指定施設&gt; 15年（据置期間3年を含む。）以内</p> <p>2) 貸付利率 年0.16%～0.30%（償還期間により異なる） ※H29. 1. 23現在の利率</p>	<p>p. 338</p>
---	---	---------------

<p>貸付対象事業費の80%          &lt;主務大臣指定施設&gt;          貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円漁船1,000万円のいずれか低い額</p> <p>(略)</p> <p>6 中小企業復興資金  <b>【県（商工労働部）】</b>          被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。</p> <p>(1) 資金需要の把握連絡通報          中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要についてすみやかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 租税及び公共料金等の特例措置  <b>■基本事項（略）</b>  <b>■対策</b>          1 (略)          2 その他公共料金の特例措置          (1) (略)          (2) 通信事業  <b>【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】</b>          (略)  <b>【株式会社NTTドコモ（茨城支店）】</b>  <u>「FOMAサービス契約約款 料金表通則28」</u>他各サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。</p> <p>(3) 電気事業</p>	<p>3) 貸付限度額 &lt;共同利用施設&gt;          貸付対象事業費の80%          &lt;主務大臣指定施設&gt;          貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円)のいずれか低い額</p> <p>(略)</p> <p>6 中小企業復興資金  <b>【県（商工労働観光部）】</b>          被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、<u>施設の復旧や事業の継続に必要な資金対策</u>が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。</p> <p>(1) 資金需要の把握連絡通報          中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について<u>速やかに</u>把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 租税及び公共料金等の特例措置  <b>■基本事項（略）</b>  <b>■対策</b>          1 (略)          2 その他公共料金の特例措置          (1) (略)          (2) 通信事業  <b>【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】</b>          (略)  <b>【株式会社NTTドコモ（茨城支店）】</b>  <u>NTTドコモの各種サービスの契約約款</u>に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。</p> <p>(略)</p>	<p>p. 339</p> <p>p. 341</p> <p>p. 342</p>
---	---	---

<p>【東京電力株式会社（茨城支店）】 （略）</p> <p>(4) 都市ガス事業 【東部ガス株式会社ほか4社】 ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省若しくは関東経済産業局の認可が必要。 （略）</p> <p>第6 被災者生活再建支援法の適用 ■基本事項 （略）</p> <p>2 留意点 (1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備 支援法の適用の判断及びその<u>手続き</u>を行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行なう必要がある。このため、<u>災害救助法</u>担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>(2) 支援金支給手続き等の説明 支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給<u>手続き</u>が迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された市町村は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその<u>手続き</u>について懇切・丁寧に説明する必要がある。</p> <p>3 活動項目リスト (1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定 1) 被災世帯の<u>算定</u> 2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位</p> <p>(2) 支援法の適用基準</p> <p>(3) 支援法の適用<u>手続き</u> 1) 市町村の被害状況報告 2) 県の被害状況報告及び支援法の適用</p> <p>(4) 支援金の支給額 <u>支援額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</u> 1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） 2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p>	<p>(3) 電気事業 【東京電力パワーグリッド株式会社 茨城総支社】 （略）</p> <p>(4) 都市ガス事業 【東部ガス株式会社ほか2社】 ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省若しくは関東経済産業局の認可が必要。 （略）</p> <p>第6 被災者生活再建支援法の適用 ■基本事項 （略）</p> <p>2 留意点 (1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備 支援法の適用の判断及びその<u>手続き</u>を行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、<u>救助法</u>担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>(2) 支援金支給<u>手続</u>等の説明 支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給<u>手続</u>が迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された市町村は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその<u>手続</u>について懇切・丁寧に説明する必要がある。</p> <p>3 活動項目リスト (1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定 1) 被災世帯の<u>認定</u> 2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位</p> <p>(2) 支援法の適用基準</p> <p>(3) 支援法の適用<u>手続</u> 1) 市町村の被害状況報告 2) 県の被害状況報告及び支援法の適用</p> <p>(4) 支援金の支給額 1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p>	<p>p. 348</p> <p>p. 349</p>
--	---	-----------------------------

<p>(5) 支援金支給申請<u>手続き</u>  1) 支給申請<u>手続き</u>等の説明  2) 必要書類の発行  3) 支給申請書等の取りまとめ  4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付  (6) 支援金の支給  ■対策  (略)  3 支援法の適用<u>手続き</u>  (1)市町村の被害状況報告  【市町村】  市町村長は、当該自然災害にかか<u>る</u>被害状況を収集し、資料18-1「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。  当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用<u>手続き</u>における報告（資料16-1「被害状況報告表」）で兼ねることができるものとする。  (略)  5 支援金支給申請<u>手続き</u>  (略)  7 資料、関連項目  (1)資料  資料18-1「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」  (2)関連項目  「第3章第6節 災害救助法の適用」  (新規)</p>	<p>2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）  (5) 支援金支給申請<u>手続</u>  1) 支給申請<u>手続</u>等の説明  2) 必要書類の発行  3) 支給申請書等の取りまとめ  4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付  (6) 支援金の支給  ■対策  (略)  3 支援法の適用<u>手続</u>  (1)市町村の被害状況報告  【市町村】  市町村長は、当該自然災害に係<u>る</u>被害状況を収集し、知事に対して報告する。    (削除)    (略)  5 支援金支給申請<u>手続</u>  (略)  7 関連項目  (削除)    「第3章第6節 災害救助法の適用」  第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給  ■基本事項  1 趣旨  自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法という。」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、</p>	<p>p. 350</p> <p>p. 351</p> <p>p. 353</p>
--	---	---

	<p><u>被災者の速やかな復興を支援する。</u></p> <p><u>2 留意点</u>  <u>被災者生活再建支援法の適用における留意点を準用（第4章第1節第6）</u></p> <p><u>3 活動項目リスト</u></p> <p><u>(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定</u></p> <p><u>1) 被災世帯の認定</u>  <u>2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位</u></p> <p><u>(2) 補助事業の適用基準</u></p> <p><u>(3) 補助事業の適用手続</u></p> <p><u>1) 市町村の被害状況報告</u>  <u>2) 補助事業適用の通知</u></p> <p><u>(4) 支援金の支給額</u>  <u>支援金は、以下の2つの支援金の合計額となる。（半壊の場合は基礎支援金のみ）</u></p> <p><u>1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</u>  <u>2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</u></p> <p><u>(5) 支援金支給申請手続</u></p> <p><u>1) 支給申請手続等の説明</u>  <u>2) 必要書類の発行</u></p> <p><u>(6) 支援金の支給</u></p> <p><u>(7) 市町村への補助</u></p> <p><b>■対策</b></p> <p><u>1 被害状況の把握及び被災世帯の認定</u></p> <p><b>【市町村】</b>  <u>補助事業の適用に当たっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。</u></p> <p><u>(1)被災世帯の認定</u>  <u>補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>①当該自然災害により住家が全壊した世帯</u>  <u>②当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯</u></p>	<p>p. 354</p>
--	--	---------------

③当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

④当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

(2)住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

2 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

(1)県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害

(2)県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

3 補助事業の適用手続

(1)市町村の被害状況報告

【市町村】

市町村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

(2)補助事業適用の通知

【県（生活環境部）】

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めるときは、県内市町村長に対し、補助事業適用を通知する。

4 支援金の支給額

(1)複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半 壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150

	賃借	50	50	100
半壊		25		25

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半 壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

5 支援金支給申請手続

【市町村】

(1) 支給申請手続等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

2) 罹災証明書類

6 支援金の支給

【市町村】

被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

7 市町村への補助

【県（生活環境部）】

県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。



<p>1) 状況把握  <b>【市町村】</b>                  市町村は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。</p> <p>2) 処理の実施  <b>【市町村】</b>                  市町村は、1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川・港湾施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。  <b>【県（生活環境部，土木部）】</b>                  県は、市町村からの要請を受けた場合、又は被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、市町村の行う解体、がれき処理について、市町村間の応援、民間の廃棄物処理業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。</p> <p>3) 集積地の確保  <b>【県（生活環境部，土木部），市町村】</b>                  県及び市町村は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積地の確保を要請する。</p> <p>4) 最終処分場の確保  <b>【県（生活環境部）】</b>                  県は、がれき等（災害廃棄物）の処理・処分を円滑に行うため、近隣市町村や民間の廃棄物処理業者等の協力を得て処理施設や最終処分場の確保を図る。</p> <p>5) 災害廃棄物処理計画等  <b>【県（生活環境部），市町村】</b>                  県及び市町村は、廃棄物処理施設については、一定程度余裕をもった能力を維持するとともに、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。                  また、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等につ</p>	<p>1) 状況把握  <b>【市町村】</b>                  市町村は、職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握する。</p> <p>2) 処理の実施  <b>【市町村】</b>                  市町村は、1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川・港湾・漁港施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。  <b>【県（生活環境部，土木部）】</b>                  県は、市町村の被害状況等から必要に応じて、市町村の行う解体、がれき処理について、技術支援、人的支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関連する事業者への協力要請、国や他都道府県との広域的な支援体制に基づき処理全体の進捗管理を行う。被災市町村の行政機能が喪失した場合、県は、市町村から地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託を受けて、災害廃棄物の処理主体として処理を行う。</p> <p>3) 仮置場の確保  <b>【県（生活環境部，土木部），市町村】</b>                  市町村は、解体収集後のがれき等を一時的に集積するため仮置場を確保する。仮置場が不足する場合は、県は、近隣市町村に対して仮置場の提供を要請する。</p> <p>4) 再生利用・最終処分  <b>【市町村】</b>                  市町村は、がれき等の処理・処分に当たっては、再生利用を推進し、最終処分量の削減に努める。</p> <p>5) 石綿飛散防止対策  <b>【県（生活環境部），市町村】</b>                  県及び市町村は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月 環境省水・大気環境局大気</p>	
--	--	--

<p><u>いて具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</u></p> <p>5 関連項目 「第3章 第7節 応急復旧・事後処理 第4 <u>清掃・防疫・障害物の除去</u>」 「第4章 第4節 復興計画の作成」 第3節 激甚災害の指定 ■基本事項（略） ■対策 （略）</p> <p>2 激甚災害指定の手続き</p> <p>大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。 （略）</p>	<p><u>環境課）により行うものとする。</u> （略）</p> <p>5 関連項目 「第3章 第7節 応急復旧・事後処理 第4 <u>廃棄物の処理・防疫・障害物の除去</u>」 「第4章 第4節 復興計画の作成」 第3節 激甚災害の指定 ■基本事項（略） ■対策 （略）</p> <p>2 激甚災害指定の手続</p> <p><u>【国】</u> 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。 （略）</p>	
--	--	--

改定前	改定後	備考
<p>付編 東海地震の警戒宣言発令時の 対応措置計画</p> <p>第1章 総則 第1節 計画作成の趣旨 昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずるおそれのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の6県170市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。</p> <p>さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県、263市町村（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に大幅に拡大された。（平成21年4月1日現在8都県166市町村） （略）</p> <p>第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱 〔警戒宣言時（「東海地震情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。〕</p> <p>1（略） 2 市町村 （略） (5) <u>避難の勧告・指示</u>に関すること （略） 3 指定地方行政機関 （略） (3) 関東信越厚生局 1) <u>国立病院の避難設備の整備及び防災訓練等の指導</u>に関</p>	<p>付編 東海地震の警戒宣言発令時の 対応措置計画</p> <p>第1章 総則 第1節 計画作成の趣旨 昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずるおそれのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の6県170市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。</p> <p>さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県、263市町村（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に大幅に拡大された。（平成24年4月1日現在8都県157市町村） （略）</p> <p>第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱 〔警戒宣言時（「東海地震予知情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。〕</p> <p>1（略） 2 市町村 （略） (5) <u>避難勧告等</u>に関すること （略） 3 指定地方行政機関 （略） (3) 関東信越厚生局 1) <u>管内の被害情報の収集及び伝達</u>に関すること。</p>	<p>p. 370</p> <p>p. 372</p> <p>p. 373</p>

<p><u>すること。</u></p> <p><u>2) 国立病院収容患者の医療等の指示調整に関すること。</u></p> <p><u>3) 地震等による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関すること。</u></p> <p><u>4) 医療救護班応援依頼への対応に関すること。</u></p> <p><u>5) 情報の収集と伝達に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(9) 東京航空局 (略) (新規)</p> <p>(10) 第三管区海上保安部 (略)</p> <p>(11) 東京管区气象台（水戸地方气象台）</p> <p>1) 大規模地震に関する情報及び必要な情報の通知に関すること。</p> <p>2) 警戒体制の確立に関すること。</p> <p>(12) 関東総合通信局 (略)</p> <p>(13) 茨城労働局 (略)</p> <p>(14) 関東地方整備局 (略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東日本電信電話株式会社（茨城支店），株式会社NTTドコモ（茨城支店）</p> <p><u>1) 重要通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>2) 警戒宣言等情報の伝達と周知に関すること。</u></p> <p><u>3) 地震災害警戒本部の設置に関すること。</u></p> <p><u>4) 地震防災応急対策に係る各種情報の収集・伝達に関すること。</u></p> <p><u>5) 災対機器の点検・整備及び非常配備に関すること。</u></p>	<p><u>2) 関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(9) 東京航空局 (略)</p> <p>(10) 関東地方測量部</p> <p><u>1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供</u></p> <p><u>2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u></p> <p><u>3) 地殻変動の監視</u></p> <p>(11) 第三管区海上保安部 (略)</p> <p>(12) 東京管区气象台（水戸地方气象台）</p> <p>1) 大規模地震に関する情報及び必要な情報の通知に関すること。</p> <p>2) 非常体制の確立に関すること。</p> <p>(13) 関東総合通信局 (略)</p> <p>(14) 茨城労働局 (略)</p> <p>(15) 関東地方整備局 (略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東日本電信電話株式会社（茨城支店），株式会社NTTドコモ（茨城支店）</p> <p><u>1) 情報収集と伝達に関すること</u></p> <p><u>2) 通信の利用制限等の措置に関すること</u></p> <p><u>3) 災害用伝言ダイヤル等の提供に関すること</u></p> <p><u>4) 対策要員の確保及び広域応援に関すること</u></p> <p><u>5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保に関すること</u></p>	<p>p. 374</p> <p>p. 375</p>
--	--	-----------------------------

<p>6) <u>応急復旧体制確立のための諸措置（要員、資機材及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）に関すること。</u></p> <p>7) <u>建設業界等の応援に係る確認と手配に関すること。</u></p> <p>8) <u>建物・施設等の巡視・点検と必要な防護措置に関すること。</u></p> <p>9) <u>工事中の施設に対する安全措置に関すること。</u></p> <p>10) <u>その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 指定地方公共機関 (略)</p> <p>(3) <u>水害予防団体（利根川水系県南水防事務組合、飯沼反町水除堤水害予防組合）</u> (略)</p> <p>(5) <u>都市ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社、筑波学園ガス株式会社、美浦ガス株式会社）</u> (略)</p> <p>第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 (略)</p> <p>第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について (略)</p> <p>2 東海地震に関連する情報 東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」でお知らせする。</p> <p>なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい</p>	<p>6) <u>通信建物、設備等の巡視と点検に関すること</u></p> <p>7) <u>工事中の設備に対する安全措置に関すること</u></p> <p>8) <u>東海地震に関連する調査情報発出時の対応に関すること</u></p> <p>(略)</p> <p>6 指定地方公共機関 (略)</p> <p>(3) 水害予防団体（利根川水系県南水防事務組合） (略)</p> <p>(5) 都市ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社） (略)</p> <p>第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 (略)</p> <p>第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について (略)</p> <p>2 東海地震に関連する情報 東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。</p> <p>なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい</p>	<p>p. 376</p> <p>p. 379</p>
--	--	-----------------------------

場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。  
(略)

第4章 警戒宣言発令時の対応措置

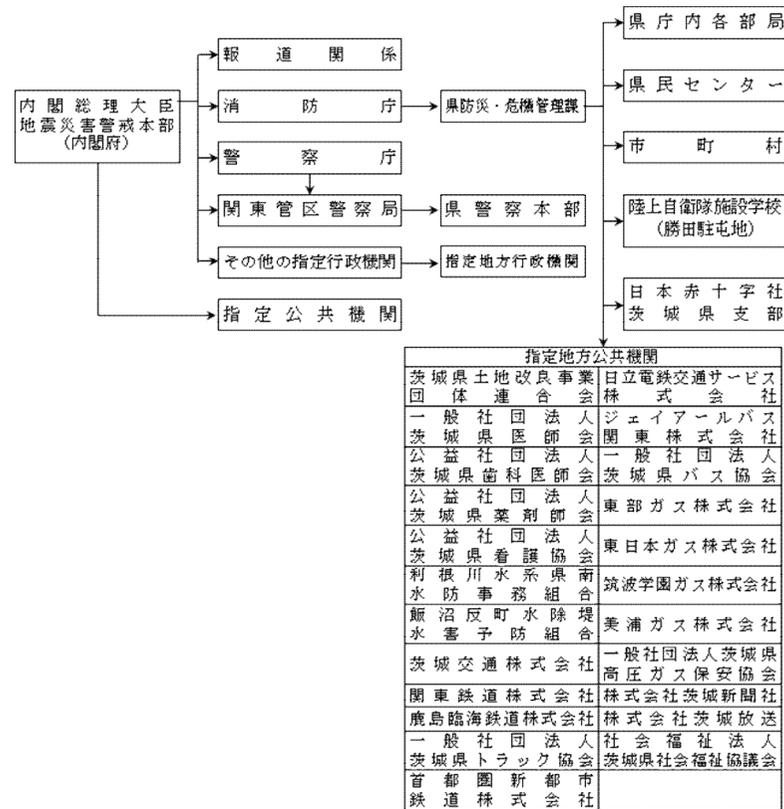
警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

1 伝達系統

次の系統図による。(水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。)

(1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統



場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。  
(略)

第4章 警戒宣言発令時の対応措置

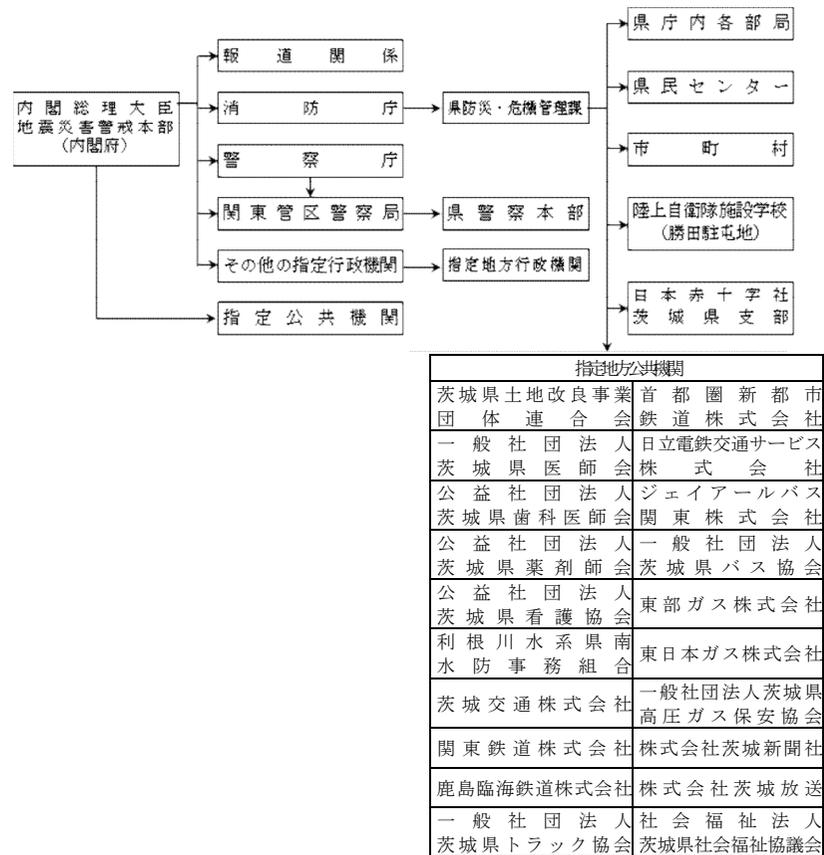
警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

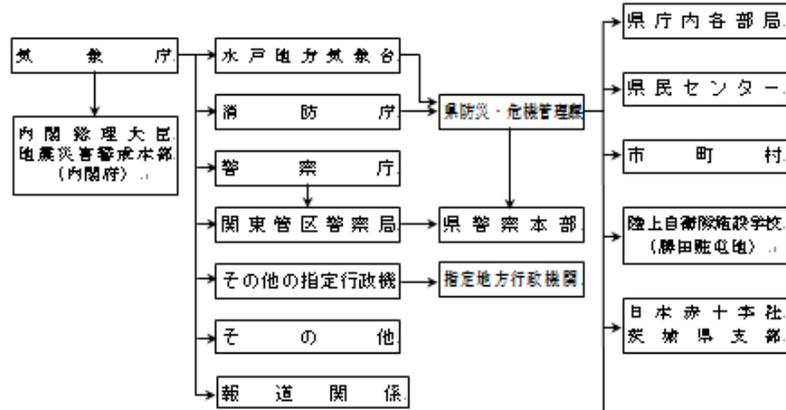
1 伝達系統

次の系統図による。(水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。)

(1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統

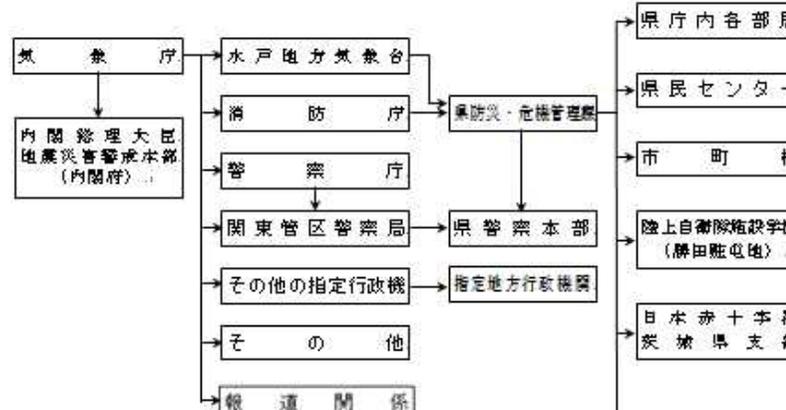


(2) 東海地震予知情報伝達系統



指定地方公共機関	
茨城県土地改良事業団	日立電鉄交通サービス株式会社
一般社団法人茨城県医師会	ジェイアールバス関東株式会社
公益社団法人茨城県歯科医師会	一般社団法人茨城県バス協会
公益社団法人茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社
茨城県看護協会	東日本ガス株式会社
利根川水系県南水防事務組合	茨城学園ガス株式会社
取沼反町水除堤水害予防組合	美浦ガス株式会社
茨城交通株式会社	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
関東鉄道株式会社	株式会社茨城新聞社
運齢臨海鉄道株式会社	株式会社茨城放送
一般社団法人茨城県トラック協会	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
首都圏新都市鉄道株式会社	

(2) 東海地震予知情報伝達系統



指定地方公共機関	
茨城県土地改良事業団	首都圏新都市鉄道株式会社
一般社団法人茨城県医師会	日立電鉄交通サービス株式会社
公益社団法人茨城県歯科医師会	ジェイアールバス関東株式会社
公益社団法人茨城県薬剤師会	一般社団法人茨城県バス協会
茨城県看護協会	東部ガス株式会社
利根川水系県南水防事務組合	東日本ガス株式会社
茨城交通株式会社	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
関東鉄道株式会社	株式会社茨城新聞社
運齢臨海鉄道株式会社	株式会社茨城放送
一般社団法人茨城県トラック協会	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

p. 383

p. 384

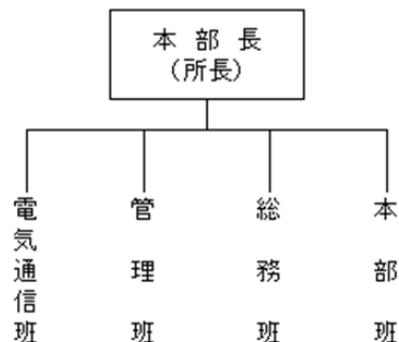
(略)  
 第2節 警戒体制の確立  
 1～2 (略)  
 3 防災関係機関の体制  
 防災関係機関は、警戒宣言が発令されたときは、所掌事務又は業務に係る地震防災応急対策の実施及び東海地震発生時の災害応急対策の準備が円滑にできるよう必要な警戒体制をとるものとする。  
 各防災関係機関の体制の概要は次のとおりである。  
 (1) 指定地方行政機関

(略)  
 第2節 警戒体制の確立  
 1～2 (略)  
 3 防災関係機関の体制  
 防災関係機関は、警戒宣言が発令されたときは、所掌事務又は業務に係る地震防災応急対策の実施及び東海地震発生時の災害応急対策の準備が円滑にできるよう必要な警戒体制をとるものとする。  
 各防災関係機関の体制の概要は次のとおりである。  
 (1) 指定地方行政機関

<p>(略)</p> <p>11) 東京管区气象台（水戸地方气象台）</p> <p>①大規模地震に関する情報の収集と，東海地震に関連する情報を茨城県知事（消防防災課）に通知する。</p> <p>②警戒宣言が発せられた場合，<u>地震災害警戒本部を設置し臨時体制</u>に入る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>2) 東日本電信電話株式会社</p> <p>東海地震注意情報を受領したときは，茨城支店に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。本部組織は次のとおりである。</p> <p>※ 災害対策本部・地震災害警戒本部組織図（地震＝震度5以下）</p>	<p>(略)</p> <p>11) 東京管区气象台（水戸地方气象台）</p> <p>①大規模地震に関する情報の収集と，東海地震に関連する情報を茨城県知事（<u>防災・危機管理課</u>）に通知する。</p> <p>②警戒宣言が発せられた場合，<u>災害対策本部を設置し非常体制</u>に入る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>2) 東日本電信電話株式会社</p> <p>東海地震注意情報を受領したときは，茨城支店に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。<u>災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合，災害対策規定の非常区分により，その状況に応じて，組織規定にかかわらず，この対策組織を設置する。</u></p> <p><u>非被災地の場合は，本社対策組織の要請により支援本部，又は情報連絡室を設置する。</u></p> <p>(図削除)</p>	<p>p. 387</p> <p>p. 389</p>
--	--	-----------------------------

7) 独立行政法人水資源機構

防災本部を設置し、警戒体制に入る。本部の組織は、次のとおりとする。



8) 独立行政法人日本原子力研究開発機構

① 「原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）」及び「原子力災害対策指針」に基づく警戒事態における、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部体制の確立に基づき、原子力緊急時支援・研修センターに緊急時支援体制を確立する。また、独立行政法人日本原子力研究開発機構の主たる事務所に「機構対策本部」を確立する。

② その他、警戒宣言発令時の独立行政法人日本原子力研究開発機構の対応措置については、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の定めによる。

（略）

(4) 指定地方公共機関

1) ~ 2) (略)

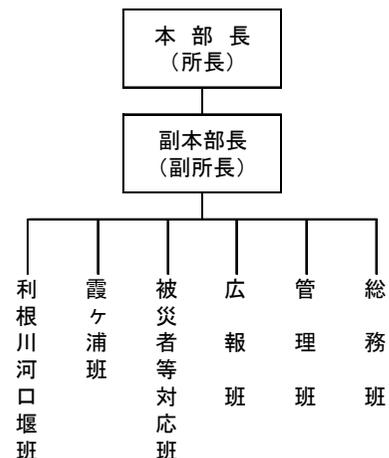
3) 飯沼反町水除堤水害予防組合

① 伝達系統，連絡調整

警戒宣言が発せられたときは、水防管理者は関係市町長（古河市，八千代町，常総市，坂東市）並びに広域消防本

7) 独立行政法人水資源機構

防災本部を設置し、警戒体制に入る。本部の組織は、次のとおりとする。



8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

① 「原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）」及び「原子力災害対策指針」に基づく警戒事態における、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部体制の確立に基づき、原子力緊急時支援・研修センターに緊急時支援体制を確立する。また、独立行政法人日本原子力研究開発機構の主たる事務所に「機構対策本部」を確立する。

② その他、警戒宣言発令時の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の対応措置については、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の定めによる。

（略）

(4) 指定地方公共機関

1) ~ 2) (略)

3) (削除)

p. 389

p. 391

<p><u>部消防長（署長）に連絡し、近距離通信確保のため水防通信発着点，資材備蓄場，水防作業場，重要水域にバイク伝令等を配置。</u></p> <p><u>②警戒体制への準備</u>  <u>随時河川及び堤防の巡視，施設の点検を責任区域毎に行い，異常を認めただちはただちに水防管理者に報告する。</u></p> <p><u>4）茨城交通株式会社</u>          （略）</p> <p><u>5）関東鉄道株式会社</u>          （略）</p> <p><u>6）鹿島臨海鉄道株式会社</u>          （略）</p> <p><u>7）日立電鉄交通サービス株式会社</u>          （略）</p> <p><u>8）一般社団法人茨城県トラック協会</u>          （略）</p> <p><u>9）都市ガス事業者（東部ガス株式会社，東日本ガス株式会社，筑波学園ガス株式会社，美浦ガス株式会社）</u>          （略）</p> <p><u>10）一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会</u>          （略）</p> <p><u>11）株式会社茨城新聞社</u>          （略）</p> <p><u>12）株式会社茨城放送</u>          （略）</p> <p><u>13）首都圏新都市鉄道株式会社</u>          （略）</p> <p>第3節 地震防災応急対策の実施          （略）</p> <p>4 危険物等施設対策          (1)～(4)（略）          (5) 放射性物質施設          （略）</p> <p>1) <u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u>          （略）</p>	<p><u>3）茨城交通株式会社</u>          （略）</p> <p><u>4）関東鉄道株式会社</u>          （略）</p> <p><u>5）鹿島臨海鉄道株式会社</u>          （略）</p> <p><u>6）日立電鉄交通サービス株式会社</u>          （略）</p> <p><u>7）一般社団法人茨城県トラック協会</u>          （略）</p> <p><u>8）都市ガス事業者（東部ガス株式会社，東日本ガス株式会社）</u>          （略）</p> <p><u>9）一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会</u>          （略）</p> <p><u>10）株式会社茨城新聞社</u>          （略）</p> <p><u>11）株式会社茨城放送</u>          （略）</p> <p><u>12）首都圏新都市鉄道株式会社</u>          （略）</p> <p>第3節 地震防災応急対策の実施          （略）</p> <p>4 危険物等施設対策          (1)～(4)（略）          (5) 放射性物質施設          （略）</p> <p>1) <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>          （略）</p>	<p>p. 391</p>
--	--	---------------

5 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 電話（東日本電信電話株式会社）

茨城支店管内は大規模地震対策特別措置法で定めている地震防災対策強化地域に該当せず、また東日本電信電話株式会社（本社）が定めている「東海地震対策実施要領」の周辺地域にも該当しないが、防災上の観点から周辺地域と同等の対策を実施することとしており、その実施内容は、次のとおりである。

警戒宣言発令下の周辺地域内におけるNTTの業務

業務内容等		記事
ダイヤル通話		強化地域内及び周辺地域内の一般通話は、トラヒックの状況に応じて利用制限を行う。
手動通話	100番通話	可能な限り取扱う。
	番号案内	同上
一般電報		強化地域へむけ発信される電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。
営業窓口		着信する電報は、配達に困難な場合、可能な限り電話により配達する。
サービスオーダー工事		可能な限り業務を取扱う。
故障修理		所外：災害時優先電話等を優先して行う。
113番等試験台業務		所内：一般加入者についても可能な限り行う。

(略)

(4) 都市ガス（東京ガス株式会社，東部ガス株式会社，東日

5 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 電話（東日本電信電話株式会社）

茨城支店管内は大規模地震対策特別措置法で定めている地震防災対策強化地域に該当しないが、防災上の観点から周辺地域と同等の対策を実施することとしており、その実施内容は、次のとおりである。

警戒宣言発令下の周辺地域内におけるNTTの業務

1) 確保する業務

業務内容等	記事
防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話	利用制限の措置は行わない
街頭公衆電話からの通話	

2) 可能な限りにおいて取り扱う業務

業務内容等	記事
一般加入電話からのダイヤル通話	トラヒック状況に応じて利用制限を行う
一般電報の発信及び電話による配達	避難命令発令下においては、代替局に切替えて、業務を取り扱う。強化地域に着信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。
営業窓口	営業時間中は開けておき、緊急度の高い電報の受付、架線申込みの応対等緊急かつ重要な業務を行う。
防災関係等からの緊急な要請への対応 (1) 故障修理 (2) 臨時電話，臨時専用線等の開通工事	警戒本部にて状況判断の上、その場の状況に応じた対応を行う。また、故障申告は、別に受け付け電話を設けて対応する。

(略)

(4) 都市ガス（東京ガス株式会社，東部ガス株式会社，東日本

p. 399

p. 400

p. 406



『生活福祉資金貸付条件一覧』（平成28年12月1日現在）

資金種類			対象世帯			貸付条件					
			低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子	
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	●	—	—	(二人以上世帯)月200千円 (単身世帯) 月150千円	3月 (3月毎に延長、最長12月)	6月	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 (原則として、当該入居予定住宅の賃料について住宅手当の申請を行っている場合に限る。)	●	—	—	400千円	—				
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	●	—	—	600千円	—				
福祉資金	福祉費	資金の目的	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600千円	—	6月	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
			技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	(6月程度) 1,300千円 (1年程度) 2,200千円 (2年程度) 4,000千円 (3年以内) 5,800千円			8年	
			住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な事業	●	●	●	2,500千円			7年	
			福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1,700千円			8年	
			障害者用自動車の購入に必要な経費	—	●	—	2,500千円			8年	
			中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136千円			10年	
			負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	(1年未満) 1,700千円 (1年以上1年6月以内) 2,300千円			5年	
			介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	(1年未満) 1,700千円 (1年以上1年6月以内) 2,300千円			5年	
			災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500千円			7年	
			冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
			住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
			就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
			その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等 ・給与等の盗難、紛失 ・火災等被災 ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき等	●	●	●	100千円	—	2月	12月	無利子		
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	●	—	—	(高校) 月35千円 (高専) 月60千円 (短大) 月60千円 (大学) 月65千円 ※特に必要と認める場合に限り、上記金額の1.5倍まで	卒業後6月	20年	無利子		
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	●	—	—	500千円				—	
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	●	—	●	・土地の評価額の7割程度 ・月300千円	・貸付限度額到達まで	契約終了後3月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	●	—	●	・居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割) ・貸付基本額(当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額)	・貸付限度額到達まで	契約終了後3月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	